

第五章 工業 第二節 工場

計 六一七七四 五一七六五

清國各港に於ける明治三十八年の燐寸原料消費高を比較して漢口其第一位を占むるを見て其燐寸製造業が最も成効しつゝあるを知るに足らむ。

漢口	一五五、九〇八
上海	五九、八四九
廣東	四一、八一〇
重慶	四〇、三五三
福州	一二、二六六
九江	一、三七三
計	三一、五五九

需要地

需要地：重に湖北、湖南、四川等にして河南、陝西、山西等は目下日本燐寸と半々位にて其需要を充たせり。

職工及賃

職工及賃金：職工は男工四百餘人、女工千人以上を使役す。職工保護法としては何等條規の設あるなく、其凶災及び病氣に關しても救恤を爲すことあ

第五章 工業 第二節 工場

工場の種類	職工種類	員數	給一ヶ月料	賃金	食料
爐子房	男工	五	六元	社持	社持
押板房	同	二〇〇	六	同	同
脫板房	同	一〇〇	四	同	同
上藥房	同	三〇	六	同	同
軋刀房	同	八〇	六	同	同
裝盒房	女小工	四〇〇	千個ニ付	仙	自分持
排板房	女小工	一、〇〇〇	一組ニ付	厘	自分持
抽斗張リ	同	同	千個ニ付	仙	社外職工
套子張リ	同	同	同	同	自分持

社外細民の賃仕事なれば其員數は十箱即ち百十五万三千個分の抽斗と套子を製する管なり

らず。唯だ工長、工頭の不幸に際しては僅少の出捐を爲し居れり。又獎勵法も不完全にして、文長工頭の頭役が年季に利益の配當を受くるに止まり、工人に對しては何等の賞與なし、執務時間は午前六時より午後九時までとす、職工の各種の房室に於ける配布及賃金は左の如し。

成包房	男工	五〇	千個ニ付	七仙	自分持
「グロス」成包	同	三〇	同	八仙	同
雜役	同	一〇〇	一人ニ付	六	同
押藥房	同	六〇	六	六	同
計		一、九六五	二七九〇		同

第六款 磚茶製造所

露人の經營

露人の經營する順豐新泰の磚茶製造所は共に露國居留地内にあり。阜昌は英租界にあり就中阜昌は規模最も大にして千三百餘名の職工を使用す漢口に於ける磚茶製造場の由來頗る古く其の信用及取引關係他の工場に比し最も厚く且廣し。

原料は湖北湖南江西安徽の粉茶を用ひ最初之を日に晒し又は乾燥室にて乾燥せしめ次に之を蒸氣にて蒸し小なる鐵製の型に詰め壓搾して作る。其製品は春より夏に亘りて多く航洋汽船を以て露國に直送せらる。又北清及び浦鹽の口より西比利亞に入る右の磚茶製造所の外目下玉帶門外に建設中の

原料 製品

清人經營の分

製品

工場名目	職工員數	製造ヶ月	組織	機械數
自新工藝廠	女工 四〇人	千百打	合資	三〇台

製造場は廣東商興商公司の經營に係り敷地千六百方一方は我三坪八合機械は英國より輸入し職工七百人を使役すべく一日の産出磚茶百枚入七十二箱の豫定四十年の茶の季節までに落成せしむる豫定なり。

第七款 「タオル」製造所

漢陽に於ける「タオル」製造工場は規模あまり大ならず製造高僅少にして且つ其製品は外國品に比すれば非常に粗悪なる者にて體裁よりも丈夫一方に製せられ晒し方不充分にして黄色を帯ぶる位なれども廉價にして且つ耐久的なれば需用は割合に廣し。製品の種類は長さ三尺幅一尺四寸、兩端赤藍線入の者と長さ二尺四寸幅一尺二寸、兩端赤條三本の者と長さ四尺幅一尺二寸兩端藍線三本入の者との三種ありて前二者は洗面に使用し後者は職人等の汗取りに使用せられ専ら下等社會の需用を充たせり。

成	承	順	同	錦
章	記	昌	康	彪
女工				
一五				
六百打				
個				
人				
一〇	二	四	八	二

一般に支那人は貴賤上下の區別なく洗面用及び汗拭用に「タオル」を使用し料理屋戲場茶館に於ては屢々熱湯に「タオル」を浸し洗面するを常とし。茶と同じく接客の必要品たるを以て其需用頗る大なる者あり漢口地方には早晚大規模の「タオル」製造工場の建設を見るべく而して、此事業若し本邦人の手に經營せられれば必ず有利なるべきを信ず。

第八款 蛋白製造場

漢口に於ては現に六ヶ所の蛋白製造所ありて皆外國人の經營に係る。原料は家鴨卵、鶏卵を並用すれども各工場共に家鴨卵の消費量は鶏卵より多し。各製造場は何れも規模さまで大ならず、壹萬元内外の資本を有し百名内外の

需用

原料

資本

産額

副産物

製造方法

職工及其賃銀 139

職工を使役し、各工場一日の産額凡そ二十箱なれども七八の兩月は、各工場共に休業すれば一工場一年の總産額は六千箱内外なり。一箱とは重量約百斤即ち家鴨卵二萬四千六百四十個を費して得たる者にして、尙ほ之より蛋白質の外一桶(三百八十斤)の蛋黃を得べしと云ふ。蛋白一箱約七八十兩蛋黃一箱三四十兩の價格を有し、重に英、佛、獨等の諸國に輸出して藥料、染料、菓子の方に供せらる。製造方法は先づ卵の腐敗せるや否やを驗したる後、女工の手を以て蛋黃及び蛋白に分離し、蛋白は之を鐵鍋中に入れ棒を以つて攪亂し、之を乾燥室に置き醱酵するを俟つて醱酵を速にせんとせば別に酵藥を入れる之を深さ一時徑一呎程の圓形の鐵鍋に入れ此鐵鍋數百を烘房内に移し、百二十度の熱を加ふるときは凡そ六七十分間の後、水分は全く蒸發して、蛋白は鍋底に膠様の淡黄色を帯びたる薄片となりて凝固す。之を箱詰となして輸出するなり。蛋黃は之を鐵篩にかけて融和し蛋黃百分中に十分の鹽水及び二分の硼酸(防腐劑)を加へ手を以て之を攪拌し、紅褐色を呈するを俟つて樽詰と爲す。職工の賃金は男工一日百四十文乃至二百文、女工は八十文より百四十文乃至

二百文。

各工場の名稱、設定期、工場主及國籍、一日の産額、職工數、所在地名左の如し。

所在地	工場名稱	設定期	工場主及其國籍	一日産額	職工數
漢陽	和盛蛋廠	明治二十四年	英商「ウイシンプ」	蛋黃白 六二 蛋黃白 六二 楯箱	男女 II
十大家	美最時蛋廠	同二十年	獨商「デイン」	蛋黃白 五 蛋黃白 五 楯箱	男女 II
三碼頭	元亨蛋廠	同二十二年	同「カールテル」	蛋黃白 六二 蛋黃白 六二 楯箱	男女 II
日本居留地	瑞興蛋廠	同二十四年	白耳義匿名組合	蛋黃白 五 蛋黃白 五 楯箱	男女 II
佛國居留地	公興蛋廠	同二十六年	佛商「グロシヤン」	蛋黃白 六二 蛋黃白 六二 楯箱	男女 II
大智門外	禮和蛋廠	同二十年	獨商「ロクロ」	蛋黃白 五 蛋黃白 五 楯箱	男女 II

第九款 和豐麪粉製造所

該工場は漢口市の西方約壹里なる羅家店にありて、明治三十八年四月開業せり。英國會社として香港に登記せし者なれど、株主の多くは支那人にして、二三の英商と獨商とを混ざる内外資本を以て成立せる者なり。初め登録せる

工場設備

資本

製品及製造高

收支計算表

資本額は銀七萬五千弗なりしが其後計畫變更の爲め十萬弗に増資したり。工場敷地は約一千壹百方、此購入價額一千五百兩、工場、倉庫、事務所及び住宅等壹式の建築物購入價額貳萬五千兩、又汽罐機關發電機等の製粉機械壹式の購入價額二千五百磅、其他附屬機械壹式壹萬弗、之に雜用壹千六百五十兩を加へて合計五萬三千兩七萬四千六百五十弗の固定資本なり、流動資本は資本金十萬弗より左の固定資本を控除したる殘額二萬五千四百弗とす。

一日の製造高(極限高)二十四時間に於て四百袋(一袋五十封度)を製作し、工場としては大なる者に非れども原料と製品價額との差大なるが故に相當の利益を見るを得るものなり。左に開業當時に於ける收支計算表を掲ぐべし。

支出：原料小麥は一ヶ月分九十四萬二千八百十斤にて壹萬五千六百一兩十錢、但し壹百六十五斤に付二兩貳錢、燃料石炭一ヶ月分五百二十二兩(但し一噸五兩八匁替にて九十噸)月給は工場監督技師一人分二百五十兩、及び工場二十八人の支那職工機關室事務所倉庫に六人の支那人を使用し、計二百兩を要し、他に雜費として二百兩を要すれば合計壹萬七千〇七

十三兩一匁之を弗に換算すれば二萬四千〇四十六弗六十二仙となる。
 收入[△]… 麪粉一ヶ月の出来高二萬五千二百弗、但し六十萬斤也、五十封度を
 一袋となし壹萬二千袋一袋の代價二弗十仙替穀麥混合物總額十二萬八
 千五百七十一斤即ち二千五百七十一袋にして一袋一弗四十仙替總價額
 三千五百九十九弗四十四仙大豆原料中の混和物總額十二萬八千五百七十
 一斤九百六十七袋にして一袋二弗總價額一千九百三十四弗尙ほ麩子等
 にて二百四十弗の收入あり、以上合計三萬〇九百七十三弗四十仙の收入
 あり。

故に創業當時の計算によれば收支差引利益六千九百二十六弗七十八仙とな
 る即ち一ヶ月約七千弗の純利益あり。十萬弗に對する一ヶ月七千弗の利益
 を見積るときは僅かに一年二ヶ月に於て其資本の全軀を回收する計算なり。
 然れども和豊に次で恒豊[△]麵粉製造所和豊の隣地にあり一日の製造高八百袋
 等起り其他下流地方よりの輸入品もありて近來供給漸く豊富となり、麥粉一
 袋の市價二弗に低下し、原料小麥は不作の爲め一擔三兩に暴騰せしかば又以

前の如き収益なきに至りし爲め、三十九年末恒豊和豊合併し共同經營をなす
 に至りたれども其後又和豊より下流漢水に沿ひ、漢豊[△]麵粉[△]起り、已に建築は完
 了し、目下機械据付中なり。一日の製造高一千二百袋の豫定なり、又三十九年
 夏露國居留地後部に金龍[△]麵粉[△]廠開業せしが運輸の便利を欠くを以て其生産
 費他に比し高かるべし、一日の産額百餘袋なり、此外本邦人にて麵廠を起さん
 としつゝある者二、曰く東亞製粉會社及日本製粉會社、但し未だ創業の緒に就
 かず。

原料[△]… 原料小麥には三種ありて、黄麥一石百二十斤にて二兩二三匁を上等
 とし、淡黄色にて皮殼薄く内容粉分割合に多く河南に産出す、黄兼紫麥百八十
 斤宛にて二兩二匁及び紫麥百二十斤宛にて二兩一匁の二種は品質稍や前者
 に劣り多く湖北に産出す湖北産は土砂を混ざること其一割乃至一割二分に
 及ぶ、河南品には意外に少し。

第十款 製油製豆糟工場

日信洋行[△]日本棉花株式會社漢口支店榨坊の一は漢陽にあり三十六臺の搾取

機械
産出豆粕

産出油
油と粕の割合
豆粕の市
原料と製品との比

器を備ふ、該機械は半鐵半木造りの簡單なるプレス機形に應用にて凡て人力を用ゆ過般二十臺を増加せり一日の製造高豆粕千枚なり。又其漢口日本擴張居留地内にあるものは機械數十臺を有し一日の製造高三千枚なり。製品たる豆粕は猶ほ多少の油分を含有するも之を大仕掛の滾力壓搾に比すれば、硬度は低くして肥料としての使用上便利尠からずされど滾力を用ひて尙ほ徐々に壓搾し人工工と異ならざる製品を大仕掛に製造する道なきに非ざるが如し。目下一臺晝夜の製造高三十枚にして重量約千四百二十五斤即ち一枚四十七斤餘の重量を有す。搾り出す油の割合は百斤中七斤乃至八斤に過ぎず、即ち千四百二十五斤の豆精を生ずると全時に百〇五斤乃至百二十五斤の油を得ると云ふ昨年春始業當時製品市價は豆粕一枚に付銀六匁乃至六匁五分油は百斤に付銀六匁とす今假りに原料大豆を一石(百三十斤)一兩八匁とすれば一百斤に付一兩三匁に過ぎず此一百斤を以て一兩六七匁の製品を得る勘定と爲る、雜費を合せて一兩五匁を要するとするも其利益大なり。然に近來原料の價頗る騰貴し、大豆一石に付二兩五六匁を唱ふるに至りしも

大豆石の價

豆精の價格は左まで昂らず。一枚八匁二三分なり、目今原料一石支那石の價左の如し。

唐豆	二兩五六匁
早黄	二兩五匁
早青	二兩四匁
遲青	二兩四匁
溝豆	二兩七匁五分
山豆	二兩三匁五分

元豊豆粕製造所

次に元豊豆粕製造所は寧波人阮斐哀の經營する所にして、獨逸專管居留地内にあり。工場敷地は千百七十六坪にして、敷地内には二階建倉庫一棟平屋建倉庫二棟豆粕壓搾室蒸氣罐室各一棟あり、二個の汽罐は英國製にして二十馬力を有す、又大豆を壓搾する「ローラー」十臺は上海にて製造せられたるものにして、壓搾室内の一段高き所に据付らる。其他の壓搾機は人力を以て壓搾す

第五章 工業 第二節 工場

る装置にして、總計百四十臺あり。搾取せられたる油は三個の鐵製タンクに貯藏せらる。目下職工晝夜交代して百四十餘人を使用し、一晝夜の産額豆粕三千枚一枚の重量四十七斤、豆油一萬二千斤なり。

韻生豆粕製造所は漢口の巨商韻生の經營に係り、漢口玉帶門外にあり。百八十馬力の本邦製蒸氣機關を用ひ、壓搾機は九十四臺、蒸氣力を以て壓搾する新装置にして、晝夜豆粕七千枚、豆油二萬八千斤を製造する設計なり。原料は主として河南より瀋車にて來る大豆を用ひ、玉帶門停車場附近にある自家倉庫に貯へ、トラックにて工場へ運搬する計畫を有す。

第十一款 麥稈帽子製造業

麥稈帽子の製造せられつゝある地は漢口の西北方六清里、漢陽を距る三清里に位する三里坡と稱する村落なり。該村落の陳家、徐家、彭家、鹿家、王家は五代以前より麥稈帽子の製造に従事せりと云ふ、而して該業は彼等の本業に非ずして、其妻女が耕作の餘暇になす手内職なり。故に一年中の製作品は多額に上らざれども、該地に製作せらるゝ麥稈帽子は全然日本品の模造品にして、目

下漢口、漢陽、武昌の地に於て下等社會に歡迎せられ、漸次河南より輸入せらるゝに鑄寬き麥稈帽子を壓しつゝありて、今年の各店に於ける三里坡の麥稈帽子と最も捌方宜し、目下は未だ日本品の競争品と見る事能はざれども、多少注意を拂ふべきものならむか。

麥稈帽子は上述の如く陳、徐、彭、鹿、王の五家に於て製作し、尙ほ他に武昌城外の村落にも麥稈帽子製造者數家あり。いづれも内職に爲しつゝあるに過ぎざれば固より多額の資金を要するに非ず、只だ麥稈眞田を河南光州地方より仕入るゝ節、原料買入費に各家十兩内外を費すのみにて、陳家一年の製造數は凡そ二千個、五家の製出高合計一萬三四千個内外にして、之を價額に見積れば僅に三四百兩なるべし。

製作品は單に一種類にして彼の片鑄の寬さ五六寸より一尺に亘る、支那固有の廣幅帽子と異なり、日本品を模造せる者にして、片鑄の寬さ三寸三分、山の高さ三寸、其製造法は河南地方より買入れたる平組の五本組七本組九本組の眞田を用ひ、我邦の製法と全じく白糸を以て、眞田を綴合する者なれども、毫も器

械を用ゆること無し。鉢巻き、リボン等は粗造なる蠟引布を用ひ、猿皮及び帽子裏を用ひず。又河南より輸入せらるる眞田は、漂白悪しく不充分なれども、其儘使用するが故に色澤悪しく容易に變色するも、該品の需要者は重に下等社會なるを以て、色澤等の嗜好には重きを置かざるが如し。

又た此等需要者が最も注意を拂ふ堅牢の點に於ても縫方拙劣且つ綴糸弱くして一夏を過ぎざる中に早くも綴目より破綻するの欠點あり。而も尙ほ需要者が之れを愛好するは他なし、日本品を模擬して需要者の時流を追ふの風に投じたりと、他の從來流行せる鍔寛き帽子に比して其重量軽く且つ價格の比較的廉なるを以てなり。若し更に色澤堅牢の點に工夫を凝らさば必ず需要者の増加を見るに至るべきか。尙ほ茲に注意すべきは彼等製造家が小兒帽子に日本品乃至外國品の模造品を製作し居れることなり。元來日本品外國品の小兒帽子に至りては廉價のもの少なきを以て、需要者の範圍割合に狭き感あるも、該模擬品は上述の河南産の眞田を染色し、或は綴目に五色の小布片を嵌めたる外別に面白き考案を施したるに非れども、之にて下等社會

の嗜好に適するに充分なる者にして、且つ其廉價なること到底日本品、外國品の比に非れば是又漸次愛用せらるるの傾向あり。河南より漢口に輸入せらるる鍔寛き帽子の相場と、武漢地方の製作に係る日本品模擬品との相場の比較左の如し。

種類	鍔の廣さ	卸相場	小賣相場
上等	六寸	九六〇 <small>文</small>	九八〇 <small>文</small>
中等	同	二四〇	二六〇
下等	同	一四〇	一六〇
武漢製造品			
(二種のみ)			
小兒用	三寸三分	八〇	一〇〇
	一寸七分	二〇	三〇

原料……該帽子の原料たる麥稈眞田の供給地は河南省歸德府の鹿邑縣、全光州の光州、全鄭州の滎澤縣等なり、而して該品の仕入價額は一斤百文なりと云

榮澤縣の麥稈眞田は該縣の重要なる土産にして、又河南省重要輸出品の一なり。獨逸は該品に付て大に注意を爲せる者の如く、今清曆光緒三十二年正月二十日北京報により、榮澤縣の知縣が麥稈眞田の税を増加したる件に關して、當時駐清獨公使男爵、フオン、シユワル、チエン、スタイン、氏の外務部に照會したる一節を掲げて參考に供せん。

請禁增加出產税 河南榮澤縣土産以草帽辦爲大宗、毎年内外人販運出口者爲數不少、現該縣合會議增抽出產税、德穆使以草帽辦爲中國大宗出口貨、現在日本亦有此項貿易、遽增稅自阻銷路、實非所宜、等語、告知外部、請電飭豫撫迅速禁止、云云。

(河南榮澤縣の土産中麥稈眞田は其重なるものにして、毎年外國人の手より輸出せらるゝ者又少なからず、故に頃日該縣の知縣は麥稈眞田に對して増税を爲せり、然るに獨公使は麥稈眞田を以て清國の重要輸出品と爲し、日本亦這般の貿易あるに、今俄かに増税して自ら販路を阻害するが如きは策の

得たる者にあらず、宜しく貴部より河南巡撫に電命して増税を禁止せらるべし、云云)

然れども、刻下は未だ規模小にして、需要の範圍も漢口、漢陽、武昌の市上に過ぎず、未だ他に輸出するに至らず、要するに三里坡に製作せられつゝある麥稈帽子は其製法幼稚を極め、且つ產出額少數にして、目下の所日本品と競争すること能はず、又非常の廉價にして、需要者が下等社會に限られ居るを以て未だ日本品と競争するに至らざるも、將來に關しては大に注意を要すべき產物たるべき也。

第十二款 棉線工場

棉線工場は漢陽にあり、目下營業を爲しつゝあるは四十二軒、其内重なるものは上泰和永、下泰和永、復順植、王利記の四工場にて、毎家備付けの機臺五六十臺あり。該棉線機臺は本邦商中桐洋行の賣込品に係る、職工一人の賃金は實棉に就きて四十五文を給す、一日の線棉高は百斤にして、實棉の品質の上下によれど、三十七八斤の線棉を得。

斯くして繰り上げられたる棉は棉布の袋に入れらる。大俵百八十五斤中俵百五十斤、小俵七十五斤にして此等の繰棉は公安、森記、徳棧、新徳棧、泰記、元裕等の倉庫業者に寄托せらるゝを常とす。

本邦等に輸送すべき棉の荷造りは、美最時、瑞記、立興、禮和、及日信等の諸洋行にある壓搾機械を経たる者なり。

第十三款 烟草工場

福華烟草公司是漢口永寧坡にあり、三十九年八月開業し其製品は市中に相應の賣行あり。同会社の資本金は一萬兩許にして、商務局總辦孫泰折主として其經營に任ず。工場の位置は漢水に沿ひ原動力は七馬力の直立蒸氣機關にして刻み機械裝藥機及乾燥機各一臺あり、又大阪榊田鐵工所製造、ボンサク式巻機一臺ありて、一分間に能く二百四十本を製造す、職工の数は目下男女合せて二十四人、賃銀男工一ヶ月八元、女工一日十六仙、烟草は河南及廣東産を専用し紙吸口箱藥品は凡て本邦より輸入す、本工場一日の製造高三十萬本にして製品は十本箱入老鸞印(イーグル)及五本包及十本包の象印(エレファント)の三

種類あり口當りは共に專賣局製の「リリー」に似、香味共餘り強からず、卸賣五萬本一大箱の價は老鸞印百元、象印九十元にして、目下市中小賣値段は兩者共一箱三文なり、兩者共巻方堅からず、烟草の火消え安く、烟草の紙の織き目不整正且密着せず、香味も支那人には少しく弱き様に思はる、目下當地乾燥期にして巻烟草も其質を害せらるゝの恐なきも、四五月の交濕氣多き時期には該品は果して其品質を變ぜざるや否や未だ疑なきを得ざるなり。

第十四款 湖北廣藝興公司

手工を推廣し土貨を改良し中國利權を保存すと云ふにあり。本店を武昌三道街に置き附屬發售所は漢口一碼頭發行總號と稱すに其の製紙廠製紙徒弟學校及石印彩色圖書館は漢口大智門外に、印書館は武昌大朝街、博羅中西印書館と稱すに、竹木漆三科十四廠は武漢各地に分設せらる、絨織科は武昌三道街にあり。總辦は程子大(候補道)にして事業の種類は一、造紙二、印刷三、木工四、漆工五、竹工六、絨織あり、此の外事實上工業徒弟二十名を養成しつつあり。

山來本公司は張之洞の考案に係り明治三十九年五月より事業を開始したり。

造紙廠の如きは悉く日本留學生横濱松田工場卒業生と稱すにして其製品は北京商部より褒状を受けたりとのとなり。

武昌の兩湖勸工廠の三十九年四月開業當時に於ける出品は多く此公司の製造に係り武昌官場の後援厚し。

第十五款 武昌善技局

官營模範工場……善技局は張總督が内地の工業を振作し土産工藝品を改良するの目的を以て、武昌長街兩湖勸業場に對する地所に建設せらるゝとなり、其建物建築は遠からず着手せらるべし。建築費豫算十二三萬元にして内、部を三區に分ち、第一區には土産及外國製造品を蒐集陳列して、地方工業者の查繳研究に資し、第二區は手工業模範工場にして蠟燭石鹼等の製造をなし、専ら在來の内地手工の改善を圖るの目的とし、第三區は即ち器械製造模範工場にして、新式機械を据付け器械木工器械鍛冶等を營み主として機械の應用を獎勵普及せしむるを目的とす。而して右機械購入費工場及陳列所内設備費は未だ決定するに至らず、建物建築に凡六ヶ月を要する見込みなれば開業

は早くも明治四十年末頃なるべし。

第六章 牧畜と漁獵

第一節 牧畜業

楊子江の流域たる中央支那一帶の地は、大部分廣漠たる原野にして、春夏の候は青草繁茂し、天然の好牧場たるにも拘らず、未だ牧畜業と稱すべき程のものなく、唯僅かに農家の副業として、家畜を放養するに止れり。然れども漢口地方に於ては、在留外國人の増加に連れ、其需要する牛乳の量益々多きを加ふるが故に、近來郊外に多數の乳牛を養ひ、盛に乳の搾取に従事するを見る。

第一款 牛乳搾取業

漢口外國居留地の後方に當り搾取場十數ヶ所を設け、乳牛凡そ三百頭を放牧せり。元來漢口後方一帶の郊外は牧畜に適當なる原野に富み、春より夏に掛け、一面青草を以て被はれ飼料の潤澤なる他省に多く其比を見ず。故に食餌

として、特に給與するは僅かに其一半に過ぎずと云ふ。唯冬季三四ヶ月間牧草の枯凋する時期に入りて初めて**麩皮**、**稻草**、**白菜**等を與ふ。されど**麩皮**は割合に高價なるが故に、代ふるに**棉實**の**縮種棉油餅**を以てし之に**藁**の寸断せるものを混じて飼料となす。一日一頭の飼養費は**麩皮**なれば一角(約我拾錢)稻草なれば三分、我四錢五厘**棉油餅**を與ふれば六分を要す。乳牛の賣買價格は普通三十元内外にて最も良種の乳牛と雖も、三十五元を出てずと云ふ。乳牛は皆地方産にして、外國種を混ぜず。毛色は種々あれども、普通橙黄色又は淡褐色のもの多く或は全身黑色なるあり、黄白の班點を有するあり。而して牝牛は一年一頭の子牛を産す、若し其子牛にして牝なれば飼養して乳牛となし、牡なれば一二ヶ月の後賣却す。牝牛は生後三年を経て子を生み、搾乳に堪ゆ。牧場には必ず一人の養牛者ありて放牧牛の監視をなす、十四五歳の少年多く之にあたる。

收支計算

今試みに其營業一ヶ月間の收支を計算すれば
 収入 (乳牛拾頭を放牧するものと見做す)

飼養費
 乳牛の價

牛乳賣價 一石八斗 (一頭一日六合と見做す)

四拾五元

支出

飼料

拾五元

給料(牛乳配達人二人)

拾六元

上全(牧童一人)

四元

差引收益

拾元

現在の主なる牛乳搾取場左の如し

義泰(米國人)、萬泰(英國人)、方裕台、源興合、王義太、日利生、日生(印度人)、汪隆記、葉祥泰、外六、七戸。

第二款 養豚業

豚は支那人の動物質食料の重要なものにして、清國何れの地方にても農家の之を飼育せざるものなし、如何なる僻邑に至るも養豚業を見ざるはなく、殊に中央支那に於ては養豚業は牧畜業の大部分を占むるが故に、養豚業に就ては多少詳説の要あり。

漢口地方に産する豚は、多く黑色にして、全白の豚を見ず。半白半黒の豚は之

種豚は悉く湖南産

飼養方法

を花猪と稱し湖北の潜江、天門、沔陽、解州等に飼養す、而して種豚は盡く湖南より輸入したるものとす。

飼養の方法は、毎日正養二次、間養三次に渉るものあり。湖南は米穀を産する多き爲め、荒米を給し、湖北は雜糧、酒糟、野菜、小麥、糠等を與ふるもの多し。若し豚の肥滿を欲せば、大麥を炒りて粉末とし、之に他品を混合し與ふるを佳とすと云ふ。

繁殖

子豚

牝豚は一年三度受胎し、俗に猪三狗四と云ふ、即ち豚は一年に三度、狗は四度子を孕むの謂三ヶ月にして分娩す。每胎六頭以上多きは十七八頭を産む。子豚は生れてより一ヶ月にして母乳を離れ、食に就き始むるを通例とす、其當時の飼養法は洗米水に粥若くは他雜糧の挽粉を加へて給與し、五六ヶ月の後、量目凡そ五六十斤に達する頃なり始めて粗食を自擇し得るに至つて止む。生後滿一年に至る比は、最早大に肥滿し、俗諺に當年百斤と稱する迄に發育するものとす。子豚は當地方小猪又は養猪と唱へ、體量十斤以内、賣買價格每斤銅錢百文内外にして盛に發育の際は、造子と唱へ、尙ほ一層生長すれば肥猪又

去勢

種豚の飼養法

は肉猪と云ひ價格は一斤通じて百五十文内外なりとす。種豚たるべき牝豚は、牝を母猪、牡を郎猪と云ひ總て去勢せず。之に反し一般食用に供する豚は未だ乳離れせざる小牡豚の時已に勢を去る、之を割猪と云ふ。割猪となりたる者は隨時圍ひ場より出して或は別處に飼養す。又小牝豚は乳離れ後引續き親豚と飼養すること、兩三ヶ月及べば、是れ亦小牡豚と同様勢を去り、之を割花一名鉄猪とも云ふ別扱ひをなすと小牡豚と同じ。斯くの如く去勢を勵行するは、一に能く發育肥滿せしめんがためにして、湖北各地到る處皆然らざるはなし。

種豚たるべき母猪を養ふには、通例の肥猪を養ふと其趣を異にし、未だ受孕せざるときは佳良の食品を給せず。藜藿、野菜、或は野草を食ましむ。受孕後始めて雜食を與へ以て胎を養はしむると雖も、尙ほ佳食に過ぎざる様注意す。蓋し佳食に過ぐれば、徒らに脂肪を多生し却つて胎豚に害を與ふるの恐あるがためにして、産後に及びては上食を給するも是れ亦乳の多からんことを欲して専ら米粥を與ふ。母猪は凡そ十ヶ年位飼養され得べく、種豚として價

種豚の肉
は食ふに
堪えず

格は年若き丈け高けれども、通じて一頭三吊文乃至五吊文に過ぎず、其肉は人の食用に供せらるゝ事なく、唯其皮を剥ぎて皺を造るに用ゆるのみ、而かも其皮を剥ぎて賣るは概ね死豚にして、無論貧窮の養豚者に限り、稍資力ある者は之を爲さず、豚屍は唯投棄するのみ。畢竟種豚は肥猪と異り、肉の味は佳ならずるに據るものにして、若し強ひて之れを食用に供せんとせば、最近の受胎後兩三年間肥猪と同じく去勢して蓄養せざるを得ず。其郷間の養豚者にありては、母猪を養ふもの郎猪より多く、郎猪は二三清里地方僅かに一二頭あるのみ。是れとても貧賤者若くは孤獨者に非れば養はず、何となれば交尾の際一回に一百文宛の手数料を徴する等、其所業何となく下賤に且不體裁なればなり。郎猪の飼養は、肥猪、母猪より較や佳食を要し、且つ毎食に食鹽三四分宛位を調用し、以て精氣を養はしむ。凡そ郎猪一頭につき母猪百餘頭と交尾せしむる事を得れども、郎猪自身の賣買價格は母猪よりは安く、每頭一二吊文に過ぎず、唯皺皮としては、母猪の皮より價高きも、其肉に至りては、母猪同様の食ふものなし。

郎猪を飼
ふは貧民
に限る

郎猪の飼
養

購買方法

豚を買入るゝには、郷間の養豚家若くは猪行豚屋に就て小猪若くは小造子、半大造子等を買入るゝか、又は臍猪と稱して仲買人の各村より一二頭宛買集め、水陸便宜に随ふて之を市鎮の猪行に送り、越し轉賣するの際、隨時隨意に選擇購求するを普通とす。

豚毛の取
引

白色豚の採取法も、黒猪鬃(Pigs' Bristles)と同様、湖南其他の地方より輸送し來りたるもの、或は各郷より少許宛送り越すものを集め、男女工を雇ひ梳篦を以て梳清するものなるが、白豚毛は、至つて少額なるが爲め盛なる取引なく、唯時に廣東へ輸送するものあるのみ、其黒猪鬃も十餘年前は、人の一向願るものなかりしが、此數年前よりして漢口地方の外國商の買入れ始めたる以來、年増に盛大となり、明治三十八年漢口より清國各港並に諸外國へ輸出したる高、合計九千八百十一擔、此價額六十六萬八千七百四十三海關兩に及べり。現今の市價は、每百斤上物百三四十兩、中物百兩内外、並物五十兩餘にして、長さ四寸以上六寸のものは上物に屬し、三寸乃至四寸のものを中物とし、二寸以上三寸のものを普通品と稱す。然れども六寸物と稱するも百斤盡く六寸物を揃へしに非

ず、他も亦之れに同じきは言を俟たず。比較的上物を産出するは河南地方にして次を山西、其次を四川、又其次を湖南、湖北とす。河南の豚は山猪又は北猪と云ひ、一頭の重量約二百餘斤、大にして年老ひ、其毛の深長なる他省産の及ぶ所に非ず。然るに花猪は黒猪に比すれば、身勢小形にして、骨格大ならず、黒猪よりも肥へ易しと稱すれども、地勢氣候等の然らしむる故にや一頭にして河南猪の如く二百斤内外に渉るもの概して少數なりと云ふ。

第三款 一般の家畜

前二款以外の家畜にありては、牛を普通とし、毎戸大抵二頭位を有し、貧家にありては二家相約して一頭を養ふものあり、稍々富有なるものは普通牛一二頭、水牛一頭を飼育す。水牛は之を牛に比すれば、其價格及び飼料共に高價なれども、使用期長く、且つ粘質の耕地は、水牛に非れば力不足にして用は堪へず。牛及水牛何れも耕耘の目的を以て飼養するものにして、専ら放養をなす、山岳地方にては、一家六七頭を有するものあり。又馬、驢、山羊等も少からず、驢の如きは、米五斗入りの袋三四個を駄するを常とす。馬も亦甚だ矮少にして、驢に

比して少しく優れるのみ、鶏も亦一般に飼養せられ、一家に約七八羽を飼育す、一羽の價格は二十五仙内外にして、鶏卵は一個七八文なり。雌鶏一羽の産卵数は一年百個以内ならんと云ふ。

第四款 獣疫

牛疫は、漢口地方に於て、近年殆んど流行を見ず。唯だ最も恐るべきは豚疫にして、一朝該疫の流行することあらば、其勢猛烈を極め、忽ちにして數百頭の豚を斃すの慘事を見るべし。然れども清國は人文未だ開けざるが故に、更に人工的検査方法を講ずるもの無く、徒らに坐視傍觀して、該病の蔓延猖獗に委するが如し。唯一の防禦方法としては、該疫の流行に先ち各々其養豚を撲殺し、其肉を鹽漬として、之を各店舗に於て販賣すと云ふ、而して鹽漬豚は多く如上の時期に臨み、製造するが故に、其食膳にのぼる際は最も注意を拂ふべきものとす。

第二節 漁業

第一款 漁業 (此一款は清國留學生某の特に記述せる邦文に係る故らに殊批を加へず)

漁業者(漁夫、漁翁)魚を捕るの情况及び魚類販賣市場の状況左の如し、
 漁業は長江一帯、何れの地にも行はるれど金口地方最も旺なり、此地江夏縣の
 所屬に係る。

(イ)春季 漁翁釣(釣)を江邊に垂れ、魚若し釣を吞めば竿を揚げて之を獲るべし、
 或は藏罾(我國の四手網)を用ふるものあり、其法甲と乙と江に沿ひて互に藏罾
 を水中に沈め、架子を船上に置き少時の後搬起して魚を獲可し。又撒網
(投網)を用ふるものあり、其法漁夫船頭に立ちて網を江中に撒じ少時の後收
 起して魚を獲可し。

(ロ)夏季秋季 夏季秋季に於て、魚を捕るの法も亦前と同様なり。但夏季は
 大水の爲め、魚水底に潜伏するが故に之を捕獲すること多からずと雖も、秋
 季に於ては夏季に比し稍多量に捕獲することを得。

(ハ)冬季 魚を捕るの法も亦前と同様なりと雖も、水清く魚水面に游泳する
 が故に捕獲せらるゝもの甚だ多し。

漁夫既に魚を獲ばこれを魚市場に運販せざるべからず。魚市場中最も盛な
 るは漢口にして漢口に於て、魚を收買するものは大別にして二種となす。

(一) 漢口の風俗は、旅館も商團(漢口商團)も富家も貴族も皆新年のために魚
 を鹽漬となし、以て或は親友に餞送し或は家宴を張る。其鹽漬となしたる
 者、一尾大概五十斤以上にして、其小なる者は、漁業者之を武昌、又は漢口に小
 賣す。

(二) 所謂四川幫(四川の商人集りて一商團を爲す云ふ)魚を買ひ求め、鹽漬となしたる後、之を木
 桶に盛りて四川省に運販す、而して四川幫の中にありて恒裕公、同興公等の
 巨商の如きは之を買ふこと最も多し。

沌口、黃沙港、磨子石、黃沙、黃陵磯等は、漢陽縣に屬する内河にして皆魚を産
 す。其魚を捕ふる器具には、釣、撒網、百帶子網等あり、是等は春夏秋の三季
 に於て用ゐるべしと雖も、蕪湖は、唯冬季に於てのみ之を用ゆ。蓋し冬季は

水少きを以てなり。

關湖、湯湖、茶湖、銅湖、關聯湖等は漢陽縣に屬する内湖にして、皆魚を産す、其他尙小湖の魚を産するものありと雖も、今一々これを述ぶるに違あらず。而して魚を捕ふる器具は、春は卡子と小鈎とを用ひ、夏秋も亦然り。唯冬季は水涸るゝがため大麻網、小麻網、絲網、繩を用ふ。就中繩を用ふる法は、先づ鐵と石とを次第に繩の下方に繋ぎ、次に細き竹竿を繩の上方に附く、斯くして繩を水底に沈め、竿を水面に浮ばしむ。次に繩の兩端を左右二舟に繋ぎ、目的地向つて之を曳けば、水底攪亂し魚類驚きて目的地向つて逃ぐ。魚既に目的地に近かば、麻罩を用ひて之を覆ひ、或は魚父を用ひて之を撃つ、俗語に、『魚能踰千層網、難逃一根繩』と云へるもの蓋し此を謂ふ也。

魚踰千層網、難逃一根繩

江夏縣に屬する一湖あり、之を東湖と謂ふ、其魚類を捕るの法及び之を賣るの法も亦皆前と同じ。

以上各湖に於て湖主は漁業を管理して魚税を政府に納む、而して湖主湖水を漁夫に貸すにあたり兩者の關係は左の二種となる。

(甲)、漁夫は魚を取りて其一半を湖主に分與し以て借貸に代ふるもの。此場合には湖主は人をして漁獲を監視せしむ。

(乙)、漁夫借貸を定めて湖主に與へ、魚を分與せず。

第二款 獵業

中央支那一帶殊に湖北地方には獵業甚だ盛ならず。鳥類は鳩、雁、雉子、鴨、鶩等多ければ、土人舊式の小銃を以て之を獲れども、専門に獵業を營むものとはなく、春夏秋の交耕作に従事するものが、冬季農事閑散なるに際し副業となすに止る。其獲物は之を漢口、武昌等の市場に送る。

以上の諸種の鳥は皆に其肉の食膳に上すべきのみならず、其羽毛は取て羽扇を製すべく、寝具用として輸出さるゝものも尠からず、獸類には、兎、鹿、獺、狗、黄毛鼠多く、兎鹿は食用に供せられ、他は只だ其皮を需要す。

第七章 航運

第一節 汽船航運業

第一款 概論

第一項 長江航業の大勢 (明治四十年三月二十六日稿)

久しく英清兩國人のみの手に經營され居たる揚子江航路は、明治三十一年我
 大阪商船會社が長江に指を染むるに迫りて新時期に入れり。多年相互間に
 競争を繼續し來りたる英の太古洋行(太古洋行)パツターフキルド、エンド、スワイア(怡和)
 洋行(ヂヤデン、マゼソン、エンド、コムパニー)及び清國官營の招商局(チャイナ、マ
 アチャント、スチーム、ナビゲーション、コムパニー)は、新進の日本が日清戰役後、
 戰勝の餘勇を以て、大阪商船會社の航路を揚子江に開かんとするを見て、斷然
 三社間の競争を中止し、荷客運賃を協定し、營業の敏活を圖り、進んで三社の汽
 船を一團とし、上海漢口線に於ては毎日兩地を一隻づゝ出航せしむるの制を

英清專利

商船會社
航路興る

英清三社
聯合

商船會社
迫害せら

商船會社
航路の基
礎定まる

獨乙指を
染む

郵船會社

佛國亦加
はる

五國八社
の定期線

立て甚しきは、三社船の一が擱沙又は遭難せる場合には、通り合したる三社船
 は、必ず之を援助すべき義務あると共に、大阪商船會社汽船の遭難又は擱沙せ
 る者を援助したる三社船は、巨額の違約金を徴收せらるゝ規約迄も定めてあ
 らゆる迫害を加へたり。然れども戰後活動の國運は迫害に遭ふて一段の銳氣
 をや加へけむかゝる強度なる壓力の下に、商船會社の躉船は支那市街江岸最
 好の地位に置かれ、瀬戸内海的小汽船(天龍川丸、大井川丸)の類は間もなく淺吃
 水、大容積の長江向新造汽船と代り、荷客靡然として、之に赴くに至れり。越え
 て二年、新に山東の地歩を確定し、轉じて富源天下に冠たる長江に着眼せし、獨
 逸は租界の經營と共に航業にも銳意し、漢堡亞米利加線及び北獨乙、ロイドの
 二社相踵いて上海漢口線を開始す。實に明治三十三年の末也。昨明治三十
 年に入りては佛國は東方輪船公司の名を以て新に此航路を開始し、外に日本
 郵船會社が麥邊線を買収し、英國名義にて營業せるを加へて上海漢口間の定
 期航路には五國八會社の混戰を見るに至れり。競争の結果は荷客運賃の低
 下となり、乗客待遇費用の増加となりたるのみならず、更らに夏季に於ける航

競争激甚
各社の大
聯合は自
然の勢
我が四社
の合同

洋流船の直航線を開始するあるに至つては如何に國家的後援を有せる諸會社と雖、久しく其弊に堪ふる能はず。終に一大協定を見るに至るべきは自然の數にして、今日に於ては唯た時日の問題たるべしと思はる。さるにても最近我が商船郵船二社は長江航路に於ける現有一切の利益を擧げて、大東湖南の兩社は各自解散を斷行して、日清汽船會社と新旗幟の下に、我長江航運業の大同團結を爲し遂げ得たるは確かに中央支那に於ける帝國利權の發展上の一大進歩と云ふべく、延いては此航路に於ける列國航業の大聯合の地歩をなすものと云ふべし。

若し夫れ漢宜線に於ける獨逸の撤退、湖南航路の盛衰等に至つては項を更めて説述する所あるべし。

第二項 楊子江に於ける汽船航運業國別表、

上海漢口線

國籍	會社數	船隻數	噸數
日本	一	四	六、〇四〇
英國	四	一四	二〇、九二三
獨逸	二	五	五、七四三
佛國	一	三	五、一八〇
清國	一	五	七、九六〇

漢口宜昌線

國籍	會社數	船隻數	噸數
日本	一	二	二、一四七
英國	二	三	三、四二七
清國	一	二	一、一八三

第一表中、英國四社の内、一は長江輪船公司にして舊麥邊線を買收したる日本

第七章 航運 第一節 汽船航運業

漢口宜昌間

上海漢口間

郵船會社が故ありて英國々旗の下に營業せるもの、一は定期の航業は營めども微力恐るゝに足らざるのみならず、近頃買収談さへ傳はり居れり、第二表中に明治三十八年迄獨逸一社二隻の一線ありしも政府の補助なく收支償はず、廢止せり。

第三項 各會社畧説

(イ)大坂公司 大坂商船會社の支店にして、明治三十一年の設立に係り、本社の資本金壹千六百五十萬兩、明治四十年四月迄繼續せし政府の補助金は、漢口上海間に於て、年額二十四萬四千九百三十八錢二厘にして、漢口上海線に四隻、漢口宜昌線二隻の大汽船を有し、夏季は航洋汽船の三隻を以て漢口大坂間の航路に當て居れり。同社の倉庫及蘆船は支那街沿江の中央にありて淡水を距ること遠からざれば、貨客の乗載に最も便利なる位置にあるものと云ふべく、新に開始したる露國租界の新碼頭も亦た有望なるべし、但し前者は日清汽船會社に引繼がるべきもの也。

招商局

(ロ)招商局 清國の半官半民的經營にして、光緒元年に開業し、英名を China

大坂商船會社

太古洋行

Merchant Steam Navigation Company. と稱し、資本金壹千五百萬兩、上海兩長江航路に使用せる船舶總隻數七、上海、漢口及び漢口、宜昌の二航路を有し、最近新に一隻を加へて湖南航路を開始せり。

(ハ)太古洋行 英國人の會社にして、明治十年頃の創立に係り、英名を Butterfield & Swire Limited. China Navigation Company. の代理店なり。單に航運業のみを營むに非ずして、各種の貿易にも従事す。漢口、上海間、漢口宜昌間、及び漢口湖南間の三航路を有し、之に用ゆる船舶總隻數七隻。

怡和洋行

(ニ)怡和洋行 英國の會社にして、光緒三年の設立に係り、英名を Jardine Matheson & Co. と稱し、Indo China Steam Navigation Co. の代理店なり。漢口上海間、湘潭漢口間の二航路を有し、所用船舶總隻數五隻と、資本金英貨壹百貳十萬磅とを有し、太古洋行と全しく諸種の貿易を兼業せり。而して怡和、太古、招商局は長江に於て共通計算の合同營業をなせり。

鴻安公司

(ホ)鴻安公司 一名華昌公司と稱し、英國の合名會社に係り、英名を Greaves & Co. と稱し、明治二十四年より長江筋の航路を開始せり。資本は英人三、支

那人七の割合にて出資せりと云ふ、船舶總數は四隻にして漢口、上海間の一航路を有するのみ。

(ハ)瑞記洋行 瑞記洋行は、獨逸人の所管にして、明治三十二年の創業に係り、原名を Arnhold Karberg & Co. と云ひ、Hamburg America Line. の代理店なり、船舶總隻數は二隻。現に漢口及び上海間の一航路を營めり。

(ト)美最時洋行 獨逸人の所管に係り、Melchers & Co. と稱し、Norddeutscher Lloyd Co. の代理店にして、光緒廿六年業務を開始し、船舶總數三隻にして種々の貿易を兼業し。漢口上海間の一航路を營めり。

(チ)湖南汽船會社 明治三十六年の設立に係り、資本金百五十萬圓の株式會社にして、日本人の所管に屬し、船舶總數は三隻にして、漢口長沙湘潭間の一航路を有す。

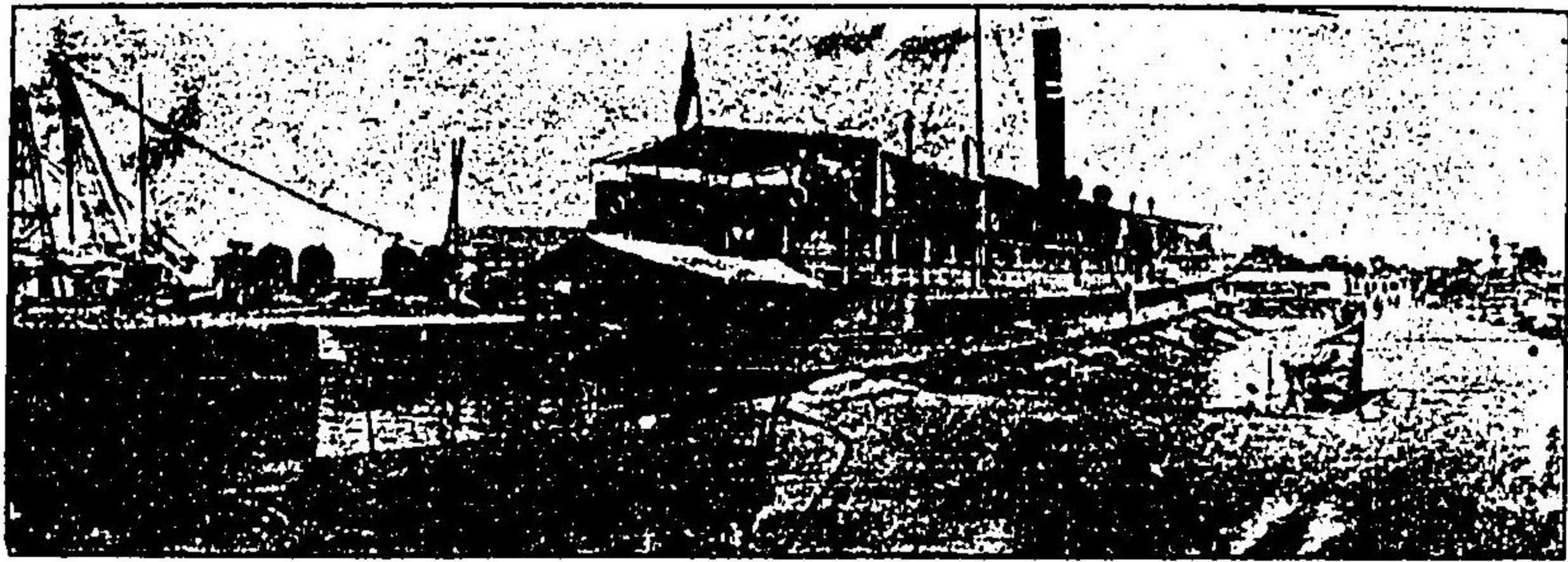
(リ)日本郵船會社 明治三十九年三月初めて漢口、神戸間の直航を開始す、其前已に舊英商太平洋洋行の華利(六六一噸、萃利六六三噸)の二隻を買ひ込み、引續き、英國國旗の下に上海、漢口間の航路を營めり、但し此二隻は建造中の三新

瑞記洋行

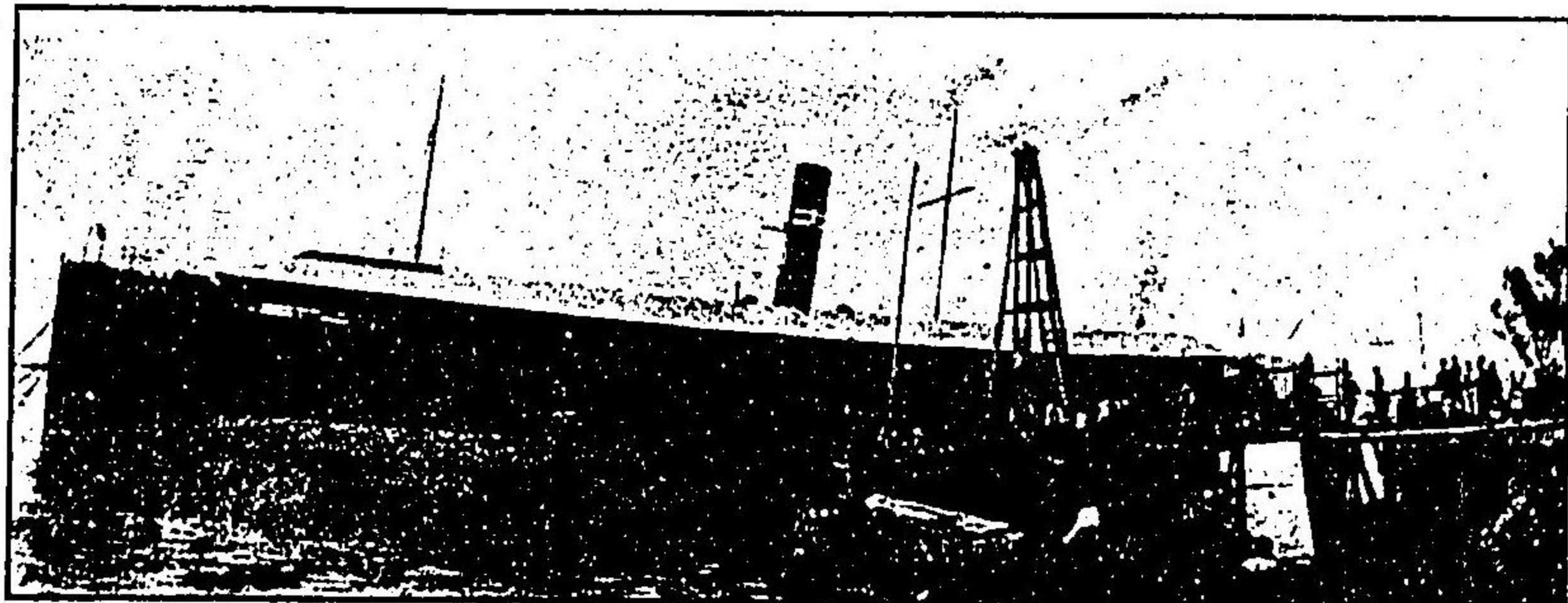
美最時洋行

湖南汽船會社

日本郵船會社



丸 亨 大 る け 於 に 渠 船 海 上



船 莖 の 社 會 船 商 阪 大 江 鎮 在



地 錨 の 京 南

揚子江沿岸各地の風景(其一)

汽船と共に合同後の日清汽船會社に引繼ぐ等。

(ヌ)佛國東方輪船公司 佛國人の所管に屬し、Compagnie Asiatique de Navigation
と稱す、明治三十九年四月の開業、船舶總數二隻、漢口、上海間の一航路を有
す。

(ル)兩湖輪船公司 清國人の所管に係り、光緒廿四年の設立にして、資本約四萬
兩なり。卅七年張之洞は、漢口に於ける該會社の碼頭及陸上設備を買ひ入
れ殆んど半額の資本主と爲れり。船舶總數五隻あり、此内三隻は、長清公
司と合併せし際、同公司より讓受けし者にして、皆二三十噸の小蒸氣船なり、
湖南に汽船航運業を開始したるは、蓋し該會社を以て嚆矢となす。

第二款 漢口上海間の航路

漢口、上海間の航路は、最も重要な航路にして、之を漢口より上流の航路に比
すれば、江水深くして冬季最減水の時と雖も、膠沙の憂稀なり。同航路に於け
る各汽船會社の船名噸數等左の如し。

第一項 各社の汽船

第七章 航運 第一節 汽船航運業

大坂商船會社(大阪公司、日本)

船名	噸數	煙突記號塗色	定期
大和 Daikoku	一、三二五噸	煙突は黒にして白色大の字の圈	壹ヶ月十二回の發着
大貞 Daizen	一、六八一噸		
大福 Daifuku	一、七五八噸		
大吉 Daikichi	一、二八七噸		

招商局(China Merchant Steam Navigation Co. 清國)

船名	噸數	煙突記號塗色	定期
江孚 Kiangfoo	一、四六八噸	黑色にて廣幅の黄色圈線	一週四五回
江永 Kiangyung	一、四五一噸		
江寬 Kiangkwang	一、四五一噸		
江裕 Kiangyue	一、四九〇噸		

太古洋行(Butterfield and Swire 英國)

船名	噸數	煙突記號塗色	定期
大通 Ta tung	一、二六四噸	煙突は黒色	一ヶ月十二回發着
安慶 Nganking	一、七一九噸		
鄱陽 Po yang	一、八九三噸		
金陵 Kin ling	二、八三一噸		

怡和洋行 (Jardine, Matheson & Co 英國)

船名	噸數	煙突記號塗色	定期
吉知和 Kaitwo	一、九二四噸	煙突上頭部黒にて下部紅橙色	一ヶ月九回發着
瑞和 Suiwo	一、九三二噸		
德和 Tukwo	一、三三五噸		

鴻安公司 (Greaves & Co 英國)

船名	噸數	煙突記號塗色	定期
德興 Teh Hsiang	九三七噸	煙突は黒色	一ヶ月十二回發着
長安 Chang an	七八九噸		
益利 Ili	五一九噸		
寶華 Pao hua	四三四噸		

第七章 航運 第一節 汽船航運業

瑞記洋行 (Arnhold Karberg & Co 獨)

船名	瑞泰 Sui tai	瑞安 Sui an
噸數	一、二四五噸	一、一四五噸
煙突記號塗色	煙突は暗褐色	
定期	一ヶ月六回發着	

美最時洋行 (Melchers & Co 獨)

船名	美大 Mei dai	美利 Mei lee	美順 Mei Shun
噸數	一、一五二噸	一、一五一噸	一、一五一噸
煙突記號塗色	煙突は黑色		
定期	一ヶ月に九回發着		

佛國東方輪船公司 (Compagnie Asiatique de Navigation 佛國)

船名	立大 Lita	立豐 Lihong	立茂 Linnao
噸數	一、七二七噸	一、七二六噸	一、七二七噸

太平洋洋行 (Yangtze Steam Navigation Co 英國) (實は日本郵船會社)

煙突記號塗色	黑
定期	一週兩地一回宛

船名	華利 W. C. de Corce	萃利 Sui
噸數	六六一噸	六六三噸
煙突記號塗色	黑	
定期	一週一回	

第二項 航程表 (總里數六百〇二哩)

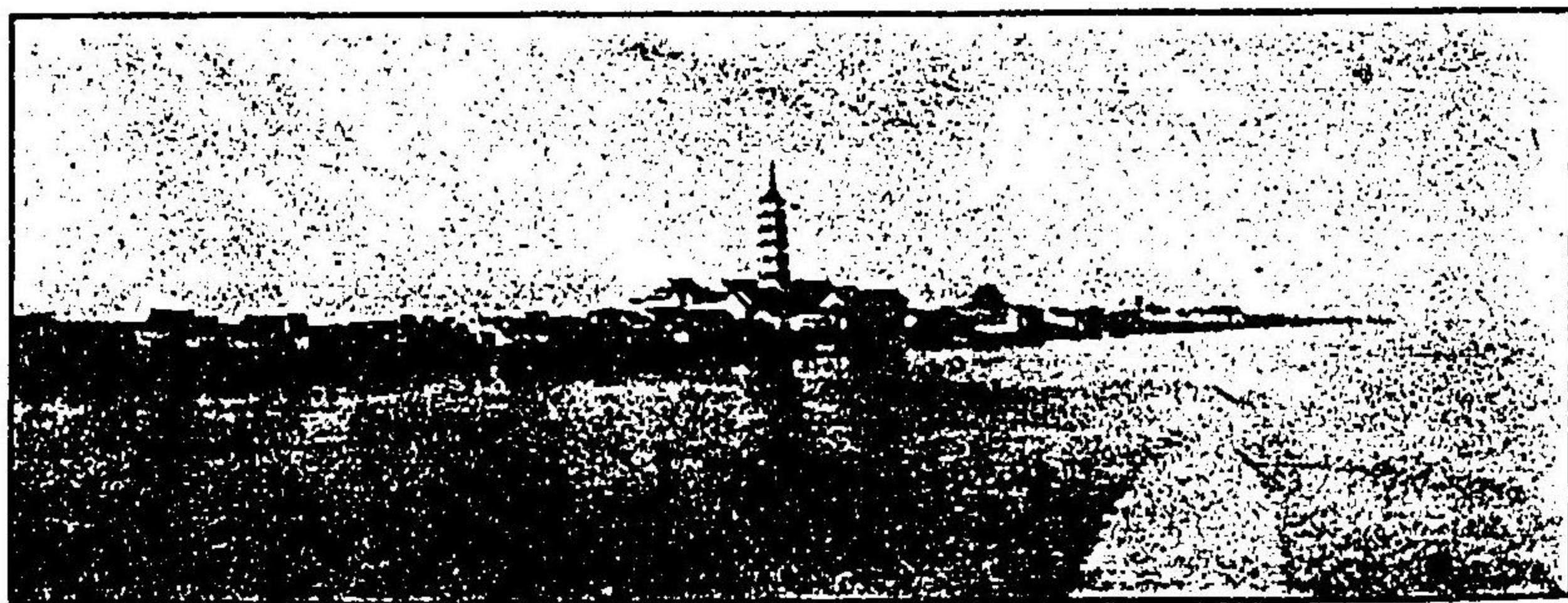
上海	七	八九	一〇五	一二五	一五五	一九九	二二二	二六四	三三三	三七〇	四一五	四八五	五三八	五五〇	六〇三
通州	一六	三三	五三	九二	一〇六	一二九	一五二	二〇四	二五〇	二九七	三六六	四二二	四八五	五三七	五九
張黃港	一六	三六	五六	九六	一一〇	一三三	一五五	二〇七	二五三	三〇〇	三六九	四二五	四八八	五五〇	六〇三

第七章 航運 第一節 汽船航運業

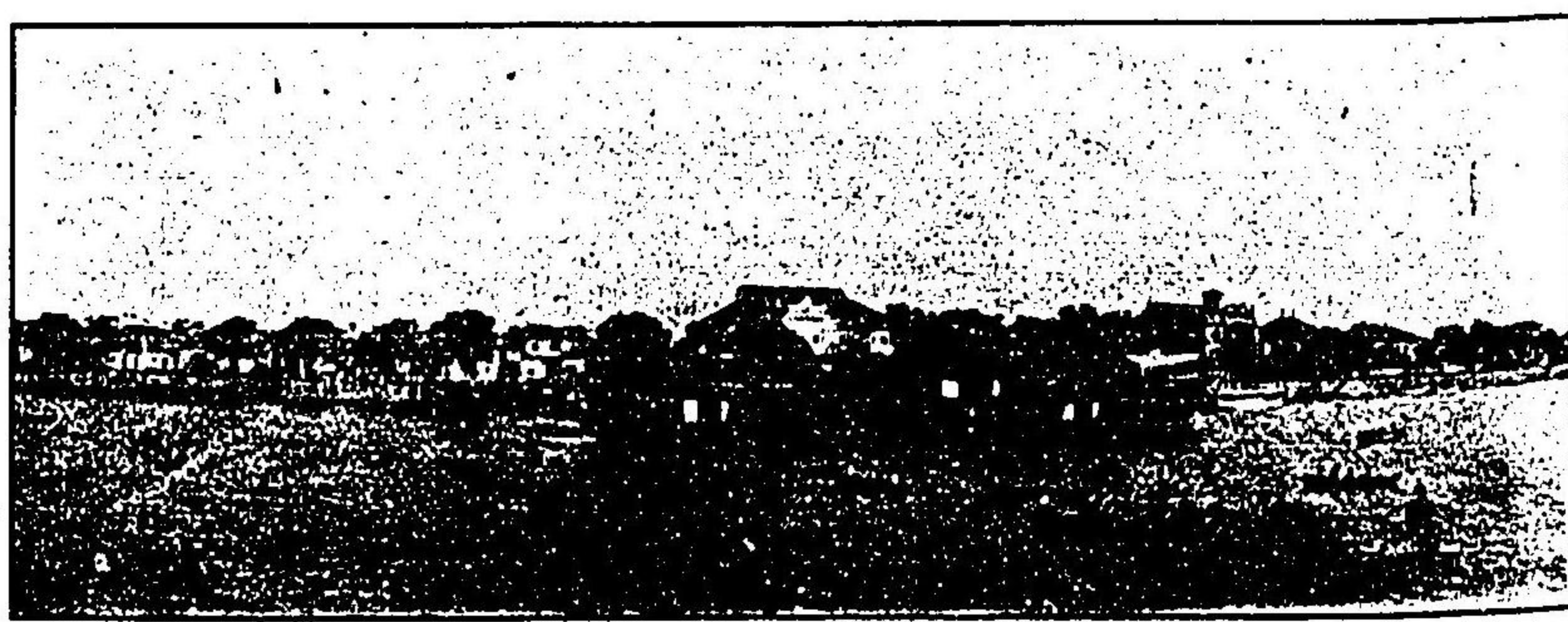
																		仁陰
																		三〇六〇
																		四〇七
										儀微		鎮江		泰興				五〇六
										三三		四七		五〇				一〇七
								南京		三三		九七		八七				一〇七
								燕湖		五三		九五		一五九				一五九
								大通		五九		一四		一九八				二二八
								安慶		四七		一九		二四五				二六五
								九江		八		二九		三三				三五三
								武穴		二七		三〇		三六〇				三八〇
								港黃石		四〇		三〇		四〇				四三三
								黃州		三三		三五		四五				四四五
								漢口		五		七		四七				四九七



船搬運米糧るけ於に湖蘇



塔寶の岸江府慶安



關稅及頭碼江九

揚子江沿岸各地の風景(其二)

船名	上海漢口線				
	漢口	九江	蕪湖	南京	鎮江
九福大	四日	三日	二日	二日	一日
九吉大	六日	五日	四日	四日	三日
九貞大	八日	七日	六日	六日	五日
九利大	十日	九日	九日	九日	八日
九福大	十二日	十一日	十一日	十一日	十日
九吉大	十三日	十二日	十二日	十二日	十一日
九貞大	十五日	十四日	十四日	十四日	十三日
九利大	十六日	十五日	十五日	十五日	十四日
九福大	十八日	十七日	十七日	十七日	十六日
九吉大	十九日	十八日	十八日	十八日	十七日
九貞大	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日	廿一日
九利大	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日	廿二日
九福大	廿四日	廿三日	廿三日	廿三日	廿二日
九吉大	廿六日	廿五日	廿五日	廿五日	廿四日
九貞大	廿九日	廿八日	廿七日	廿七日	廿六日
九利大	三十一日	三十日	三十日	三十日	廿九日
九福大	四月三日	二月二日	一月一日	一月一日	三月一日

附大阪商船會社上海漢口線發着日表四十年三月

右表各地の内開港地は鎮江、南京、蕪湖、九江の四ヶ所にして、各汽船會社ともに一、二時間停泊すと雖も、其他の地は條約に據り單に乘客の上下のみを許したる所謂寄泊地にして開港場に非ざるを以て、其停泊も漸く數分間に過ぎず、汽船も進行を停むるのみにして絶えて投錨することなし。

上海 漢口 航線

上海	鎮江	南京	蕪湖	安慶	九江	漢口
1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00
1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00	1,100.00

て参考に資す又九現定乗客賃金左の如し(四〇三二六稿)

線		口			
航		復			
上海	鎮江	南京	蕪湖	九江	漢口
着後	發後	發後	發前	發前	發後
八日	七日	七日	七日	六日	五日
十日	九日	九日	九日	八日	七日
日十二	日十一	日十一	日十一	日十	日九
日十五	日十四	日十四	日十四	日十三	日十二
日十七	日十六	日十六	日十六	日十五	日十四
日二十	日二十	日二十	日二十	日十九	日十八
日廿三	日廿二	日廿二	日廿二	日廿一	日二十
日廿六	日廿五	日廿五	日廿五	日廿四	日廿三
日廿八	日廿七	日廿七	日廿七	日廿六	日廿五
日三十	日廿九	日廿九	日廿九	日廿八	日廿七
二日	一日	一日	一日	日卅一	日三十
五日	四日	四日	四日	三日	二日
七日	六日	六日	六日	五日	四日

一、本線は本表寄港地の外、通州、張黃港、江陰、天星橋、儀徵、大通、安慶、湖口、武穴、黃石港、黃州に停船す。

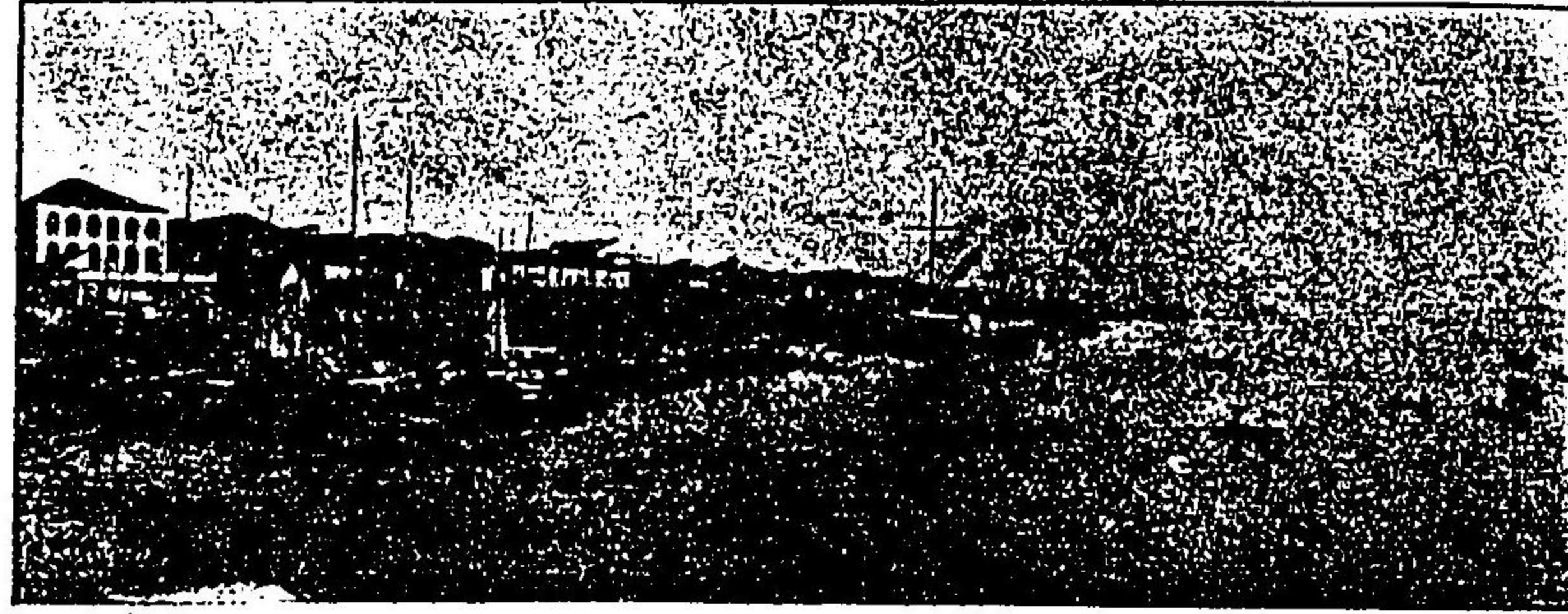
一、本線は航海の都合により上海、漢口發を除くの外各港着發十二時間以内伸縮することあるべし。

此表は大阪商船會社現有四隻の汽船に郵船會社の(現に英國國旗の下に在る)現有二隻及建造中の三隻を加ふれば今後多少の變更を見るべきも、日清汽船會社の營業振未だ定まらざる今日止むを得ず、大阪商船會社從來の表を採つ

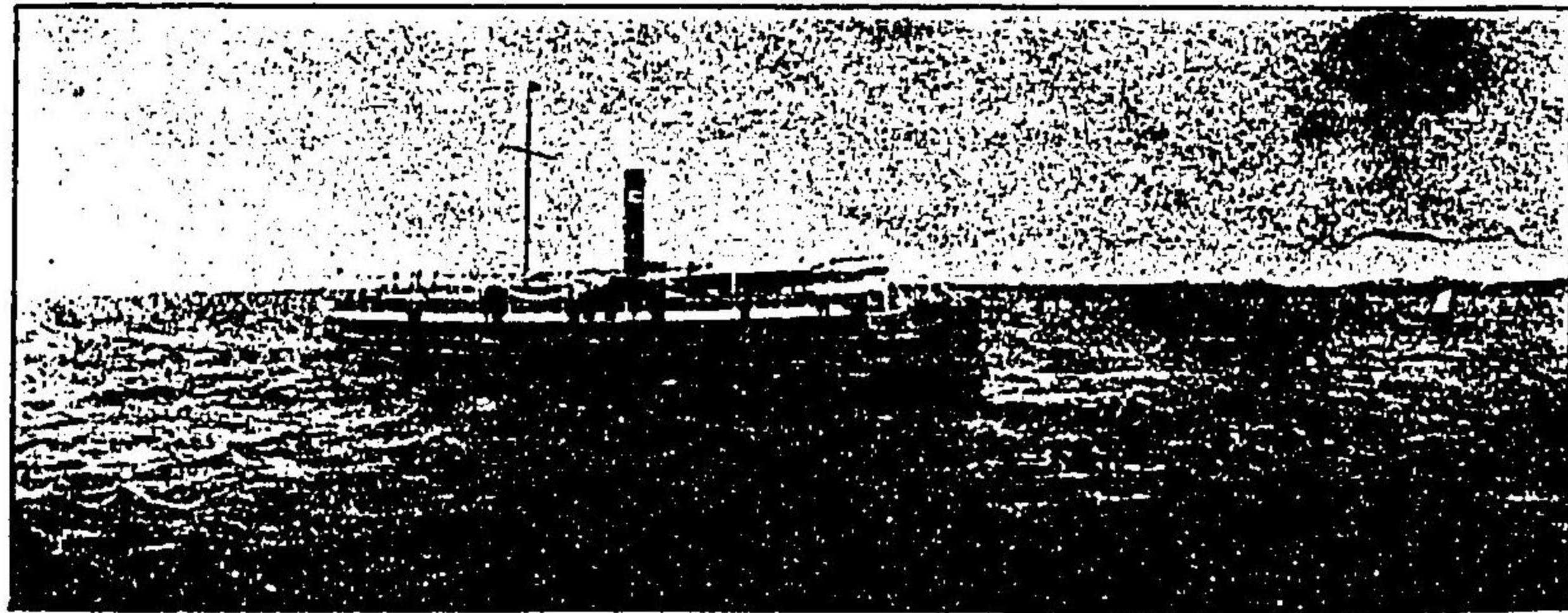
第三款 漢口宜昌間の航路

第一項 概説

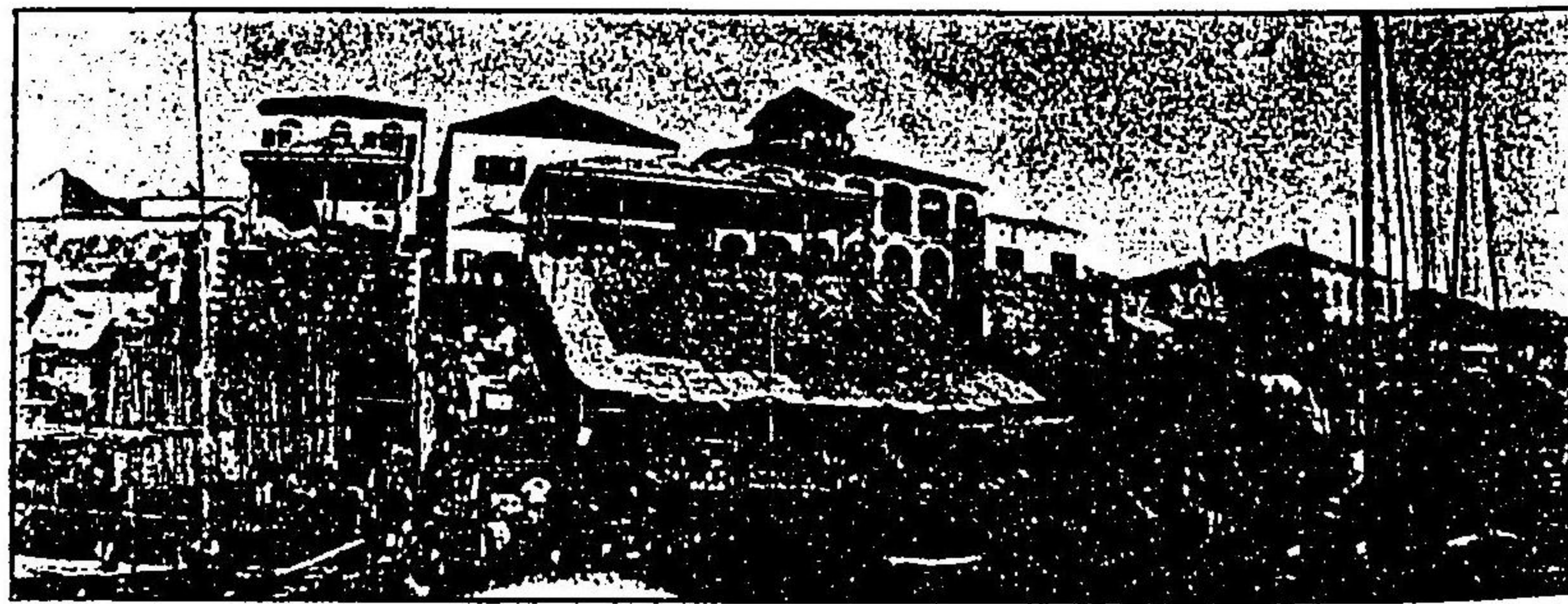
楊子江に於て汽船の航運に堪ゆるは海を距ること凡そ九百七十二哩の上流なる宜昌を以て終點とす。宜昌より上流四百哩の重慶に至るの間には所謂三峡の險あり、水勢激甚にして且つ暗礁怪岩至る處に横はるを以つて此間には汽船航運業の計畫未だ成功せず曩きに千八百九十八年英人リットル氏は小汽船利川號を以て一度重慶迄溯航の目的を達せしが資金の關係より之を廢止し、獨逸汽船は難破して止みたる以來英國及び佛國の二三小砲艦の湖上せしに過ぎずして、宜昌重慶間の商業的汽船航運業の開始を見るに至らず。漢口宜昌間の航路に至りては、暗礁險灘なしと雖、而かも尙ほ冬期減水に際すれば、江水乾涸して到る處淺洲を生じ、汽船の通路甚だ狹窄となり、二隻を并行することすら困難なる地點あり。處に依りては、往々推進器の力に依り淺瀬を排開して通過せざるを得ざるが如き有様なるを以て、同航路に於ける船舶の構造は漢口上海間のものと同じなるを得ず。



漢口支那街沿岸



同地江中なる大商船社會の客船



在漢口大商船社會の前面

楊子江沿岸の風景 (其三)

第二項 各種の表

甲、各汽船會社の船名噸數表
大阪商船會社

船名	噸數	定期
大元 <i>Tai Yung</i>	一、〇五一噸	一ヶ月六回發着
大亭 <i>Tai Han</i>	一、〇九〇噸	

招商局

船名	噸數	定期
快利 <i>Kwai Lee</i>	八七九噸	不定
固陵 <i>Ku Ling</i>	三〇四噸	

太古洋行

第七章 航運 第一節 汽船航運業

一、本線は本表寄港地の外新堤岳州に停船す。
第七章 航運 第一節 汽船航運業

漢 口 宜 昌 線			船 名	往 航		
復 航				宜昌	沙市	漢口
漢口	沙市	宜昌				
着後	發後	發前	大元丸	着後	發後	發前
十四日	十一日	十日	大元丸	七日	六日	三日
十九日	十六日	十六日	大元丸	十四日	十三日	十日
廿五日	廿三日	廿二日	大元丸	二十日	十九日	十六日
三十日	廿七日	廿七日	大元丸	廿五日	廿四日	廿一日
四日	二日	四月二日	大元丸	卅一日	三十日	廿七日

丙、大阪商船會社漢口宜昌線發着日表(四十年三月)

沙市	79
宜昌	

第七章 航運 第一節 汽船航運業

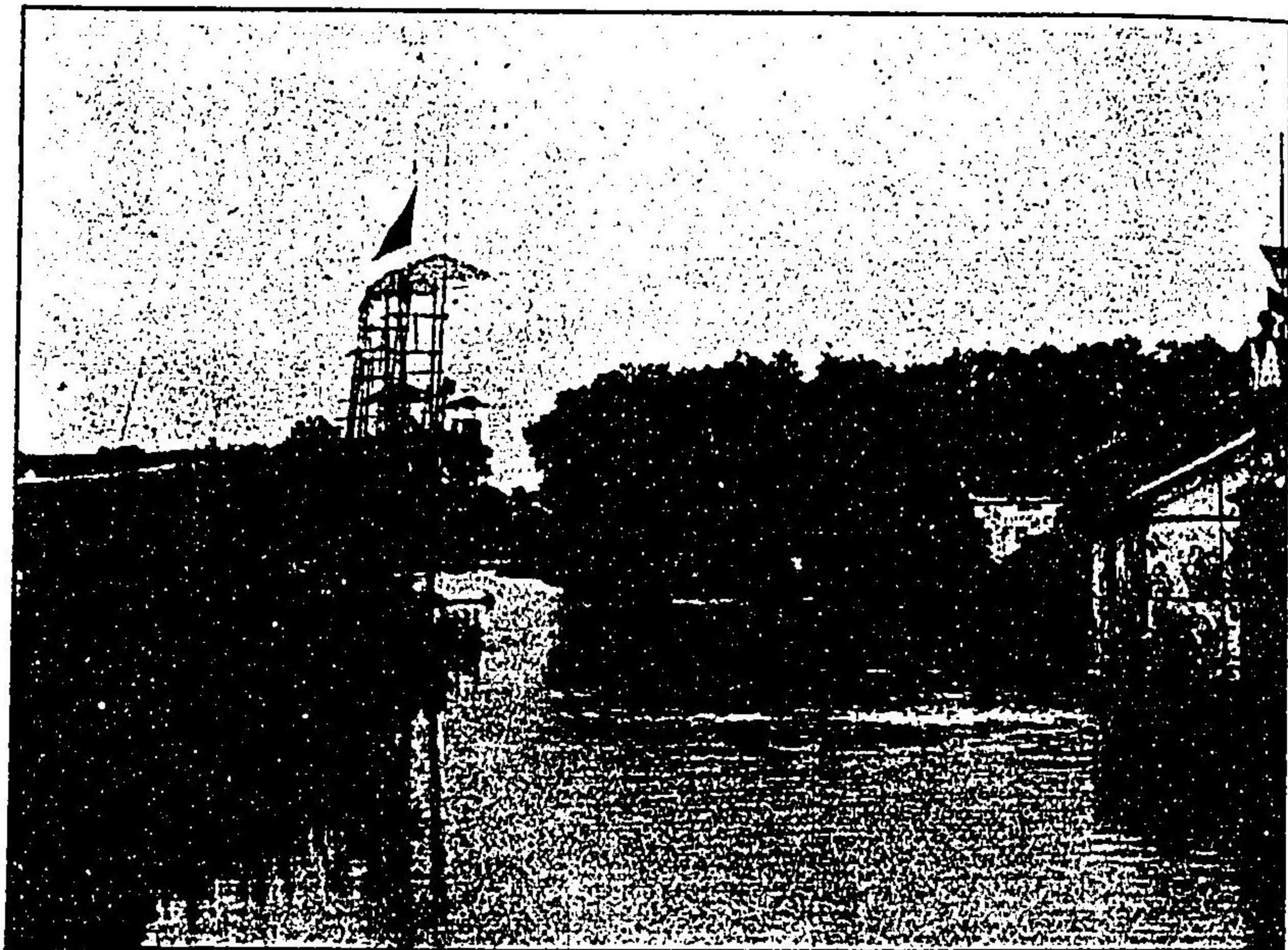
乙、漢口宜昌間距離表(總里數三百七十哩)

		漢口
	新堤	100 $\frac{1}{2}$
岳州	27	129 $\frac{1}{2}$
161 $\frac{1}{2}$	170 $\frac{1}{2}$	291
240 $\frac{1}{2}$	269 $\frac{1}{2}$	370

船 名	噸 數	定 期
江 和 Kiangwo	一、三、五、四噸	不 定

怡和洋行

船 名	噸 數	定 期
洞 庭 Tung ting	一、二、六、四噸	不 定
沙 市 Shasi	八、八、一噸	



沙市夏期の水増



湖南常德府の茶館

揚子江沿岸寄航地の風景（其四）

乗客運賃

188

漢口湖南
間航路

第七章 航運 第一節 汽船航運業

一、本線は航海の都合により、漢口、宜昌發を除くの外、各港着發廿四時間以内
伸縮することあるべし。

丁、大阪商船會社漢口宜昌線乗客運賃表

○漢口宜昌線

○漢口宜昌線

(航上)

			漢口
		岳州	一三〇〇 一四七
	沙市	一四〇〇 一六七	二四〇〇 二九四
宜昌	一七五〇 一九二	二〇〇〇 二二六	三〇〇〇 三六四

(航下)

			宜昌
		沙市	一七五〇 一九二
	岳州	一四〇〇 一六七	二〇〇〇 二三八
漢口	一三〇〇 一四七	一四〇〇 二九四	二〇〇〇 三六四

第四款 漢口湖南間の航路

第一項 航路の概況

洞庭湖の水は、揚子江接続するを以て、其水勢常に長江に伴ふて増減す。即ち

夏時江水増漲の際は湖水も亦従つて増加し、自由に長沙湘潭を駛航し得べしと雖も、冬時江水減落の季に際すれば、湖水も亦同じく涸落して殆んど水深二呎にも満たざる所あり。故を以て目下全航路に使用さるゝ船舶は、何れも一千噸内外の汽船にして吃水も亦比較的淺き者なりと雖も、此種の汽船の航行に堪ふるは一年中只た五、六、七、八、九、十、十一の八ヶ月のみ。其他は、江水の減落に連れ湖水も亦涸落するを以て、此等の汽船は岳州以上に航行を繼續すること能はず。岳州に於て、民船と接續するの計畫を爲し、辛ふじて湘潭に至る運輸業を維持するに過ぎず。而して同航路に於ては比年我湖南汽船會社と怡和、太古兩洋行と鼎立の有様にて、競争を續行しつゝありしが、近來怡和、太古の積載貨物の數量は、遂に湖南汽船會社の上に出づるに至れり。是れ蓋し怡和、太古の兩洋行が共に漢口上海間及び南清航路との連絡を有するを以て湖南、南清間の通し荷を引受くること多き利便を有するに拘らず、湖南汽船會社の航路が漢口止りにして上海迄の通し荷さへ取り得ざるに起因すべし、併し日清汽船會社の成立と共に湖南汽船會社は解散すべく、新合同會社は此等の

第七章 航運 第一節 汽船航運業

欠點を補ひ得べきのみならず、常德の開港は洞庭湖を横断して沅江と接続する新航路を供給すべきを以て、我が湖南航路の將來は極めて多望なるべし。猶目下全航路に従事する汽船たる湖南汽船會社の沅江、湘江（昨年八月十四日長沙に突泊中機艙室より失火し後半部を燃焼し上流にて修繕し目下復航せり）及び武陵の三隻怡和洋行の昌和、太古洋行の湘潭、兩湖會社の湘慶、湘泰の外、更に華安、華福、天龍、江寧及び外二隻の小蒸汽船は、單に乘客を目的とし、互に激烈なる競争を開始したるを以て、大汽船會社は何れも其餘波の己に及ばんことを恐れ大に警戒を爲しつゝあり。

第二項 各種の表

甲、各社汽船表

太古洋行

船名	噸數	定期
湘潭 Siang tan.	九三〇	不定期にして八、九日に一航海す。

怡和洋行

船名	噸數	定期
昌和 Chang wo	六九六	不定期なれども八、九日に一航海す

湖南汽船會社

船名	噸數	定期
沅江 Yuen kiang	五八〇	一ヶ月九回發着
湘江 Siang kiang	五八〇	
武陵 Yu ling	新造未詳	

兩湖汽船會社

船名	噸數	定期
湘泰號	一一三	不定期にて約五日毎に一航海す
湘慶號	一七二	

第七章 航運 第一節 汽船航運業

第七章 航運 第一節 汽船航運業
乙、湖南航路に於ける汽船航運業者の國別表

國別	會社數	船隻數	噸數
日本	一		一、一六〇
英國	二		六九六
清國	二		八六八

丙、漢口湘潭間距離表

漢口	來口	寶塔州	新堤
六〇 ^噸	一一〇	一二〇	一二〇
一八〇	二四〇	二四〇	三〇〇
三〇〇	三六〇	四二〇	三六〇
四二〇	五四〇	四八〇	四二〇
六〇〇	六〇〇	五四〇	四八〇
六六〇	六六〇	六〇〇	五五〇
七二〇	七二〇	六六〇	
七八〇	七九〇	七二〇	
八五〇		七九〇	

丁、湖南汽船會社
漢口湘潭間發着表

第七章 航運 第一節 汽船航運業

岳州	蘆杜潭	湘陰	清港	長沙	湘潭
一八〇	六〇	六〇	六〇	七〇	七〇
二四〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇	一二〇
三〇〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇	一八〇
三六〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇	二五〇
四三〇					

航 復				船 名	航 往			
漢口	岳州	長沙	湘潭		湘潭	長沙	岳州	漢口
着後	發前	發前	發前		着後	發後	發前	發夜半
三日	三日	二日	一五日	九江沅	三十日	三十日	廿九日	廿七日
六日	六日	五日	四五月	九江湘	三日	三日	二日	三十日
十日	十日	九日	八五月	九江沅	七日	七日	六日	四五月
十四日	十四日	十三日	十二日	九江湘	十一日	十一日	十日	八五月
十八日	十八日	十七日	十六日	九江沅	十五日	十五日	十四日	十二日
廿一日	廿一日	二十日	十九日	九江湘	十八日	十八日	十七日	十五日
廿五日	廿五日	廿四日	廿三日	九江沅	廿二日	廿二日	廿一日	十九日
廿九日	廿九日	廿八日	廿七日	九江湘	廿六日	廿六日	廿五日	廿三日
二日	二日	一六日	卅五月	九江沅	三十日	三十日	廿九日	廿七日
五日	五日	四日	三六日	九江湘	二日	二日	一六日	三十日

戊 湖南汽船會社船客運賃表

洋壹等船客運賃表			
湘潭	長沙	岳州	漢口
一、〇〇	七、〇〇	一三、〇〇	二一、〇〇
	八、〇〇	二〇、〇〇	二二、〇〇

割 引

- 一、日本帝國陸海軍人、外交官及び外國宣教師二割引
- 往復切符割引
- 一、普通船客往復切符は往航無割引復航四割引
- 一、日本帝國陸海軍人、外交官及び外國宣教師は往航貳割引復航六割引(貳割を引きたるもの、四割)

例 (漢口より長沙まで)

(往航) 拾六兩 (貳拾兩の二割引)

航 上

									漢口
								寶塔洲	一.三五
								新堤	一.三五
							岳州	一.一〇	二.〇〇
				蘆林潭				二.三〇	二.二〇
			湘陰	三.〇〇				二.二〇	二.八〇
		靖港	〇.五	〇.七				二.六〇	三.一〇
	長沙	〇.五	〇.八	一.一〇				二.八〇	三.四〇
湘潭	〇.四	〇.八	一.一〇	一.四〇				二.五〇	三.六〇

(復航) 九兩六錢 (拾六兩の四割引)

合計貳拾五兩六錢

小 兒

一、十二歳未満半額 三歳未満無賃

支那人婢僕

一、船客同伴の支那人婢僕は船客一名に付き一人を限り統艙下等無賃乗船を許す

船中宿泊

一、長沙若くは湘潭にて船中に一泊の場合は食料及び宿泊料として運賃の外に銀五弗

單に食事を爲したる場合には食料として運賃の外に一食銀壹弗の割にて徴收す但し湘潭迄の乗客にて上航長沙に碇泊の爲め船中に宿泊する場合は此限りにあらず

支那人三等船客運賃表

航 下

							靖港	長沙	湘潭
							三〇	四〇	五〇
							三〇	六〇	八〇
					湘陰		四〇	八〇	一〇〇
				蘆林潭	三〇		一六〇	一八〇	二〇〇
			岳州	一四〇	一四〇		二〇〇	二二〇	二四〇
			新堤	六〇	一八〇		二〇〇	二二〇	二四〇
		寶塔州	六〇	一〇〇	二〇〇		二二〇	二四〇	二六〇
漢口		一〇〇	二〇〇	一八〇	二四〇		二六〇	二八〇	三〇〇

- 一、房船(二等)運賃は統船(三等)運賃の二倍。
- 一、官船(二等)運賃は統船(三等)運賃の三倍(特別室四倍)
- 一、小兒十二歳未満半額、三歳未満無賃。
- 一、往復切符を發行せず。
- 一、一切割引なし。

第五款 漢口本邦間直航線

第一項 大阪商船會社の漢口大阪線

大阪商船會社は、明治卅八年五月漢口、神戸、大阪間の直航線を開始せり。該航路は、漢口より本邦へ輸出し、又は本邦より輸入する貨物に對し、運賃の低廉なると、上海に於ける積換への手數及び危險無きと航行日數の少きとの理由により、本邦商人に尠からざる便益を與へたり。加之商船會社は、邦人の貨物と共に可成清商の貨物をも引受るの方針を採れども、荷積につき本邦人の優先の便を與ふと云ふ而して、載貨の重なる者は、輸入品として銅塊、雜貨、輸出品にありては、棉花、棉實子、大豆類、豆粕、牛皮等なり。該航路専用の碇繋所及び倉庫

利便甚大

主要載貨

第七節 航運 第一節 汽船航運業

は、新定日本擴張居留地界に在りて漢口支那市街を距ること約二哩なれば出入貨物の荷捌に多少の不便あるを免れず。茲を以て會社は荷主の便宜を計り一日三回小蒸汽船を漢口市街に往復せしめて荷主に曳き船の利便を與へつゝあり。荷物は、何の種類の問はず荷主の費用にて該倉庫前に運搬し來り、會社は之を自己の費用にて倉庫に積み込むの習慣なり。但し倉敷料を請求せざるが故に、會社は入庫貨物に就き危険を負担することなく、之を船に積み込み始めて會社の責任に歸するを常とす。輸入貨物の費用は、倉庫に積み入るゝ迄は會社の負擔に歸し庫入の上荷主に引渡す者とす。故に之を倉庫より引出して他所に運搬する費用は固より荷主の負擔たり。目下右倉庫の所在地は市中との連絡不便にして、唯荷船に積みて上下するのみなれば自ら荷船の使用料を拂はざるを得ず。即ち二百擔積壹隻につき一日の使用料四弗内外なり。

該航路と税關との關係に就て一言せんに、該社直航船用倉庫と碇繋所とは共に税關規定の所謂港域外に在るが故に、其航洋汽船に關する税關取扱は通常

の場合と異り、日曜費用荷役の鑑札料は、航河汽船なれば壹日(前六時より後六時まで)普通二十兩なるべきものを百五十兩にして、不時に出入港する航洋汽船と雖も、凡て之に準ず、但し目下着手中の日本居留地の經營成るの日は、港域亦た隨つて擴張さるべければ此不便は遠からず除かるべし。目下同會社使用の直航汽船は、新竹丸、千九百三十八噸、鹿港丸、千七百五十三噸の二隻にして、三等以外の船客をとらず。

第二項 日本郵船會社の漢口横濱線

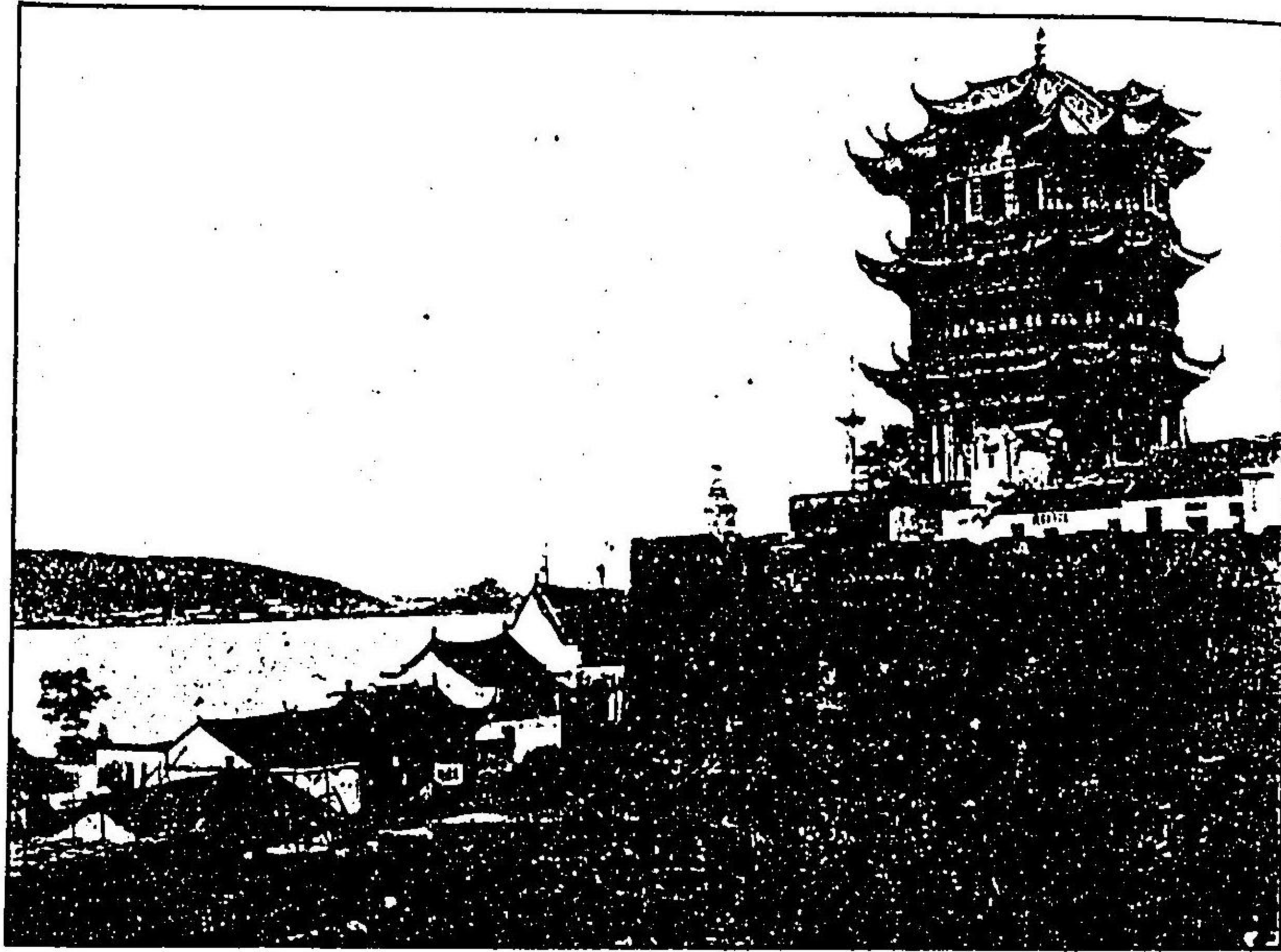
日本郵船會社は、明治三十九年三月漢口、神戸間の直航を開始し、伏木丸(千四百四十噸)、新瀉丸(千三百五十四噸)を使用し、相應の結果を收め、更らに横濱迄航路を延長せり。輸入貨物としては、銅、砂糖、燐寸、軸木、雜貨を輸出貨物としては、麥粉、油類を積載す。元來漢口と本邦間の直航線は、毎年四月より十一月迄即ち江水の量増せる期間のみ行はるべきものなれども、運賃の低廉、上海に於ける積換の省畧による利益は、少きに非ざるを以て、此期間に於ては漢口上海間の航河汽船が這般直航船の爲めに日本との間の往復荷物を奪はるゝこと多大な

れば従前の如く郵船商船兩社とも全時に自家の航河船を有する内は兎も角も今後航河線は凡て日清汽船會社とふ別社に歸せし以上は郵船商船兩社が直航線を保持することは新會社に取りて相當の苦痛なるべく、加之三菱合資會社も我若松製鐵所の爲めに大冶鐵山の礦石を運搬する汽船の往航には廉價を以て漢口行本邦貨物を引受け得べき便宜を有すれば早晚日清汽船會社も自ら此航路を開くの止むを得ざるに至るべきか。

第六款 漢口武昌間渡江船

漢口と武昌とは、楊子江によりて隔離せられ、兩市の交通は爲めに少からざる障害を受くるのみならず、殊に漢水は此地點に於て、楊子江に會流するを以て、江流は處々渦狀を呈し、強風、増水の節は民船の渡航は頗る危険を感じ、常態の下にても約二哩の航程を横ぎる實に二時間餘を費さざるを得ず。されば武漢兩市間の渡江汽船は當面の問題なれども一般支那人の比較的時間の不經濟と航行の危険とを感ずることの鈍き爲め目下渡船會社は、民營の二會社にして各小蒸氣船二隻を數ふるに過ぎずして、兩市民の過半は、今猶民船を以て

必要其大



古の黃鶴樓



渡江の帆檣林立

これが渡航に従事しつゝあり。

二會社とは即ち利記公司及厚記公司の二者にして、利記公司は、明治三十三年の開業に係り、資本金一萬二千兩、渡航小蒸汽船、利江(七噸)利源(六噸半)の二隻を有し、春夏には毎日、每艘往復廿二回、秋冬には毎日、每隻往復廿回を爲す。

厚記公司は、仁記公司の營業を引き繼ぎたる者にして、明治二十九年四月開業し、資本壹萬參千兩と渡船楚裕(六噸)楚盛(六噸半)の二隻を有し、春夏は、毎日、每隻往復廿二回、秋冬は往復廿一回とす。

以上の四隻皆客船にして、乗客運賃は往復共に各人五十文五錢計なり。

以上の渡江汽船は何れも老朽の汽艇にして、毎年一回港務廳の検査を経れども、其不完全寧ろ驚くべきものあり、邦人某は該汽艇汽罐の虧裂を「セメント」にて修補しあるを實見して、其危険を説けり、然るに他の邦人某は斯くの如きは蒸氣の漏洩を自由にして、汽罐破裂の危険尠きものなりと辯護したる程なり、以て一斑を知る可き也。左れば賢明なる總督張之洞の如きは、何故に之れが改良を圖らざるや曰く、武漢間の渡船を業とするもの數千若し汽艇を改良

第七卷 航運 第一節 汽船航運業

して更に顧客を引かば是れ數千民人の生業を奪ふものなりと、正に是れ人力車夫保護の爲めに電車に反對し、水汲苦力の「パン」の爲めに水道を妨ぐるの類のみ、然れども今日の支那に尙ほ此種の論理の有力なるを奈何せむ。

第七款 漢水航路

漢水は、其川幅到底楊子江に比較すること能はずと雖も、河底比較的に深きが故に、季節によりて五六百噸迄の汽船は能く襄陽附近まで往來し得しとは、當業者の口にする所なり。殊に其兩岸の富饒なること湖北全省に冠たるを以て、黄豆、豆粕、胡麻、油類、棉花、漆、牛皮、木耳、煙草等を産すること多く、此等は凡て漢水によりて運搬さるゝのみならず、山西、陝西等より來る多額の農産品の漢口に搬出さるゝ唯一の道路たり又た綿糸、綿布、砂糖及び雜貨等は此水路によりて上流地方に輸送さるゝもの甚だ多し。されば漢水の貨物運送業は、蓋し有利の事業にして、目下、上下航貨物は専ら民船を以て運搬せらる其民船の往來日數は、水流の緩急及び風位の如何によりて相違を來すべきも、普通上水には、一日五六十清里乃至百四五十清里、下水には二、三百清里を航行し。漢口より

老河口まで十四五日乃至廿四、五日を費しつゝあり。故に該航路には、既に早くより貨客運搬汽船會社の設立を見るべき理なれども、實際漢水に汽船航運業の開始せられしは、明治卅一年にあり、而して其唯單に乗客運搬を營業とするに過ぎざるもの、一は民船の妨害に遭遇したると他は同航路に不適當なる小蒸汽船を使用せしとに由れり。目下同航路に従事せるは、泰安公司及春和公司の二會社にして、泰安公司是明治三十二年十二月、漢川の清商吳心九なる者の主宰の下に資本金三千兩を以て設立せられ、安泰長七丈、寬一丈六尺、安濟長六丈八尺、寬一丈五尺の二小蒸汽船を以て、漢口仙桃鎮間に乗客運送を開業せり。次で漢口の清商姚冠鄉等春和公司を起し、資本金二千兩と、紫雲、飛雲の二小蒸汽船を以て又本航路に従事せり。而して右兩會社の航路は、前述の如く、漢口及び仙桃鎮間なるも、冬季減水の際は、禁旬より上流は、沙洲多きが故に、毎年十一月より翌年三月までは、禁旬以上に航行せず。(因に云ふ漢水は、我湖南汽船會社の豫定第三、擴張航路に當り左れど、今回の解散に遭ひたれば日清汽船會社が果して之れを遂行すべきや甚だ覺束なし。又た大阪商船會

社が先年遂げたる精密なる調査によれば、此航路は大規模の營業としては、有望ならずとの事なり。

第二節 汽船以外の航運業

第一款 民船の停泊處

漢口に於ては、汽船航運業の盛なると共に、支那民船航運業も亦盛大にして、其民船停泊所二十餘ヶ處あり。就中重要なるものは左の如し。

小礮口	楊家河	至公巷
武聖廟	泉隆巷	邱家壩
新碼頭	小新碼頭	老官廟
五彩	沈家廟	寶慶碼頭
流通巷	集稼嘴	大碼頭
中碼頭	打扣巷	龍王廟
四官殿	米廠	馬王廟

二十餘個

帆檣林立
荷及立
ばの静

鴉船

船子

撫子子羅
唐

是等民船碇泊所は、江邊を繞りて漢水の兩岸より西橋口に至る間、凡そ十五清里に亘り、湖南、湖北、江西の三省より來る民船は、皆此處に集る。只だ四川より來る民船は、南岸漢陽に集りて、其總隻數二萬四五千を下らざるべく、帆檣林立の套語も亦此盛況を形容するに足らず。而して其民船の種類も亦千種萬狀なれど、今左に最も多く往來する者及び其經由航路、積荷の種類を掲げん。

第二款 民船の種類

イ、鴉船

武昌、青山、黃陂縣、孝感縣、天門縣、及び趙市と漢口との間を往來し、石膏、布、胡麻、高粱、大豆油、牛皮、毛、骨等を積載し來り、往航には、雜貨、鐵具、炭、茶等を積載し、大形の船は壹千擔、小形の分は百餘擔を積載し得べし。

ロ、編子

専ら襄陽附近及び黃陂一帶を往來し、布、烟草、麻類を運び來る。

ハ、撫子子羅唐

撫子子羅唐は即ち江西船にして來航には、陶器、米、藥材、紙、果物を積み、往航には、

排子

雜貨雜穀牛骨等を積載し、其大さ略ぼ鴉船と同じ。

河南船にして來航には羊皮、牛皮、藥材、漆繩、檫皮等を載せ來り、其舳積長大なるものは、五六百擔に達するを見る。以て襄陽より河南に入る水路の必ずしも狭小ならざるを知るべき也。

火溜子

ホ、火溜子

陝西船にして、漢口、漢中の間を往來し、檫皮、紙、漆繩等の類を運び來るも往航貨物には一定せるものなし。

柏木麻雀

ヘ、柏木麻雀

四川船にして、來航には木耳、胡椒、黃花菜、鴉片、藥材等を運び、往航には棉花、織布、雜貨、海産物を積載す、舳積千擔位の者最も多し。

釣鈎

ト、釣鈎

湖南船にして紙鐵、木炭、米、桐油、夏布、茶等を搬來し、往航には雜貨を運搬す。其大形千擔、小形の者五、六百擔なり。

小駁

チ、小駁

湖南、瀏陽、郴州、衡州及び漢口間を往來し、米、木炭、茶、紙、石炭、及び蓮實を運搬す。

巴桿

リ、巴桿

郴州、衡山等より石黃、櫻欄等を運び來る。又兩湖の各地には此の巴桿の一種にして、單に乘客を目的として製したる者ありて、其構造、裝飾美麗なり。

麻陽

又、麻陽

湖南の常德府と漢口との間を往來す。

官渡船

其他烏江子、沙窩子、舢子、倒杷子、毛板子、齊板子、長船、滿江紅、俗に鹽船、軍牌子、開船、舵老、草鞋板、桐子角等の名目ありて、其形狀、積量皆同じからず、大形の者は二三千擔より四、五千擔に至る、又官渡船なる者ありて、平時は官府用の渡船たり。每隻四十人を容るべし。漢口には其數四十餘隻ありて、皆官渡局の監督に歸す、此外善堂の所有に歸せる救生船、紅船三十隻あり。

第三款 民船問屋

其部帖を有して船問屋を開業せる者は、武聖廟附近にありて、中に就き著名な

るもの左の如し。

吳泰興

李二方

劉萬盛

沈德隆

晉益昌

楊玉泰

卡崇發

金壽民

永興西

陳慶生

趙新勝

是等は、専ら襄陽以西の航運業を營めるもの也。

一定の部帖を有せずして、營業せるものは、沈家巷と龍王廟との間に在りて、其

著名なる者に

李順昌

許萬盛

萬隆盛

萬興茂

萬大興

徐洪盛

康正泰

熊公興

李永豐

嚴正友

正炳謙

萬和順

扣錢

の十二家あり。凡そ船問屋を營業とする者は、湖南人多く湖北人、四川人は却つて少し。蓋し冬民船中湖南船最多數を占むるを以てならん。

船問屋の扣錢は、普通一三にして、時に二八に騰貴することあり。「一三」「二八」の扣錢とは譬へば運賃一吊文一千文なれば、其中百三十文を扣錢となすを一三と云ひ、二八とは即ち百六十文二百八十文に非ずを扣錢となすものを云ふ。凡そ扣錢は、問屋が船頭より徴收するものにして、客商とは、毫も關係する所なし。

第四款 民船雜說

雇船賃

民船の雇賃は一人一個の船を備へば、毎日五百文より一吊文、若し數人同乗すれば、每人六、七十文なり。民船中最大なるは四千擔を積み、長八、九丈、寬一丈七八尺より二丈に至り、深さ一丈七尺乃至九尺。水手の數は、船の大小によりて同じからざれども、五百擔の船に在りては、下航の時六、七人、上航の時十二、三

水手の數と俸給

人を用ふと云ふ。水主の俸給は、毎月一吊より二、三吊に至り、舵手は、毎月四、五吊、食料は船主より之を給す。造船費に至りては、五百擔形の者は、製造費約六百吊、帆柱、機帆及び一切の器具約二百吊、計八百吊にして、七、八十日を以て竣工すべし。

第五款 課税

民船積載の貨物は、釐金税を納めざるべからざるは勿論にして、民船はまた船税なる者を納入せざるべからず。該税は通濟門側の漢關及び礪口に於ける宗關の二局より之を徵集し、二局共に武昌府の管轄に屬す。而して其收税の方法は、帆柱の位置を標準として船の寬廣を量り、毎八寸四分を一尺と爲し、幅每一尺に對し、二百十文を(上航、下航の際に)徵集し、船の長短を論ぜず。清曆十月廿八日より三十日に至る三日間は、所謂「歲除」の日にして、各釐金局は、悉皆免税を爲すが故に、民船橋を連ねて來漢すと云ふ。

造船費

釐金税と船税

收税方法

運賃

定率據るに足らず

割戻金

第三節 運賃

第一款 各會社運賃の比較

各汽船會社は、一定の表によりて其運賃を徵收する者なれども、該表は、貨物集散の多寡及び金融の狀況に依りて時々變更す。加之、各會社は一割乃至二割の割戻金を荷主に與ふるを以て、實際の運賃を知ること頗る困難なり。而して太古、怡和、招商局の三會社の如きは、創業日已に久しく、信用確固たる者なれば、運賃は、割合に高率にして、我商船會社に比すれば、平均五分乃至一割の高率を保てり。我商船會社の率は、右の三社に次ぎ、鴻安公司、美最時は最も低率なりと云ふ。荷主に支拂ふ割戻金に至りては、我商船會社は、二割、太古、怡和、招商局は、一割五分。鴻安公司の如きは、二割五分を割戻し居れり。以上は下航貨物に就て云へる者にして、上航貨物の運賃は、各會社共に殆んど相同じ。

第七章 航運 第三節 運賃

第二款 漢口上海間運賃表

(主として大阪商船會社の表に據る他社の分は前款述ぶる所と参考せば算出し得べし)

杏	杏仁	Almonds	一擔	三九〇
青	青白	Alum	同	一五六
苦	杏仁	Apricot Seeds	同	五二〇
信	石	Arsenic	同	一五六
荷		Bamboo Shoot	同	三九〇
竹		Bamboo-ware	一噸	三、九〇〇
豆	餅	Bean-Cake, in bags	同	一五六
豆	類	Beans and Peas	同	一九五
礪	砂	Bornx	同	四五五
眞	器	Brass-ware	同	四五五
眞	線	Brass-wire	同	四五五

第七章 航運 第三節 運賃

猪	猪鬃、鷄鴨毛	Bristles and Feather	同	三九〇
舊	銅鑼	Broken Gonge	同	三二五
餅	料	Cake, stuff	同	二六〇
班	毛	Cantharides	同	四五五
木	炭	Charcoal	同	一三五
粟	子	Chestnuts	同	三二五
茯	芥	Chinn-Root	同	六五〇
細	器	Chinn-ware, Fine	同	六五〇
粗	器	Chinn-ware, Coarsu	同	六五〇
圖	書	Chinese Books	同	三九〇
仙	米	Chaw-elow	同	六五〇
砂		Cinnabar	同	六五〇
靈	柩	Coffin with Corpse	同	一三、四〇〇
柩		Coffin Empty	同	七、八〇〇

山	五	白	木	麥	爆	鷄	染	密	棗	牛	牛	銅	棕
羊	桔	木											
毛	子	耳	耳	粉	竹	蛋	料	棗	子	筋	黃		欄
Goats Hair	Gallants	Fungus White	Fungus	Flour	Fire Crackers	Eggs	Dye Stuff	Dates Preserved	Dates	Cow Sinews	Cow Fuzan	Copper	Coir
同	一	一	同	同	一	千	同	同	一	一	一	同	一
	擔	斤				擔	個			擔	噸	斤	擔
七八〇	二六〇	二〇〇	六五〇	一三〇	五二〇	七〇二	三九〇	五二〇	三三五	三〇〇	三〇〇	三九〇	三三五

熟	蓮	漆	蠶	鐵	舊	牛	牛	蕨	蕨	火	石	落	夏
						鹿						花	
皮	子	器	麻	鍋	鐵	角	皮	線		腿	膏	生	布
Leather	Lotus Nuts	Lacquer-ware	Jute	Iron Pans	Iron, Old	Horns, Cow and Deer	Hides, Cow	Hemp Cord and Thread	Hemp	Hans	Gypsum	Groundnuts	Grass Cloth
一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
噸													
三九〇〇	五二〇	三九〇	三二〇	一九五	一四三	四五五	二六〇	五二〇	五二〇	三二五	一五六	二六〇	六五〇

雲石	藥材	西瓜	髮菜	麝香	土布	檫樹皮	桐茶油	川土	橙皮	上紙	下紙	薄荷	紅椒
Marble	Medicine	Melon Seeds	Mass	Musk	Nankeen	Oak Bark	Oil, Wood and Tea	Opium, Native	Orange Peel	Paper 1st. Quality	Paper 2nd. Quality	Peppermint Leaf	Pepper, Red
一擔	同	同	同	一擔	一擔	同	同	同	同	同	同	同	同
六五〇	五二〇	三三五	一、三〇〇	一、三〇〇	六五〇	二六〇	二六〇	三、二五〇	二六〇	五二〇	三九〇	九一〇	二二〇

藤器	大黃	米酒	紅花	胡麻	黃白	羊皮	鋼皮	獸脂	茶樹脂	錫器	錫器	
Rattan-ware	Rhubarb	Rice	Safflower	Sesamum Seeds	Silk, Yellow and White	Silk, Refuse	Skins, Sheep and Goat	Steel	Tallow, Animal and Vegetable	Tea	Tin	Tin-ware
一擔	一擔	同	同	同	同	同	一噸	一擔	同	同	同	同
三、九〇〇	三九〇	一四三	三九〇	一、三〇〇	一九五	三、二五〇	六五〇	三、九〇〇	一九五	相場	二六〇	三九〇

第七章 航運 第三節 運賃

煙	紙	漆	天	核	小	本	羊
葉	傘		鷺	桃	麥	器	毛
Tobacco Leaf	Umbrella, Paper	Varnish	Velvet, Netive	Walnuts, Shelled	Wheat	Wood-ware	Wool
一擔	一噸	一擔	一噸	一擔	同	一噸	一擔
三二〇	三、二五〇	六五〇	三、九〇〇	三九〇	一四三	三、九〇〇	三六〇

以上は、漢口より輸出する貨物の運賃にして、明治卅二年の規定に係る、爾來該運賃は、金融の状態、貨物集散の都合等の事情によりて移動を來し、目下藤は、四匁八分、胡麻は一匁六分、鋼は一匁八分、米は一匁一分五厘にして、諸品に就ては、一般に一分乃至五分低落せり、而して太古、怡和、招商局の運賃は、前述せしが如く、是れより五分乃至一割の高率なり。

第七章 航運 第三節 運賃

杏	鷄	鮑	海	竹	書	洋	檳	上	中	下
仁	冠	魚	參	狀	籍	籍	榔	等	等	等
Almonds	Agar Agar	Awabi	Bicho-de-Mar	Bamboo Steel	Books, Chinese	Books, Foreign	Betel Nuts	Birds Nest 1st.	" 2nd.	" 3rd.
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一擔	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二〇	二五	三〇	二五	同	三〇	同	一五	二〇〇〇	一二〇〇	八、〇〇

第三款 湖南航路運賃表

(主に湖南航船會社の表に據る)

第一項 上航貨物(自漢口至長沙、湘潭)

砌	真	竹	理	牛	錫	綿	綿	石	日	茯	靈	桂
砂	餘	器	器	膠	魚	紗	品	炭	銅	芥	樞	皮
Borax	Brass-ware	Bamboo-ware	Chemical Instruments	Cow Glue	Cuttle Fish	Cotton Yarn	" Piece Goods	Coal	Copper, Japanese	China Root	Coffin with Corps	Cassia Ligna
一	同	一	同	同	同	同	同	一	一	同	一	一
擔	噸	擔	噸	擔	擔	擔	擔	噸	擔	擔	包	擔
二〇〇	四五	三九〇	二〇〇	二五〇	二〇	五四	同	二〇〇	二〇	二五	二〇〇	二〇

刻	綿	桂	桂	貝	磁	鑿	顏	桂	龍	冬	笋	煙
昆	洋	傘	枝	子	柱	器	縷	料	圓	肉	菜	干
Cut Seaweed	Cotton Umbrella	Cassia Twigs	" Buds	Compo	China-ware	Cotton Rag	Dye	Dried Lychee	" Longan	" Cabbage	" Bamboo Shoots	Clam
同	一	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
擔	噸	擔	擔	擔	擔	擔	擔	擔	擔	擔	擔	擔
一五	二〇〇	二〇	二〇	二〇	二五	二〇	三五	二〇	三〇	三〇	二五	二五

山	蕪	日	洋	魚	木	魚	白	鱈	麥	機	蝦	鹿	棗
羊	本						木			器			
毛	袋	參	參	皮	耳	翅	耳	魚	粉	油	米	角	子
Gout Hair	Gunny Bag	"	Gingseng American	Fish Skin	Fungus	Fish Fin	Fungus, White	Flat Fish	Flour	Engine Oil	Dried Prawn	Deer Horns	Dates
		Japanese											
一	百	一	同	同	同	一	一	同	一	一	同	同	一
包	個	擔				擔	斤	擔	槽				擔
三五	六〇	一五〇	一五〇	二〇	二五	一〇〇	一〇	二〇	二〇	二〇	二五	四〇	二〇

虫	茨	藥	鉛	鉛	昆	降	龍	粗	細	鐵	鐵	寒	玻
							眼	葵	葵				瑞
草	蓮	材	葉	塊	布	香	肉	扇	扇	糸	器	天	器
同	同	同	同	同	同	一	同	同	一	同	同	一	一
						擔			箱			擔	噸
"	"	Medicine	"	Lead, Dig	Long Seaweed	Laka Wood	Longan	"	Coars	Leaf Fans, Fine	Iron wire	Iron ware	Isinglass
													Glass-ware
三五	三五	八〇	二五	二〇	二二	二〇	二五	一〇	一〇	二五	二〇	二五	二〇

橄欖子	外國鴉片	硝酸水	洋針	土布	西瓜子	燐寸	椎茸	藥材	半夏	黨參	杞子	杜仲	厚朴
同	一擔	同	一擔	一擔	一擔	一擔	同	同	同	同	同	同	同
Olive	Opium, Patna & Malwa	Nitric Acid	Needles	Nankeen	Melon Seeds	Matches	Mushroom	" Common	"	"	"	"	Medicine
二〇〇	一〇〇	八〇	三〇	一五	二〇	五四	四五	二〇	三五	三五	三五	三五	三五

絹製	水糖	赤糖	白糖	精製糖	藤皮	干荷	香水	皮蛋	紙一等ヨリ五等イテ	馬匹	紙扇	胡椒	舊衣
同	同	同	同	同	同	一擔	一擔	一百個	一擔	一頭	一噸	同	同
Silk Liece Goods	" Candy	" Brown	" White	Sugar, Refined	Rattan Skin	Raisin	Perfumery	Preserved Eggs	Paper 1 and 5	Pony	Paper Fan	Pepper, White & Black	Old Clothing
二〇〇	二五	二〇	二〇	二〇	二〇	二五	二〇	七二	三〇	一〇〇	二〇〇	二五	三五

魚翅	魚	網	海月	蘇木	檀香	石	草	草	雜貨	糖	硫	現	刻	烟
一擔	同	同	同	同	同	一擔	百個	一擔	一噸	一擔	一兩	一擔	一擔	同
Shark Fin	Silk Ribbon	Sea Blubber	Sapanwood	Sandalwood	Soap	Straw Mats	" Hats	Sundries	Sweetmeat	Sulpher	Treasure	Tobacco, Prepared	"	Leaf
三〇	三〇〇	一五	二〇	二〇	三〇	三二五	四〇	二〇〇	三〇	三〇	二〇〇	六〇	四五	四五

第二項 下航貨物(自長沙、湘潭至漢口)

錫	茶	錫	銀	窓	白	木	黃	黃
箱	同	同	同	同	同	一	一	同
Tin-Foil	Tea	Tin	Vermilion	Window Glass	White Wax	Wood-ware	Yellow Lead	Yellow Silk
四五	二〇	二五	三〇	一〇	一〇〇	二〇〇	二〇	二〇〇

安質母呢	信石	檳榔
一噸	一擔	同
Antimony	Arsenic	Betel Nuts
一三五	一一	三〇

牛 蕨 夏 爆 笋 磁 空 靈 牛 樟 餅	猪	一 擔	三〇
皮 布 竹 干 器 柘 柘 角 腦 料	長沙發送、書籍	同	二八
同 同 同 同 一 同 一 同 同 同	湘潭發送、書籍	同	三〇
	”	同	三五
	”	同	七〇
	”	同	二〇
	”	同	二〇〇
	”	同	八〇〇
	”	同	四〇
	”	同	三〇
	”	同	二五
	”	同	二〇
	”	同	二〇
	”	同	二〇
	”	同	二〇

米 紙 薄 下 皮 舊 曹 土 粗 精 猪 蓮 鉛	藥 藥	同	一五
傘 葉 紙 蛋 袍 達 布 料 料 油 子 板	藥 藥	同	三〇
一 同 一 同 同 同 同 同 同 同 同	藥 藥	同	三〇
(半個)	藥 藥	同	二〇
一 擔	藥 藥	同	二〇
Rice	藥 藥	同	二〇
Paper Umbrella	藥 藥	同	二〇
Pepper Leaf	藥 藥	同	五〇
Paper II	藥 藥	同	一六
Preserved Eggs	藥 藥	同	一〇四
Old Clothing	藥 藥	同	三〇
Native Soda	藥 藥	同	一五
Nankeen	藥 藥	同	二〇
” , Course	藥 藥	同	三〇
Medicine, Fine	藥 藥	同	三五
Lard	藥 藥	同	二〇
Lotus Nut	藥 藥	同	三〇
Lead	藥 藥	同	三〇
Iron Plate	藥 藥	同	一五

鋼	條	一擔	Steel Bar	一一
茶	一箱	Tea	一〇	
紅	同	Black,	一六	
金	千兩	Treasure	一一〇	
金	同	"	一〇〇	
煙	一擔	Tobacco Leaf	二五	
同	同	"	二〇	
菜	同	Vegetable Cake	一四	
亞	一噸	Zinc Ore, White	一三五	

湖南航路に就ては、目下漢口、上海線の如く競争烈しからざるを以て、各會社共殆んど同一運賃を以てせり。

第四款 淡水航路乗客運賃表

目下此航路に使用せる汽船は、單に乗客運送を營業とし、其寄港地及乗客運賃は左の如くにして、春安、春和の兩公司共に同一なり。

漢口	一六	三一〇	四八〇	五六〇	六八〇	八〇〇	九二〇	一一二〇
蔡甸	一六〇	三二〇	四二〇	五四〇	六六〇	七六〇	九六〇	
新溝	一六〇	二六〇	三八〇	五〇〇	六〇〇	八〇〇		
漢川	一〇〇	二二〇	三四〇	四四〇	六四〇			
紫馬口	一二〇	二四〇	二四〇	三四〇				
楊池口	一二〇	二二〇	二四〇	三四〇				
分水嘴	一〇〇	二二〇	二四〇	三四〇				
脈旺嘴	一〇〇	二二〇	二四〇	三四〇				
仙桃鎮	二〇〇	三〇〇	四二〇	六四〇				

航 下

							仙桃鎮
						脈旺嘴	一四〇 <small>文</small>
						分水嘴	二二〇 <small>文</small>
					楊池口	八〇	二九〇 <small>文</small>
					八〇	一六〇	三三〇 <small>文</small>
				繫馬口	八〇	二七〇	三四〇 <small>文</small>
			漢川	一一〇	一九〇	三三〇	四五〇 <small>文</small>
			新溝	一一〇	三〇〇	三八〇	五六〇 <small>文</small>
		蔡甸	一一〇	二二〇	三三〇	四九〇	五六〇 <small>文</small>
		漢口	一一〇	二二〇	三三〇	四四〇	六七〇 <small>文</small>
							七八〇 <small>文</small>

第四節 倉庫業

第一款 流船會社と倉庫の設備

倉庫業は、元來航運業と相伴ふて發達すべきものなれども、漢口に於ては、十個以上の流船會社の勃興せるにも拘はらず、未だ專業的に倉庫業を營むものなく、各流船會社は、倉庫業を兼ね營めるの有様なり。而も這般の倉庫業は全然之を營業として目し難きものあり。詳言すれば、會社は荷主に對して義務的否な寧ろ好意的に其倉庫を貸與する者にて、荷主は預荷に對して倉敷料を拂ふことなき代りに、會社も亦其所托貨物に對して充分なる保管の責に任ぜざるが如し。(實際は此好意の保管に關して盜難等の危險負擔問題生ずるときは其損失の幾分又は全部を流船會社にて負擔することあり、是れ他社との競争上特に荷主の意を迎ふる爲めにして敢て義務あるにあらず、然れども荷主の意を迎へて多量の貨物を取り入れんとするには、勢ひ完全の倉庫を設けて遺漏なく之が收容に應ずるの設備なかる可らず。故に太古、怡和、招商局の如

會社の競
争は荷主
の利益に
及ぼす影
響

他地方と
異なる慣
習

會社に及
ぼす影響

共同物揚
場の如し

き又他の汽船會社も現に二三の倉庫を有して、無倉敷料にて貨物を收容しつゝあり、思ふに斯くの如きは會社が荷主に對し已に過分の好意なるに、會社は、更に其倉庫への積込及び積出し費用の全部を負担し、多數の苦力を使役して、荷主の貨物を取扱はしむるを以て、輸出の際の如きは、荷主は僅かに自己の貨物を會社の碼頭に運搬すれば足り、其餘の手續は、凡て會社の費用を以て取扱ふこととなる。是れ畢竟汽船會社と獨立して倉庫業を營む者なると、各汽船會社の競争とに基く餘弊たらざればならず。

右の如き有様なるを以て、長江航運業者の荷物積卸に關する慣習は、他地方と全く其趣を異にし、随つて會社及び荷主に對して實に左の如き影響を及ぼすものあり。

(甲)會社に及ぼす影響 輸出商は地方より回送し來りたる積出し荷物を、直ちに會社の倉庫に積込み、輸入商は輸送し來りたる貨物を其運送會社の庫中に積込み、何れも自己に差支なき限り、成るべき永く會社の保管に委ねんとする横着手段を採るが故に、汽船會社の倉庫は、冷も共同陸揚

輸出貨物
は全然輸
入

貨物は一
ヶ月間倉
敷料を徴
せざる

倉敷料の
率

實際徴收
するに少
し

荷主に及
ぼす影響

場の如き觀ありて、之が保管と整理も亦一個の繁忙なる業務たり。即ち各記帳方を設け、出入帳に記入し、又倉番を附して常に火災盜難等の非常に備ふるが故に、其經費も亦決して僅少にあらず、而して輸出貨物に對しては、全然倉敷料を課することなく、輸入品に對しても到着後一ヶ月間は、之を免除し、尙ほ取り出さるゝ時に於て始めて一分或は一分五厘の倉敷料を徴收する慣習なり。

倉敷料の率は、其算定法、貨物の價額を標準とする場合と其容積を標準とする場合等種々細密に分類せらるれど、實際は不規則にして又嚴密に徴收すること無きが如し、是れ營利の目的を以て徴收するに非ずして、單に荷主を促して藏荷を取扱はしむる方便に過ぎず。要之長江に於ける汽船業者は他地方同業者と異り、倉庫を準備する丈け餘分なる負擔あるものとす。

(乙)荷主に及ぼす影響 荷主に及ぼす影響も亦會社に譲らず。即ち藏荷の融通の出來ざること是なり。前述の如く、會社は、藏入荷に關して保管の

第七章 航運 第四節 倉庫業

責を負ふものなれど、蔵入の際に正式の預證書即ち倉荷證券を發行せざるが故に減水に基く運搬力の減退に據りて著しく荷物の停滯するが如き場合には、荷主は唯々拱手して復水の時期を俟たざるべからずして、到底商業機關の完備せる地方の如く、敏活なる取引を見ること能はず。即ち斯かる場合には倉荷證書を抵當として銀行より借入資金の運轉を自在ならしむべき時期なるに、元來汽船會社は請取證を發給することなく荷主も亦貨物に保險を附することなきを以て、外國銀行に融通すること能はず。隨つて薄資の外商及支那商は甚しき不便を蒙るを免れず。

第二款 清國人の經營せる倉庫

漢口には、支那固有の倉庫營業たる堆棧ありて、簡略なる規則と倉敷率とを定めたれども、其所在地頗る邊僻なれば、一種の商業機關として未だ重きを爲すを得ず、例へば全然支那人の營業せるもの、中、永興協堆棧の如きは斯業中最大なるものなれども、日本租界の下流に位し其他の堆棧は何れも漢陽に在りて共に當港汽船の碇繋所を距ること甚だ遠ければ、其不便なること知るべき

なり。今支那倉庫の倉敷料と慣習とを掲げんに、

永興堆棧	日本租界下流
德昌同	漢陽
榮昌同	同
裕昌同	同
公昌同	同
協昌同	同
恒昌同	同

是等の外、大智門外停車場近傍に萬順堆棧なる佛人名義の倉庫一個所及び漢口礮口に佛商立興洋行の一倉庫あり、後者は平生主として自家の貨物たる胡麻を貯藏すれども、自家の貨物なき時は、倉敷を徵收して他人に貸與し、前者も亦其許可を得て使用することを得るも固より本業にあらず。永興堆棧の倉敷料算定法は、凡て壹ヶ月を單位とし、一日にて取出すも猶ほ一ヶ月分の敷料を徵收す、而して各貨物の積み卸し賃は左の如し、

第七章 航運 第四節 倉庫業

品名	單位	倉敷	漢陽倉敷	積込積出貨	期間	摘
棉花	一俵	一匁	六分	五十六文	一ヶ月	胡麻、米、豆糟、大豆、菜種子 一樽は三百斤、機械油、「セメン」も同じ
雜貨	同	一分	一分	二十八文	同	
桐油	一樽	四分	三分	四十四文	同	
同	一籬	二分	二分	二十四文	同	
皮油	一個	二分	二分	四十四文	同	
苧麻	一束	二分	二分	三十二文	同	
蠶麻	一包	一匁三分	六分	四十四文	同	
綿布	一捆	二分	二分	二十八文	同	
茶	一袋	二分	二分	二十文	同	
同	一箱	一分半	一分半	二十文	同	
湘蓮子	一袋	四分	四分	三十二文	同	湖南産の蓮の實なり
白蠟	一個	一匁	二分	四十八文	同	

積卸賃

正式の倉荷證券を發給せず

燐寸	一箱	六分	二分	四十八文	同
石油	同	五分	一分	十四文	同
獸皮	一千斤	一匁	一分	百四十文	同

漢陽各倉庫の揚げ卸し賃は、漢口に全じ、而して積み込み卸し賃の算定法は、上げ卸しの苦力十文、荷上げ人苦力が荷を肩に負ふ時に手傳ふ人足三文、倉内片付け人二文の割當にて、積み込の際に十四文、積み出しの時に十四文、通じて廿八文と爲る。棉花の如きは荷扱に二人を要するが故に倍額と爲る。

以上の倉敷料及び積込み賃は、支那堆棧の制規にて外國洋行倉庫の定規に非ず。而して堆棧の營業は倉敷料を徴收して藏荷の保管を爲すにも拘らず、純粹の倉庫營業と見るべきものにあらざ、何となれば藏入の荷物に關して正式の請取證即ち倉荷證券を發行せざるを以てなり。即ち荷主に對して簡略なる受領書を出すも、之を銀行に投じて資金の融通を計るには、猶ほ其貨物上に保險を附するの必要あるに、漢口の支那商人は藏入の貨物に關して保險を附

することなし。是れ藏入荷の請取書を以て借入を爲すこと能はざる所以にして、漢口には外國保險會社の數多きに拘らず、之を利用すること甚だ稀なるは、猶ほ保險の利益を知悉せざる一徴とも見るべし。随つて危險負擔の問題の如きは、洵に簡單にして、藏入中、盜難に罹りたるときは、保管者たる堆棧の負擔に歸し、其損失が火災に基く時は、荷主の負擔に歸するが如く、其保管の責任より生ずる注意の程度に就ては、未だ何等の規定なきが如し。

第三款 水上倉庫

彼の雜穀、米等の如き多量なる地方出廻荷が如何なる場所に貯留せらるゝやと云ふに、四川、陝西、湖南及び湖北等の各省より出づる土產貨物の一部は、汽船と鐵道とに依りて運搬せらるゝと雖も、其多分は、支那帆船及ジャンク船を以てせられ、其來漢する無數のジャンク及び帆船は、大半漢水河口に碇泊して、此處に買手を發見するが故に、注文に依らずして來漢せし貨物は、十日間乃至二十日間、河口に船載の儘碇泊するとありて、雜穀の如きもの盛に出荷ある際は、民船、滿河小蒸汽船の往來さへ困難なるを常とす。然れども該河岸には、各取

引所ありて、雜穀船は左岸上部に、石炭船は右岸中部に、糧米船は右岸下部に、各繫留地を定めて各別に碇泊し、賣手たる船主は、毎日取引所に至りて、買手の來るを待つ、即ち買手人取引の手合せ成ると同時に、自己雇用のジャンクを齎し來りて貨物を船より船に積み替ゆるが故に、平生は毫も陸揚げの必要無く、此等の船舶自ら水上倉庫たるの事實あり。稱して水上市と云ふ。而して彼等は何が故に貨物の陸上げを好まざるやと云ふに、漢口には起埠厘金と支口厘金とありて、到着貨物を陸上げすれば必ず起埠厘金を徴收さるるが故に、出帆の期は多少遅るゝも、尙ほ船に積載せし儘にて買手を待つを利ありとす。故に貨物の種類、品等揃はざると同時に、同種品は各處に散在するが故に、甲船の賣價と乙船の賣價と同一ならざるのみならず、若し襄河、襄陽以下の漢水の別名の水急激に増加することありて、該河口に繫留するの危険なる場合には、賣手は、殆んど捨賣に荷捌を爲して一刻も早く抜錨し去るが如きことありて、標準相場を立て難き弊害あるを免れず。

要するに、目下の狀況にては、汽船會社が倉庫業を兼ねるの故を以て會社も荷

第七節 航運 第五節 港灣の設備
主も其害を被ること少からず、殊に逐年繁華に赴くに伴ひ到底久しく此状態を繼續すべからざるを以て、早晚大規模なる倉庫業の勃興を見るべく、而して其必ず有利なるべきは疑ふべし、餘地なきが如し、現に江岸邊に土地を有せる清國人が近來價格に拘はらず其土地を賣放すを肯せざるに至りしは確かに這般の計畫を抱けるに因ると信すべき理由あり。

第五節 港灣の設備

第一款 蘆船

第一項 概説

漢口に於ける各汽船會社は、皆江岸に蘆船(ハルク)を置きて繫船所と爲すが故に大抵の場合には、棧橋より荷役を爲し、同一會社の船舶が一時に、二三隻入港せる場合等の外は、汽船の沖懸りを爲すことなし。又た大汽船會社の各航洋汽船は、夏期増水中時々入港して沖懸りを爲し、定期船の解纜を待つて、ハルクに繋りて荷役を爲す。唯露國義勇艦隊の茶積船及び日本の石炭船等臨時

入港の航洋汽船は、全く沖懸りを爲すことあり、又船船の設備なき護岸に近接して繫留し小荷船を以て臨時棧橋を作り荷役を爲すことあり。

第二項 荷役方法及費用

右の如く増水期中は、大なる航洋汽船も自由に至る處の護岸に近接して繫留することを得、又各會社の船船も充分に江岸に密着せしむることを得るが故に荷役には案外に便利を極め随つて積込積卸等の諸掛りは、少額にて事足れど、冬期減水に際せば、漸次船船を江心に近かしめ、或る會社の如きは、江岸より船船迄一町半程の遠距離を有するに至る。随つて積込積卸の工賃高まる譯にして、舊正月の如きは、労働者の如きも亦一般に休業するが故に、人數の拂底を來すことありて、其賃金も自ら騰貴するを免れず、乃ち各汽船會社は以上の原因に基く工賃高低の煩に堪へずして一の簡易法を採るに至れり、即ち各社とも人足請負業を頼み年中同一の割合にて仕事を爲さしめつゝあり。故に實際労働者の工賃には時々高下を生ずれども會社は、四時一定の賃金を支拂ふ事となる。但し右は蘆船繫船の場合にして沖懸りの場合に於ける解賃は、

荷物輻湊の多寡に依りて高低を生じ全く一定せず。而して既に倉庫業の節に於て述べしが如く、漢口には不思議の習慣ありて、輸出貨物の荷主は、唯輸送すべき貨物を「ハルク」まで持ち来れば足れり。故に其預荷物は船積するに當りて、船が沖懸を爲す時は、會社自ら舁を雇ひ入れて荷役を爲さざるべからず。爲めに各會社共一、二隻の小蒸氣船を使用して曳船を爲すが故に、舁の借賃と共に更に小蒸氣船の使用料も亦諸掛りの内に算入せらる、今左に商船會社の荷役に關する諸掛を掲げん。

甲、輸入品

品名	單位	庫入賃	庫出賃	舁賃	船内人賃
綿糸	一包	三六 ^文	三三 ^文	三〇 ^文	一包にて 四包にて 三工噸
反物類	同	三六	三六	三〇	同
藥材	同	三六	三六	二〇	同
白糖	一包	一二	一二	一五	四六 一包は 十三包にて 一工噸

品名	單位	庫入賃	庫出賃	舁賃	船内人賃
寒天皮	一包	二四	二四	一五	一五 一包にて 一工噸
海月	同	二四	二四	一五	同
紙類	同	三六	三六	二〇	一包は 四包にて 三工噸
銅塊	同	一八	一八	二〇	一包は 五包にて 二工噸
海產	同	二四	二四	二〇	一包は 五包にて 二工噸
乾物	同	二四	二四	二〇	一包は 五包にて 二工噸
刻昆	同	二四	二四	二〇	一包は 五包にて 二工噸
貝柱	同	二四	二四	二〇	一包は 五包にて 二工噸
湘蓮	同	二四	二四	二〇	一包は 五包にて 二工噸
石鹼	同	二四	二四	二〇	一包は 五包にて 二工噸
麻袋	同	二四	二四	二〇	一包は 五包にて 二工噸
洋木板	同	二四	二四	二〇	一包は 五包にて 二工噸
千木	同	二四	二四	二〇	一包は 五包にて 二工噸
鐵線	同	二四	二四	二〇	一包は 五包にて 二工噸

乙、輸出品
第七章 航運 第五節 港灣の設備

銅	海	リ	ラ	氷	昆	錫	曹	石	書	銀	干
卸	參	ン	ブ	糖	布	箔	達	油	籍	塊	魚
箱	箱	梱	箱	同	包	同	同	同	同	箱	包
二	二	二	二	二	一	六	二	二	二	二	二
二	四	四	二	二	八	六	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	一	八	六	二	二	二	二
二	二	二	二	二	一	八	六	二	二	二	二
五	三	〇	二	四	一	三	三	三	三	三	三
一十二箱にて	一五箱にて	一六梱にて	一五箱にて	一十三包にて	一六包にて	一十三にて	一五箱にて	一五箱にて	一四箱にて	一五箱にて	一五包にて
一噸	二噸	二噸	二噸	一噸	半噸	一噸	二噸	二噸	二噸	二噸	二噸

第七章 航運 第五節 港灣の設備

硫	粉	棉	置	針	「タ	毛	鏡	「ア	「バ	銅	銅	「ラ	外
酸	茶	線	時	計	オ	布	染料	「ニ	「ケ	板	線	「ラン	國
箱	袋	個	箱	匡	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二	二	二	二	二	二	四	二	一	四	六	二	三	一
四	二	二	二	二	二	四	八	二	八	〇	四	六	二
二	二	二	二	二	二	四	八	二	二	四	六	二	三
二	二	二	二	二	二	四	八	二	二	四	六	二	三
二	六	六	六	五	〇	二	五	二	〇	二	二	一	五
一五箱にて	一十袋にて	一十六個にて	一十箱にて	一十匡にて	一四梱にて	一四箱にて	一五箱にて	一十二罐にて	一三包にて	一三包にて	一五樽にて	一四箱にて	一木二樽にて
二噸	一噸	一噸	一噸	一噸	二噸	四噸	二噸	一噸	四噸	五噸	二噸	三噸	一噸

全	棉	桐	蔬	白	菜	粳	雨	牛	黄	大	菜	鳴	鴉
				種					色		種		
	花	油	油	米	子	米	傘	皮	糸	豆	糟	毛	片
(器械じめ)	一	同	一	同	同	一	一	同	一	同	同	一	一
	包		羅			袋	束		包			袋	包
	小	大											
四八	一八	二四	二	二	二	二	六	四八	一八	二	二四	四八	二
四八	一八	二四	二	二	二	二	六	四八	一八	二	二四	四八	二
四八	一八	二四	同	同									
百噸に付	百噸に付	同	百噸に付					二〇	二	五	二	一五	六〇
五個を一噸とす	三個を一噸とす			十二袋にて	十二袋にて	十二袋にて	六束にて	三包にて	一包にて	一包にて	十二袋にて	四包にて	十包にて
				一噸	一噸	半一噸	半一噸	四一噸	一噸	一噸	二一噸	四一噸	一一噸

皮	鱗	葉	木	麻	棕	山	四	猪	生	煙	土	品	
					欄	羊	川	羊	糸				
油	寸	茶	耳	網	皮	皮	黄	毛	類	草	布	名	
一	同	同	一	一	一	一	一	一	一	一	一	單	
包			箱	束	包	包	箱	俵	包	俵	捆	位	
												庫入貨	
一	二	一	六	六	一八	四八	三六	四八	二四	一八	二四	庫出貨	
二	四	二	六	六	一八	四八	三六	四八	二四	一八	二四	解貨	
												足船内人	
五	二	六	七	五	六	〇	〇	一五	一五	二〇	一〇	八五	
十二包にて	一箱にて	一箱にて	一箱にて	一箱にて	十束にて	一包にて	一包にて	一包にて	四俵にて	四俵にて	一包にて	六俵にて	七捆にて
一一噸	二一噸	一一噸	半一噸	半一噸	一噸	四一噸	三一噸	四一噸	二一噸	二一噸	二一噸	二一噸	一一噸

小麥粉	白蠟	桃仁	磚茶
一袋	一包	同	一包
一二	二四	二四	四八 ^文
一二	二四	二四	四八 ^文
			四八 ^文
六	一〇	一二	未詳 ^加
一十袋にて	一六包にて	一五包にて	一五包にて
一工噸	三一工噸	三一工噸	二工噸

第八章 金融通貨及度量衡

第一節 金融機關

第一款 概説

漢口地方の金融機關は、他の清國各地の者と同じく票莊、錢莊、當舖等ありて、漢口に入込める各省の商人は、各獨立して各店舖互に連絡せる一組織の金融機關を有す、之を割と云ふ。故に各省の商人は、金融界に於て割據の状態にあり、其數通じて百餘戸を有し、其組織種々あれども、大抵大商人の資本と合同して成立せるもの多く所謂合資組織にして、吾邦の如く株式組織に據るもの殆ん

どこれあるなし。其外個人の經營に係る銀行あるも、大抵官吏が其遊金を放資して知人又は信用ある商人に營業せしめつゝあるものにして、是亦相當の信用を保てり。唯支那商人の銀行に對する信用は、對物信用よりも寧ろ對人信用に重きを措き資本の多寡に由るよりは、營業人又は資本主の商業界に於ける名望と信用如何によりて決するが故に資本少額なる銀行が能く大資本の銀行に勝る取引を爲せる實例尠しとせず。

第二款 銀行の名稱及種類

漢口に於ける支那銀行は大別して二となす、一は票莊にして他は即ち錢莊なり、錢莊は又更に大小の二に分れ、其大なるものは普通の商業銀行にして、小なるものは普通兩換事務を取扱ふものなり、此外、先般開店したる官立戶部銀行あり。

第一項 票莊(或は票號)

票莊は主として爲替事務を取扱ひ多く山西商人の營業に係るものにして、一人にて營むこともあれば、又二人合資して營むものもあり、開店の際は同業者

の連名保證を以て道台衙門に出頭し、道台に稟請し其允許を得て然る後始めて開業す、然れども將來の營業に關しては其監督を受くる必要なく其營業主は無限責任なれども、若し債務の額莫大なるに及び到底其支拂を完ふすること能はざる時は、保證したる同業者中より填補す。票莊は爲替業の傍ら公私金の預金を引受け、主として官銀號又は錢莊或は大商估及び有力なる事業家に向つて貸附をなす。銀行事務員[△]の受くる俸給は之を二分して、一半を本人の自用に任じ、他を家人に給し、各其家族を養ふの費となす。票莊の貸付法[△]は大概信用貸なれども又抵當貸付をもなすことあり。其抵當物件は、田地家産貨物等にして信用ある保證人を要す。當地に於ける票莊の資本は、大なるもの四十萬兩、小なるもの二十萬兩を有すと云へり。票莊の重なる店號を擧ぐれば、

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 蔚泰厚 | 蔚豐厚 | 蔚長厚 | 新泰厚 |
| 志成厚 | 天成亨 | 協同慶 | 協成乾 |
| 中興和 | 大德通 | 大德王 | 大德恒 |

第二項 錢莊或は錢舖

- | | | | |
|-----|-----|-----|-----|
| 存義公 | 三晋源 | 百川通 | 合盛元 |
| 長盛川 | 天順祥 | 蔚生長 | 日昇昌 |
| 恒豐預 | 興隆金 | 永泰慶 | 協同信 |
| 大盛川 | 乾盛亨 | 恒盛茂 | 日昇裕 |
| 新裕厚 | 永泰昌 | 德和永 | 日昇發 |

錢莊は銀兩、洋銀、及銅錢の兩替、貸出預入、錢票銅錢手形の發行、及び爲替業を營む。其開設に就ては同業者五名以上の連署を以て官の特許を得るを要し、其際又四百兩を捐納すべきものとす。閉店の時は、賠償の責任は無限にして、全く東家(營業主)に歸す。決算は一年一回にして、三年毎に一回大決算をなし、利益金を配當す。其分配比例は各莊により同一ならざれども、最も廣く行はるゝものは左の二種なり、

- 一、管事的(番頭)一分、夥計手代(丁稚輩等)一分、東家(營業主)八分、
- 二、管事的(一分)、夥計等(一分半)、公債(半分)、東家(七分)、

第八章 金融通貨及度量衡 第一節 金融機關

錢莊の資本は二、三千兩乃至四、五萬兩にして、十萬を越ゆるもの甚だ稀なり、今左に各幣に属する主なる錢莊の名稱を擧げん、

紹幫 (浙寧幫)

大豊、同大、源成、大成、信成、衡源、晋昌、德源、

江西 (吉安幫)

裕厚德、義豊源、惠怡厚、阜昌隆、義名利、怡和生、聚和福、怡和興、

升泰昌、

江西 (南昌幫)

裕大昌、楊裕昌、徐春茂、徐義茂、義生厚、楊裕成、豫元章、怡興永、

復泰、恒裕、宏昌祥、吉興永、益昌祥、均大昌、萬裕、興茂、永裕、

徽幫 (安徽幫)

匯康、啓大、恒豊、怡生、怡生隆、謙福張、

錢業本幫

益大、源茂隆、震隆、元豊、隆泰、濟康、萬鑑、生茂公、晋康、祥豊、

錢舖 (爐房を兼ね)は錢莊の小なるものにして、其主要なるもの左の如し、

謙益、源順、洪順、聚裕、同太、興泰、公安、劉祥興、復昌、春生、
協順、仁成、協昌、阜明隆、永昌祥、德厚福、

第三項 官銀號

前記票號又は票莊及び錢莊の外に尙ほ又官銀號と稱するもの二行あり。私立銀行なれども、政府の監督を受け政府の兩銀を出納し、海關税を取扱ひ、信用最も厚し。組合人の資力は、二三百萬兩、漢口に現在する官銀號は二あり、曰く左の如し。

有成 協成

第四項 戶部銀行

本銀行は官立にして本店を北京に置き支店を天津上海漢口の各地に設け資本金二百五十拾萬兩なり。主として政府の遊金預入を引受け、私立銀行並びに確實なる商賈に向つて貸附を行ふを目的とし又兼ねて兌換銀券發行を計畫す、但し漢口支店の設立は光緒卅二年八月(明治三十九年六月)にして、開業以來日尙ほ淺く加ふるに部内の主要なる役員は多く銀行業の何物たりやを解せざる底の貪官汚吏を以て之に充つるが故に、事業未だ其緒に就かず、現下營業は僅かに當地方に於ける釐金税の預入を取扱ふのみにて、之れを官銀號に比しても尙ほ大に遜色あり、洵に微々不振の状態にあるものゝ如し。

第三款 銀爐或は爐房

銀爐の本業は、錢莊及び各商店の依頼を受け銀兩或は銀塊を改鑄し、元寶銀定量極印付馬蹄銀となし手数料を徴收するにあり。即ち銀爐は通貨私鑄の權を有する點に於て確かに支那固有の者なり。然れども中央支那地方の銀爐

は必要上多く錢莊を兼ねるが故に、又預金貸付及び得意先相互のため其帳簿上振替に應じ、且つ得意先より地銀を送附して預入をなすときは、時價元寶に換算して預入を行ふ。其資本大ならざるに尙ほ且つ此二業を兼ね一見頗る危険なるが如き感あれども、彼等は同業相救ふの道を有するが故に、其基礎意外に安固なりとす。

銀爐の開設は、先づ同業者の同意を得て後地方廳の領帖費六百兩外雜費若干を要す、決算期は、五年を以て小結とし、十年を以て大結とす。預金及び貸金は年末を以て計算すれども、期日一定せる者は此限りに非ず。而して一年の純益は凡そ資本に對して四厘に當ると云ふ、銀爐の資本は一萬兩より二、三萬兩に至る、漢口に在る銀爐は十三戸を有すれども、純然たる銀爐は、一戸にして、二戸は官銀號の兼業に係り、他の九戸は共に錢莊を兼業す、今其字號を擧ぐれば、

協成、有成(此二戸は官銀號の兼業なり)

劉祥興、協順、聚太(資本二、三萬兩)

復昌、興太、源太、公安、春生、同太、謙益、

以上十戸は、錢莊を兼業し資本一萬兩内外とす

洪順唯一の銀爐業にして、資本二、三萬兩なりと云ふ

(備考)協成、有成の二戸は、自家用以外の鑄銀をなさず。

第四款 當舖(質屋)

開店手帳

當舖は、我日本の所謂質屋にして之を開始せんと欲せば先づ同業者數人の保證を得て知縣衙門に稟請し知縣は之を知府に稟し知府は之を藩臺布政使に稟し藩臺の許可を得て然る後始めて部帖を受領す。所謂官當舖即ち是なり。而して領帖費は地方により其額を異にすと雖、漢口に於ては、藩房規費二百二十兩、府房規費一百兩、府料號費十四兩、廳署請示(五十兩)、廳料號門及簽規費五十四兩、文の如き諸種の出費を要す。此外官請托料として數百金を費すを要す。其上先輩たる同業の老舗より種々の障害制肘を受くるを以て、直ちに開業するを得ず、大抵或は老舗の名を藉り或は老舗を承繼して然る後始めて開業し得るの有様なり。斯くの如く當舖の開業には多額の費用と種々煩瑣なる手數とを要するにも

免許料の巨額

典物の種類

資本と營業時間

期限と利息

拘らず、官より利益の壟斷を許さるゝと共に其業體の比較的着實なることによりて、豪戸にして之を營むもの多く(多少例外なきに非ずと雖も)大抵三、五人の合資によりて營まるゝなり。而して當主は聲望あるも其業務に通ぜざるもの多きを以て、別に勤勉、廉直にして一意業務の發達を謀るに足るべき支配人を採用す。漢口にては之を管事的と稱し多く徽州人を用ゆ。當舖は我邦に於けるものと同じく擔保品を提供して金圓を借款する金融機關の一種に相違なきも、漢口の如き都會にありては田舎と異り地價貴く隨つて廣大なる倉庫を建つること能はざるの不便あるがために主として衣服類若くは金銀飾器の如く容積の大ならざるものゝみを質物として引受くるの風あり。

當舖の資本は大なるものと雖も、四、五萬兩を過ぐることなく、營業時間は午前九時より午後六時迄とす、抵當期限は二十ヶ月にして、三ヶ月を延期す、利息は月二分(百分の二)にして、三十五日を以て一ヶ月に計算し、以後は月に滿たずと雖も、一ヶ月の利子を拂ふものとす。貸出しの時は八百十五文を以て一千文

現在の當

に算し、借人より之を償還即ち質受する時には八百二十文の制錢(銅錢)の善良なるものを選択したる分を支拂ふを要す。普通當舖は多く錢莊と取引をなして資本の流通をなす。漢口に於ける當舖は現在左の十家とす。

- | | | | |
|----|----|----|----|
| 裕豐 | 同豐 | 宏慶 | 裕隆 |
| 善慶 | 大生 | 萬豐 | 泰生 |
| 泰濟 | 昇昌 | | |

北清地方に於ては、當舖と質主との間に介在して質の取次をなす所の小押あり又上海に於ては官府と何等の關係なくして設立し得べき質なるものあれども、漢口に於ては唯當舖の一種あるのみ。

第五款 公估局

公估局は、銀兩の秤量及品位を検査する所にして、清國都市到る所其設けあらざるなく通貨の混亂錯雜せる國にありては、實に必要欠くべからざる一機關なりとす。抑も清國各地に流通せる無刻印の銀塊(馬蹄銀)が何等の障害なく

凡て估に
作る本質

必要

公證事務

市中に轉帳流通する所以のものは、全く是等銀塊に其實價を表標すべき検印を與ふる公估局の存在するが爲にして、元寶銀は或は税關所屬の銀行にて鑄造するあり、或は布政使にて鑄造するあり、又人民個々に私鑄するありて其品質の良否と量目の眞偽とを識別すること極めて難し、其事務の性質より言はゞ幾分か我公證人役場に類する所あり、即ち後者が主として證書の確實なる執行權を附與するに對し、前者は全く銀塊のみの検試をなして之に確實なる流通力を附與するものなれば、其取扱の物件を異にするのみにして、社會の信用を維持すべき公證事務の點に至りては酷似せりと云ふべし。公估局は、銀塊に流通力を附與する公證役場なれば、其業務は一般人民の首肯すべき信用の上に成立せざるべからず、然るに其成立は洵に容易にして、其土地に存在する幾多の錢舖或は錢莊が、自己の同業者又は他の適當なる人物に、公估の事務を執るべく推選し、其被選人は依頼者より徴すべき手数料を定め、開業の儀を所轄海關道に出願し其許可を得て然る後始めて開業するものなれば、道臺は許可の免狀を附與すると共に、其手数料額につき多少の制限を附するが如し。

錢莊及び當舖と同様に射利を目的とせる一種の營業に外ならず、唯當該官憲は、其營業の亂雜に陥るを防ががため手数料を一定し、不正の鑑定に對する賠償の責任を定むる等其營業の自由を制限し之を店頭に公示せしむるのみ。而して此告示は公估局營業の方針を示すと同時に又一般人民の公認する事項なりとす。

公估局は、各種の銀塊に通貨の流通力を附與する所なれば、最も信用すべき評價法を執らざるべからず、其方法は第一銀質の良否を鑑別すること、第二重量に對する價格の算定に正確なる秤を用ゆること是なり。第一銀質の良否を鑑別するには、何等の試験を爲すことなく又何等の機械をも用ゆることなく、全く局員多年の經驗と熟練とに由りて其良否及び合金の分量如何を確實に鑑別して毫末も誤謬なきは寧ろ驚くの外なし。而して其銀質の純良なるものと、多少の合金を含有するものとの間には自ら評價法の別ありて純良銀純銀に非ず所要の純分を有する銀を言ふは直ちに估平と稱する公估局備へ付けの金秤に掛けて其重量を検し、其示す所の兩匁を以て該銀塊の價格となす。

公認の方
法
銀質の鑑
別價格の
算定

熟練
を
要す

直行

批中

批毛、
減

秤は我邦の天秤と同じく稱は我が木杆秤の如きを云ふ、公估局は前者を使用す而して其計りたる銀塊の表面に量目を墨書し、其上に衆商錢平公估圖記の八字を有する印と、當時覆看去印不認の八字を有する印とを朱押し、更に公估老局又は「公估新局」なる方印を墨押して検査の證となす、蓋し斯くの如は、重量と價格とが平等を示し、重量の一兩を價格の一兩を以て評價し得る場合に於て之を直行と云ふ、然るに元寶銀塊は、其鑄造所の異なるに隨て其品質を異にし、或は稀に金の少量を混ざることあり、或は錫鉛等の低價金屬を含有するともあり。其高貴金屬を合ひ場合又は銀質の良好なる際に於ける評價方法は、又肉眼の鑑定に依り、其重量よりも高價に評價す之を批申と云ふ。例へば重量五十兩の銀塊が、別に價格壹兩の金分を含有するときは、重量五十兩批申一兩と表記して五十一兩と評價するが如し、若し又銀塊に低價の合金を含有するときは、批毛又は減價と稱して、不正合金の分量丈控除し、殘餘の重量を以て銀塊の實價と看做す例へば五十兩重量の銀塊に一兩五匁の不正合金ありとせば、純良銀の價格は四十八兩五分なるが故に、該銀塊を四十八兩五匁と評

價するが如し、右三種の直行、批申、批毛は銀質の良否より起る評價法の差異にして、一般商民は全く是等の評價の上に堅き信用を置くもの如し、公估局評價檢證の手續料は、創設の當初より今日に至る迄一様にして、毫末も高低なく所謂一定不動の状態にあり。今左に手續料徴收法を記載すべし。

依 頼 人	五十兩銀塊一個の手續料	十個以上の手續料一個につき
錢 莊 或 は 錢 舖	十 二 文	十 文
一 般 人 民	二 十 四 文	二 十 文

又碎銀は、纏めて五十兩分につき二十文の手續料を要し、一般人民よりは、四十文を徴收す。碎銀の公證印記は馬蹄銀と異り銀塊に於ては唯量目を墨書し、局印を捺するに過ぎず、別に紙片に同一量目を墨書し猶ほ當時覆看挽免襍不認の朱印を捺して斷り書と爲す。漢口の公估局は本局分局の二所にして共に同一營業に屬す。

第六款 支那銀行の組織及び營業の狀態

票莊は、二名の合資に成り、錢莊、當舖は、二、三名乃至四、五名の組合を以て經營せらる。一般銀行業者の使役する役員の名稱及職責の大略左の如し。

- 一 管事的 是、即ち銀行の總支配人にして、一切の事務を總轄し、取引を斷行し且つ店内使用人の進退を司り、其職務に對し無上の權限を有し、決して資本主の制肘を受けざるものとす。
- 一 副管事的 是、我副支配人の如きものにして管事的を助けて一般の業務に従事す、大銀行にありては、其數、二、三名なり。
- 一 管帳的 是、専ら帳簿の記入を司り、金錢の出納其他總べて記載を要する事項は皆其の取扱ふ所なり。
- 一 跑街 是、市街の各方面を巡回して取引先の信用如何を調査し商況を視察し常に茶館、公所等に入出入して探報を掌る。
- 一 管銀 是、弗銀、兩銀及び手形等の正否良惡を識別檢定するものにして、數年の經驗を積むに非れば其職責を盡すこと難しと云ふ。

管事的

副管事的

管帳的

跑街

管銀

董事

其他雜役に用ふるもの抄からざれども以上を幹部の組織となす。

第七款 銀行組合及集會所

銀行業者は互に同業組合を設け、二三名の董事組合の理事を云ふを選出して組合内に於ける公共事務を取扱はしむ。又毎月一、二回或は隨時組合員集會して諸般の商務を議定し、歲始、端午、仲秋の三大節に會合して交友を暖む。董事は組合に關する總ての紛議を裁斷し、外國銀行との交渉事件をも擔當す。又組合員は毎日銀行集會所とも稱すべき錢業公司に集會して貸附利子の歩合を協定し、上海漢口間の爲替相場を定め、或は、メキシコ、弗銀及湖北圓銀の相場と銅錢の相場とにつき商議をなし、其結果は、其日の午前十時頃迄に發表せらる。而して錢業公所は二家に分れ一は主として小錢莊の集會所にして銅錢洋銀の相場歩合を定め他の一は大錢莊票號の集會所にして、外國銀行の派出員も亦毎日來會し、銀兩の相場利子及各地の爲替等を定む。

第八款 外國銀行

漢口所在の外國銀行は、橫濱正金銀行支店、滙豐銀行(香港上海銀行)支店、華俄道

錢業公司

外國銀行

橫濱

勝銀行(露清銀行)支店、德華銀行(獨清銀行)支店、麥加利銀行(チャタード、バンク)支店、中國(清國)通商銀行支店等にして、其積立金及資本金を掲ぐれば、左の如し。

正金銀行 資本金、二千四百萬圓、內拂込額二千百萬圓、
積立金、壹千百參拾萬圓、

滙豐銀行 Hongkong and Shanghai Banking Corporation 資本金壹千萬弗、
積立金、貳千貳拾五萬弗、

華俄道勝銀行 Russo-Chinese Bank 資本金、七百五十萬留、即百貳拾萬磅、

德華銀行 Deutsche-Asiatische Bank 資本金五百萬圓、
積立金、未詳

麥加利銀行 Chartered Bank 資本金、八十萬磅、
積立金、百三十二萬五千磅、

中國通商銀行 資本金、五百萬兩、
拂込額、貳百五十萬兩、

(本銀行は、支那人の組織せるものなれども、本店を上海に置き、専ら外

以上の銀行は、何れも株式組織にして、銀行部内の組織は、本邦と大同小異なり。唯外國人の多くは、土地の事情に暗く營業上多大の不便あるにより、支那人の買辦を雇用せり、即ち買辦は現金の出納を掌り、支那商賈及銀行手形の良否を識別し又取引先の信用を調査するの任務を有す。外國銀行業者の連絡は餘り密接なる關係を有せざれども、支那銀行に對する商策としては、互に氣脈を通ずるが如し、爲替相場は、事情により固より一定せずと雖、専ら上海支店の相場を電報せしめ漢口銀九十七兩は、上海銀百兩に相當するものとして算定するを常とす。

第九款 貸附金、預金、及利率

貸附金 貸附金、預金、及利率
貸金に當座定期の二種ありて、取引先の最も確實なる商店に對しては、其商店一年間使用の銀額を豫算して、通常例規より低減せる一定の利息を定め、貸付豫約をなす、毎年一期決算とし、期日は清曆十二月二十日より廿八日の間に之を定む。又定期貸金の期限は、三ヶ月となし多く信用貸にして無抵當なるを

常とすれども、場合によりては、抵當貸付をもなす。利子は月を以て計算し、若し期限に至り返金し能はざる時は證書の書換をなす。貸附利子歩合は、金融の繁閑により一定せざれども月約六、七厘より、一分乃至一分二厘を上下す。然れども一商人若し或る銀行と特別の約定をなすときは、該銀行は、其商人の信用の程度に應じて利子歩合を引下ぐることもあり。故に各商店は前述の如く相當の利率あるにも拘らず、自由に之を變更し、借金契約を取り結ぶことを得。且つ漢口の銀行に於ける貸越の制度は、固より取引先の信用如何により其金額に制限をなすこと勿論なれども最も信用厚き商店に對しては、無抵當にて猶十萬、二十萬兩の貸越を承諾することあり、外國商人に對しても亦た同様なり。而して其貸越に對する利率は普通商人に對して年八分乃至一割二分を稱へ、銀行業者間には四分乃至八分とす。預金も亦定期當坐の別ありて、當坐預金に對しては、多くは利子を附せず、定期預金の期限は、普通三ヶ月を最短期限とし、當坐預金と共に大抵百元を以て最少限とし、其以下の金額は預らざるを常とす。又定期預金利子は、日歩壹錢と

し期限前に引出すときは、利息を附せず。

第十款 爲替賣買

清國何れの土地に向つても爲替を組むことを得、之を匯と稱す。若取引錢莊にして先方へ直接約定(コルレスボンデンス)なき時は、票莊の手を経て他店と連絡を通じ、容易に爲替の便を達すべし。而して爲替は一覽拂、定期拂の二種に別れ、普通上海は十日、長沙、重慶は各三十日位の期日拂を習慣とす。其手数料は爲替相場の中に加へて計算するを常とせり。手数料は二匁五分とす。又爲替の買盛に行はるとき、金融の事情により賣爲替の際には利息を附することありて、支那銀行營業中最も利益あるものなりと云ふ。

第十一款 莊票發行

莊票は、之を銀票、錢票の二種に分つ。當地に於ては、多く錢票を發行す。錢票は錢莊より發行せられ、一見紙幣の如く殆んど之と同等以上の流通力を有す。而して其錢莊は別に官の許可によりて其發行權を得たるに非ず、何等の制限もなく、各自隨意に發行して直ちに澁滯なく市場に轉換流通するは寧ろ一奇觀

と云はざるを得ず。何となれば、其發行票子に對する正貨準備の果して存在するや、又其發行額に制限ありや否やは頗る疑ふべきものなるを以てなり。聞く所によれば、漢口の錢莊は、其確實なる資本を有して眞面目に營業するものは甚だ少く、其多くは資本主とも言ふべきものが僅かに千元乃至二千元の少額を各自出捐して營業を始むるものなれば、若し聊かにも經濟界に變動を呈することあれば、直ちに閉店の不幸に陥るを免れず。而して其業務の種類より觀察すれば、銀行と言はんよりは寧ろ合資的兩替屋と稱すべきに似たり。蓋し資本少額なるが故に、多額の貸出を爲して、利息を得ることなく、又手形の割引を爲すにもあらず、唯銅錢と銀貨との引替或は紙幣と小銀貨との引替等により、其切り貸及び差金を得て營業をなすものなればなり。錢莊は斯くの如く不確實なるにも拘はらず、其發行する錢票は、按外信用厚く、人民之を好むこと却つて外國銀行兌換券(圓銀)に對する憑票に勝るも劣ることなし。(併し他の市場)然れども市場に於て有する實際の價格は、其表面價格よりも安く即ち一枚の錢票は必ず一串文(一千文)と引替ふべき憑票なれど、實際

之と銅錢とを引替ふる時は、八百四五十文を得るに過ぎず。而して錢票は其形状は、何れも大差なく、其刻印も亦精細にして一見紙幣の如し。尤も其多分は錢莊より在漢口某日本商社に依頼し、日本に於いて印刷せるものなりと云ふ。

第十二款 外國銀行との關係

支那銀行と外國銀行との間に行はるゝ取引は、大概資金借入の際に行はれ、多く信用貸なるも稀に賣行善き商品を擔保に供することあり。期限は短期のもの多し。但し露清銀行支店は、五ヶ月の長期貸附をなし、我橫濱正金銀行漢口支店の如きは最長期を三ヶ月と爲し、短期を普通一、二週日と爲すの例規なり。

第二節 通貨

第一款 概説

漢口に於ては、洋例紋銀の一定の量目に對する名稱を價格算定の標準となせ

外國銀行關係

長期貸附

最長期と短期

通貨

洋例紋

ども、各地方に於て其品質、形状、價格を異にし、目下上海兩百兩は、漢口兩九十七兩に相當するも、相場時々變動して一定することなく、恰も一種の表價銀塊を授受するが如き有様にして、本位貨幣の用を爲さず。又墨銀及圓銀盛に流通し、武昌及天津の銀元局に於て鑄造せられたる小銀貨及香港小銀貨の補助貨として使用せらるゝも、日々價格の變動甚しく、何れも價格の標準と見ること能はず、即ち商取引は、銀、銅、地金の價格に對し、實質交換を爲すが故に、通商貿易に多大の阻礙を與ふるを免れず。

第二款 流通貨幣の種類

漢口に於て流通力を有する貨幣は小銀貨の外左の六種なり。

- (一) 弗 弗は元來「メキシカン、ダラー」のみに對する稱呼なりしに、近來に至り、各省に於て、其重量及大さ共に「メキシコ」圓銀と等しき銀貨を鑄造し、盛に墨銀と同様に流通するが故に是等の支那銀貨に對しても亦「弗」の名稱を附するに至れり。
- (二) 外國紙幣

弗

流通貨幣の種類

實質交換

- (三) 錢票
- (四) 銅錢
- (五) 馬蹄銀
- (六) 銅貨

右六種の貨幣は、取引の種類と其多寡とに由りて各別途に使用せらる。今各種の細別を示せば、

第一項 弗

- (一) 湖北省一元銀(武昌銀元局にて鑄造するもの、銀元局は我造幣局に同じ)
- (二) 江西省一元銀
- (三) 安徽省一元銀
- (四) メキシコ銀

以上の内最も信用厚きは(一)にして、信用薄きは(四)なり、蓋し(四)は偽造、變造多くして、是れが眞偽の判別に困しめばなり、(二)(三)は取引に之を使用し、人其受授を拒むことなし、其他の香港銀、新メキシコ銀、北洋銀等に至りては、普通其受授を



湖北省通用之銀紙幣

- (三) 錢票
- (四) 銅錢
- (五) 馬蹄銀
- (六) 銅貨

右六種の貨幣は、取引の種類と其多寡とに由りて各別途に使用せらる。今各種の細別を示せば、

第一項 弗

- (一) 湖北省一元銀武昌銀元局にて鑄造するもの、銀元局は我造幣局に同じ
- (二) 江西省一元銀
- (三) 安徽省一元銀
- (四) 「メキシコ」弗銀

以上の内最も信用厚きは(一)にして、信用薄きは(四)なり、蓋し(四)は偽造、變造多くして、是れが眞偽の判別に困しめばなり、(二)(三)は取引に之を使用し、人其受授を拒むことなし、其他の香港銀、新「メキシコ」銀、北洋銀等に至りては、普通其受授を



湖北省通用之錢票

欲せず。

第二項 外國紙幣

- (一) 麥加利銀行紙幣(一弗、五弗、十弗、百弗の各種あれども五弗、十弗最も流通す)
 - (二) 華俄道勝銀行紙幣(重に五弗、十弗流通す)
 - (三) 正金銀行一覽拂銀券(一弗、五弗、十弗)
 - (四) 香港上海銀行紙幣(一弗、五弗、十弗流通す)
 - (五) 佛國銀行印度金山銀券(五弗、十弗)
- 右五種の内(四)の紙幣最も信用厚く、如何なる場所及び如何なる取引にも流通す(三)は三十九年夏支店開設以來漸次流通を擴め來れり(五)は殆んど流通せざるに近し。

第三項 官票

- (一) 憑票取銀元壹大元(此紙幣は、湖北省銀元局にて發行するものにして、一元銀貨に對する憑票なり)
- (二) 憑票制錢一串文(此紙幣は、湖北官錢局にて發行せしものにして、銅錢一千

文と引替ふべき憑票なり

右は兩種共信用甚だ厚くして(一)は弗に對する憑票として他の各外國紙幣と並び行はれ信用最も厚し。該紙幣は、我明治三十二年總督張之洞よりの依頼により我印刷局にて印刷せしものなり。而して明治卅九年更に我印刷局に注文して同様の紙幣を發行せり。前者に比較すれば、紙幣堅牢、印刷鮮明、形狀稍小にして携帶に便なり、(二)も亦前年我印刷局にて印刷したるものにして私立銀行錢莊發行の錢票に比較するときは、信用最も厚く、銅錢一千文と引替ふべき憑票中第一位を占む。

第四項 錢票

錢票は漢口、武昌、漢陽に星列せる幾多の錢莊より發行するものにして、凡て銅錢一千文と引替ふべき憑票なり。然れども各其銀行の信用に厚薄あるがため、其憑票の價值同じからず、即ち甲錢莊の錢票は銅錢八百四十文に替へて、乙錢莊の憑票は八百五十文に替ふるの類にして、其等差十を以て數ふべし。

第五項 銅錢

(一)乾隆通寶(二)嘉慶通寶(三)康熙通寶(四)寬永通寶(五)道光通寶等其外種類甚だ多くして、支那人は、一般に此不便なる貨幣を最も價值あるものとして使用する。而して其種類の如何を問はず概して、其形の大なるものを悦ぶものゝ如く、我寬永通寶の如きは彼等の最も悦ぶ所なりとす。

第六項 馬蹄銀

(一)估平(元寶銀) (二)荆沙(湖北省にて造り他省に輸出す) (三)它文、(四)河平文 (商取引には使用せず)

右の内估平の百兩は、洋例紋の百〇二兩〇四分に相當す。而して其一塊は、大抵五十五兩なり、洋例紋とは漢口に於ける各種銀錢算定の標準單位にして、一定の尺度なれば、洋例紋と稱する實質銀の種類あるにあらず、即ち一定の量目に對する名稱なり、九七洋例紋は上海兩百「テール」に相當するが如し。

第七項 銅貨

武昌鑄錢局に於て製造せる者にて其大さ我壹錢銅貨に等し。銅貨に就ては銅に關聯し別章に於て述ぶる所あるべし。今左に洋例紋の各貨幣に對する

洋例紋	比例を示し参考に供せん
七十二兩三匁	(一)「メキシコ」百弗につき
七十二兩一匁	(二) 湖北壹元銀百元につき
八匁一分八厘	(三) 銅錢一串文(一千文)につき
百〇二兩〇四分	(四) 估平馬蹄百兩につき
百〇二兩	(五) 荆沙馬蹄百兩につき
百〇二兩〇四分	(六) 它文馬蹄百兩につき

第三節 度量衡

第一款 概説

抑々清國度量衡の制度は、紛亂錯雜其極に達し、爲めに商業取引を遅緩ならしめ貿易を阻礙すること尠少にあらず。今茲に大略を述べて其一斑を窺知するに資せんとす。

度は之を尺と稱し、量は之を斛子と稱へ、衡は之を秤又は平と稱す。衡器を製

作するものは多く度器の製作を兼ね、量器の製作は獨立の營業とす。蓋し度量衡の製造販賣に就ては、何等の制限あることなく、全く各人の任意に之を製作し得る所なるが故に、其粗雜なる寧ろ驚くべき者にして、同一名稱の下に、同量目なりと雖も、事實に於ては、多少の差異あるを免れず、又甲の用ゆるものと乙の用ゆるものと、丙の用ゆるものと全然量目を異にし決して符合することなし。斯くの如く業を異にし店舗を異にするに連れて、各特種の度量衡を有するが故に、取引益々複雑を極め人をして其適從する所に惑はしむ。且つ又支那商賈は、各自度量衡を設定し、吳服商は、互に協定して其私尺を用ひ米穀商は又協同して私量を用ひ棉花商は又其私衡を用ゆる等、度量衡の亂雜なること推して知るべき也。

今左に漢口度量衡に就て摘記せん。

第二款 尺度

現今漢口にて行はるゝ尺度は、混亂不同名狀すべからずと雖も、清國各地税關に於て使用する尺度の標準は、英清通商條約に於て之を定む。即ち清國の一

尺は英國の十四吋[△]とし清國の一丈は英國の四碼より三吋を減じたるものは相當する旨規定せり。今此標準に基き本邦尺度に比較すれば左の如し、

里	凡我	五町五十一間
丈(十尺)	同	一丈一尺七寸
尺(十寸)	同	一尺一寸七分
寸(十分)	同	一寸一分七分
分	同	一分一厘強

尙ほ漢口に行はる、尺度の種類を擧げ日英尺と比較せん、

各種の清國尺

廣東尺(税關に於て用ゆ)	一尺一寸七分	英尺	十四吋〇九八
欄杆尺	一尺一寸五分五厘		十三吋八分
綢緞尺	一尺一寸四分		十三吋六分四
度尺(反物店尺)	一尺一寸七分弱		十四吋
裁尺(裁縫尺)	一尺一寸六分		十三吋八分八
日本曲尺			

第三款 斗量

清國量制と我邦量制とを比較すれば、

一勺	我	零勺五七三
一合	同	五勺七三一
一升	同	五合七勺三一
一斗	同	五升七合三勺一
一斛(五斗)	同	二斗八升六合五勺
一石(二斛)	同	五斗七升三合一勺

尙ほ十六斗を度と云ひ、十六斛を乘と稱す。

然れども實際漢口に於て使用せるものは各々其容量を異にし決して一定す

漢口に於ける容量の種類

ることなし。故に商取引の際には、皆重量を以て定むと云ふ。

現今各商賈に使用せる榼は一斛、二斗半、一斗、一升、五合等の別あれども、一升榼の十倍は必ずしも一斗榼の容量に適合することなく、五合榼の二倍は、一升榼に一致せざるが如く斗量の制は實際粗雑の状態にあり。

漢口に於ける容量の種類を示せば左の如し、

名	稱	公斛との比	日本量との比	摘	要
公	斛	五	斗	我二斗九升八六二	康熙朝制定の標準斛、二斛を以て石に算す
漢	斛	五	斗	米穀の取引に用ゆ	
樊	斛	六斗六升	同三斗九升四一七	同上但し主として川船々上に用ゆ	
衡	斛	六斗七升五合	同四斗〇升三二	同上	
雜糧	斛	五斗四合	同三斗〇升一四	雜量の取引に用ゆ	

註、漢斛は漢口固有のもの樊斛は樊城固有のもの衡斛は湖南省衡州使用のものとする

權衡 秤量の稱呼

第四款 權衡

秤量の稱呼は、黍、粟、十黍、銖、十銖、兩、二十四銖、斤、十六兩、引、二斤、鈞、三十斤、擔、百斤、石、百二十斤等に於て、又銀秤の稱呼には、兩、錢、又は分、厘等の區別あり。

漢口に於ける衡器も亦錯雜にして、數十種の多きに達し、各店營業の異なるに從ひ、其種類を異にす即ち秤の使用に就ては、同業者、商議の上之を定む、又商人各自に加減して用ゆるありて一様ならず、今其重なるものを擧ぐれば、

- 一、曹平(官平とも云ふ)、政府所定の商用平にして目下の諸取引には用ひられされど秤平の評價を爲すに當つて、總べて他の諸秤の標準權衡たり。
- 一、庫平 は、一般納税用の官定平なり。
- 一、估平 は曹平に比して九八六控なり、即ち曹平の九八六は此秤の一、〇〇〇に當る、又此秤の一斤は、曹平の十五兩七七六に相當す。
- 一、錢平 は、曹平に比して九八五控にして、曹平の九八五は、此秤の一、〇〇〇に當り此秤の一斤は曹平の十五兩七六に當る。

一 浙寧秤 是寧波人の用ひ始めて秤にして此秤の一斤は曹平の十六兩八
分八に當る。

一 建邦秤 此秤の一斤は曹平の十七兩に當る。

一 公議秤 此秤は一斤は曹平の十五兩三分三に相當す雜貨商の公議に由り
議定せるものなり。

其他九九平、九八平、九七平、九六平等と稱するは、即ち曹平に對する比較なり、又
外國商人の用ゆる秤は洋例秤（行秤）と稱し、該秤の百兩は海關平の百〇五兩曹
平の百〇一兩に相當す。（行秤とは重に外商と取引する問屋の所用秤なり）
英清通條約の規定によれば、清國の一擔（即ち百斤）英國の百三十三封度三分
の〇一に當り、清國税關に用ゆるものは、此標準に依りたるものなり、俗に之を磅
秤と言ふ。之を我國のものに比較すれば、

海關平一擔 <small>（百斤）</small>	凡我	十六貫目
同上 一斤 <small>（十六兩）</small>	同	百六十匁
同上 一兩	同	十匁

一擔（担）
と同一換
算割合に

（備考）元來一擔は百斤、一石は百二十斤なるべき規定なれども、商品によ
りては、其斤量一定せざることありと云ふ、記して參考となす、又太平の
語は金銀の重量を計るに用ひ秤は諸物貨を計量するに用ふ、前者の衡
器を天平秤と言ひ後者を稱秤と稱す。
貨幣及び度量衡に關しては唯だ僅に其の大略を示すに過ぎず、後日再び補遺
修正して其精細を盡すべし。

第九章 商業機關

第一款 行

商業の種類極めて多きは、所謂三百六十行店舖の意にして、賣買商品の種類に
より區別すの名稱あるに依りて之を知るべし、殊に漢口の如きは内地貨物の
一大集散市場なるを以て、各種の生業行はれざるはなし。俗に入大行（入大行）と稱す
るは、其中最も顯著なる商業入を數へたるものにして、鹽行、茶行、藥材行、廣東福
州雜貨行、油行、糧食行、棉花行、皮行、即ち是なり。此等の貨物は、各地より來漢し、

第九章 商業機關

年中客棧に宿泊する客の手のを経て集散せらる、四川より來集するものには、
 藥材、桐油、漆油、橘子、木耳、生漆、絲麻、白蠟、黃絲等あり。雲、貴兩省より來るもの
 は、木耳、生漆、桐油、漆油、麻油、阿片、白蠟、材木等あり。陝西より來るものには、牛皮、
 牛油、羊毛、阿片等あり河南よりは、雜糧、棉花、牛皮、藥材、桐油、牛油、皮油、麻油、黃絲、
 阿片等來り湊る。
 其の他湖南の米、茶等、江西、福建の藥材、磁器、麻絲、麻布、茶、菓實に於ける上海及鎮
 江商の洋貨、福廣雜貨、綿糸、綿布を商ふが如き、或は汕頭商人の砂糖、洋廣雜貨を
 持來るが如き枚舉に遑あらず。今各種の材料に依り此等各商幫の取引高を
 概算せるものを擧ぐれば左の如し、

各商幫取
引高

漢口在住各商幫取引高比較表

幫名	取引貨物	大商買之數	一家平均取引高	取引高
四川幫	藥材、桐油、生漆、絲麻、白蠟、黃絲等	三〇	三〇〇,〇〇〇	至一五〇,〇〇〇 至一〇〇,〇〇〇

第九章 商業機關

幫名	取引貨物	大商買之數	一家平均取引高	取引高
雲貴幫	木耳、生漆、桐油、白蠟、阿片、材木等	三〇	三〇〇,〇〇〇	至一三〇,〇〇〇 至一〇〇,〇〇〇
陝西幫	牛皮、羊毛、阿片、牛油、生漆等	一〇	八〇,〇〇〇	至七〇,〇〇〇 至五〇,〇〇〇
河南幫	大豆、胡麻、小麥等ノ農物、牛皮、藥材、胡桃、阿片等	一〇	一五〇,〇〇〇	至一〇〇,〇〇〇 至五〇,〇〇〇
湖南幫	米及雜糧	二五	四〇〇,〇〇〇	至二五〇,〇〇〇 至一五〇,〇〇〇
江西福建幫	茶、其他	二五	一〇〇,〇〇〇	至七〇,〇〇〇 至五〇,〇〇〇
江南及寧波幫	棉花、海產物、米、桐子、綢緞	六十乃至七十		
山東及北清商				
湖廣幫	海產物、黃白生糸、廣貨、桂皮、肉、藥材、夏布、荔枝、細織物、象牙、工銀、細工、砂糖、屑糸、繭等	三十		
及廣幫		三十		
香港幫		二十		
漢北幫	茶			
合計				至一五〇,〇〇〇 至一〇〇,〇〇〇

第二款 幫

幫とは同郷の商人相結合して一團體を成すものにして、各冠するに郷里の名を以てす。其漢口に於て有名なるものは、四川幫、雲貴幫、陝西幫、山西幫、河南幫、漢幫、湖北幫、湖南幫、江西福建幫等にして、是等商幫が唯一の商業機關とするものは所謂會館及公所なり。(會館及公所の條下參照)

所謂八大行の一年間に於ける取引高の概數を擧ぐれば左の如し

行名	行數	一ヶ年取引高
鹽行	十家	至自 四、〇〇〇、〇〇〇圓
米糧行	二十家	至自 一八、〇〇〇、〇〇〇圓
雜糧行	二十家	至自 一八、〇〇〇、〇〇〇圓
棉花行	十家	至自 八、〇〇〇、〇〇〇圓
油行	十餘家	至自 二四、〇〇〇、〇〇〇圓
茶行	十餘家	至自 一七、七〇〇、〇〇〇圓

八大行取引高

第三款 市場

市場として一定の設けなければ、其運輸の便、貨物揚卸の利に依り、倉庫の漢水沿岸に設けらるゝと共に、自然市場を形成するに至れり。而して特定の貨物市場として數ふべきは棉花の市場、油の市場、薪炭の市場、米の市場、雜糧の市場等にして、米は湖南より、雜糧は漢水の上流より、棉花は湖北一帶の地より、油は、四川、湖南等より皆民船に積載し來る。荷主は行に委託して之を販賣せしむ。今各市場の位置を擧ぐれば左の如し。

(甲) 油市場、漢水の長江に合する處の漢陽の地域、打扣巷河街にあり。一ヶ年間常碇泊船數約百五十隻と稱す。

(乙) 薪炭市場、集駕嘴にありて米の市場と相對す。茲に薪炭船の常に碇泊

廣福雜貨行	藥材行	合計
三十餘家	二十餘家	
至自 六、〇〇〇、〇〇〇圓	至自 三、〇〇〇、〇〇〇圓	至自 一、九〇〇、七〇〇圓

するもの約百隻位なり。

(丙)棉花市場、漢陽の打扣巷街に接したる地にあり。棉花行の大なるもの此街上に開市す、之は季節によりて開かれ、其期間毎日數百艘の民船茲に集合す。

(丁)米市場、沈家嘴の漢陽の地域にあり。二十家の問屋茲に開設して營業す。季節に依り、常に百隻乃至二三百隻の米船此地と湖南間を往來す。

(戊)雜糧、漢水の上流楊家河にあり。二十家の雜糧行茲に開市す、漢水の上流各地と來往する民船二三百隻あり。

以上は、固と市場として設定せられたる者に非るも、種々の便宜上より起り、多年の慣習に伴ひ自ら市場を形成するに至りしなり。故に一定の規定もなく、唯特定の貨物を買はんとする者、其地に出張して行家より直接、又は行家に寄寓する客商より之を購買す。中には其貨物を搭載せる商船に就き買ふもあり。市場の取引は總て卸賣的にして、約定、代金仕拂、荷物受授の方法の如きも一定の習慣なく、或は現金にて、或は莊票、小銀行の支拂手形を以て、或は信用の

如何に依り購買者の約束手形を以て支拂ふことを得。

第四款 會館及公所

一般商業に就き注意を要するは、會館及公所の制度なり。會館とは、一定規約の下に業體如何に拘らず、信用ある同郷人相集りて之を組織し、各人の商業的行爲を支配する一種の自治團體なり。公所とは郷里の異同に論なく、同業者の組織する所にして其營業に關する諸般の規約を定るもの也。

漢口に於ける會館及公所は劃然一定の限界なく同一會館内に於ける同一營業者各別に公所を設くるあり、例へば四川會館中に藥幫船幫あるが如し。是等の團體は其管掌する事務多々あるも其詳細は、別に記述すべく茲には單に商業上に關する主なる事務を擧ぐるに止むべし。即ち交通運搬、度量衡、取引上の習慣規定、及び相場の高下等に關する辨理事務にして、殊に公所の如き同業者間に設立せられたる者にありては、其取扱ふ所のもの凡て之に外ならず。即ち米商には米の取引習慣あり、棉花商には棉花の取引習慣あるが如し。是等の習慣は皆同業商人間に年來慣用せるものなれども會々公所の組織によ

りて一種の不文律的効力を與へられたるものなり。
會館、公所の稱呼は、唯一般の區別に過ぎずして河南公所と云ふが如く、同郷者によりて設立せられたる團體にても猶公所と名づけ、茶葉會館と云ふが如く、同業者によりて設立せられたる團體的商業機關をも會館と稱することあり。
漢口に於ける重なる會館及公所左の如し。

一、會館

- | | |
|------|------|
| 長郡會館 | 湘鄉會館 |
| 四川會館 | 徽州會館 |
| 山陝會館 | 江西會館 |
| 浙寧會館 | 太平會館 |
| 施德會館 | 香山會館 |
| 潮嘉會館 | 嶺南會館 |
| 茶葉會館 | 白布會館 |

二、公所

- | | |
|------|------|
| 河南公所 | 漢幫公所 |
| 米市公所 | 錢幫公所 |
| 船幫公所 | 滙鹽公所 |
| 麻布公所 | |

第五款 商習慣

漢口に於ける取引習慣は、清國中最も複雑を極めたるもの、一にして之を窺知すること容易ならず。是れ商業の種類により、或は當事者國籍の異同を生じ、或は個々信用の程度により、其取引習慣を異にする等、之を同一律を以て論定する事能はざるに因る。例へば貨物を計量する秤の如きは數十種の多きにのぼり、代金を表示する銀の如きも其平と其銀色とに幾十の種類あり。又代金の支拂に關しても、或は現金支拂を以てし、或は二週間目拂三週間目拂を以てす、甚しきは六十日拂三ヶ月拂等あり。是等秤の種類、及び兩の平と兌とに關する説明及比較に關しては、之を金融及度量衡の章に記述したれば、今茲には一般取引上の習慣を畧述するに止むべし。

(甲)貨物の買取極 一般に交單又は定單或は成單を取交はして約定の證據となすも、買買の大小信用の如何により、或は口頭又は帳簿上の約束をなす等一定せず。而して取引習慣複雑なる漢口の如きに在りては約束の際、秤、平及支拂期日等に關し、豫め相手方に之を質し、然る後約束するを要す。

(乙)貨物の引渡 約定の初めにあたり之を定むるを要すれど一般の習慣として賣手より買手の指定する場所に送り届くるを通例とす。若し倉渡し約束をなさば、貨物引取に關する費用は、買手持なりと云ふ。其他引渡の期日の如き隨時に取極をなすを常とす。

(丙)代金の支拂 一般に當初契約の際之を定むるものにして、十日目又は二十日目或は一週間後二週間後等一様ならざれども、凡て支拂期日の長期に涉る者は其期日間市場に於る普通の日歩を支拂ふを常とす。唯外國人との取引に當りて長期に涉るものは其取引の敏活を欠くのみならず双方に危険多きを以て、普通二週間となすが如し。獨り支那商人間にあ

りては、彼の會館、公所等に於ける嚴重なる制裁に依り斯かる患少なきが故に、比較的長期に涉ること多し。又一般に何日目拂と云ふも其日限に至り、更に期限付の莊票を以て支拂ふの習慣あることは、新來の外國商人として注意すべき點なり。以上は、一般取引上に關する習慣を述べたるものにして、各貨物に依り特有の習慣あること勿論なるも、是等は實際に當り研究するを要す。

第六款 買辨制度

第一項 總說

漢口は固より清國各地の開港場に營業せる外商は其の業務の何たるを問はず又其英米人たると獨佛人たるとに論なく凡て買辨なる一種の請負營業人を雇用して最も簡便なる營業を爲す。外商は之を以て己れの耳目と爲し手足と考へ又取引先の顧客に對して營業上の聯絡を附すべき連鎖と爲し之に憑りて業務の擴張を計り得ると信じ其業務の一半を舉げて此の雇人に委託するに至る。外商が之れがために享け得る便益は尠少ならざれど此の買辨

は甚だ自由なる被雇人にして自家洋行主家のために業務を執ると同時に該洋行の名聲を自ら冠して他に資金を流用し別個の營業を爲すこと一二に止まらず。且つ自家洋行のために必ずしも忠實なる取引を爲さず取引先と洋行(雇主)との間に介在し仲立の勞を採るに當つて尙に賣買上の差金を控除し或は「コンミッション」を收得し己れ自身を利せんとする者あるに至る。買辨は洋行の好名を冠して儕輩の間に威信を張り遂には陽に自家洋行に忠實なるを示すも陰に取引先の商人支那人と結托して評價不對の不正品を納め(洋行に)などして雇主を瞞着するもの多く洋行の營業は終に買辨の營業に非ざるやの觀を呈するに至る。其弊害は買辨收益の種類と數量とを見て察知するを得べし。其利害の何れが大なるやは未だ俄に断定し難きも外人の必ず之を雇用するは其便益の弊害に比して大なるものあるが爲には非ずして一は自ら従事する營業の事情に通曉せざることと商慣習殊に一般の商用準器の難解なることの二原因に基き已を得ずして雇用するが如し。買辨なくして大取引を爲すこと能はざるにはあらず、三井洋行の如きは已に之を廢し吉

田洋行の如きは始より買辨を雇用せず。今左に買辨の何たるやを叙述せん。

第二項 起源

有利の事業を發見し土地を購ひ店舗を構へ店員を雇ひ資金の準備を爲すのみにては未だ營業を始むる事能はず。何となれば第一支那人は其外人を信用せず、新來の外人は直に支那商に對して信用を求むる方法を探らざるべからず。次に如何なる方法に由りて貨物の賣買其他の取引を爲すべき歟、其通貨は英米に比して如何なる差あるや、一般の度量衡は如何、釐金の徵收法、土貨の買入法、市場相場高低の真相、金融機關の狀況、各商人營業の狀態等の事情は自ら營業を爲すに當つて必ず知悉するを要する事項なり。然るに此等は非常に紛雜にして難解なる到底一二年の研鑽に由りて通曉し得る所に非ず。是に於てか外人が營業を始むるに當つては必ず先づ其地の財産家乃至名望家にして商賣に通曉せる者を選んで自家の爲に商取引を爲さしむ。恰も土地不案内の外人が案内者に依りて見物を爲すが如し。之を買辨と言ふ。即ち多くの支那商は此の買辨の手を通じて安全に外人と取引を爲すものなれ

ば取りも直さず其外人は買辨の有せし信用を利用し其智識を指南車と爲して初めて漸く不知案内の取引を營めるものと言ふべし。故に若し初より外人にして其語に通じ其事情に曉なれば必ずしも買辨の力に信頼せずして可なり。されば其起源は全く外人の不通語と不熟語との二因に基くと知るべし。

第三項 性質

買辨は一種の雇傭契約に由りて成立する者にて其扱ふ勞務に對して一定の給料を得る點より見れば全く一種の雇人に過ぎざるが如くなれど其の業務上自己の名義に由り雇主の爲に物品の買入販賣を爲す點より見れば問屋營業に類する所あり(貨物の買入又は賣込商に付て言ふ)。又雇主と支那商との間に介在して兩者の間に賣買貸借等の取引を成さしむるに由りて定規の「コンミッション」を得る點より見れば才取又は仲立人の觀あり。又雇主に對して豫め注文事項を完成する事を約し之に要する一切の商行爲を自己の計算に基き處理する點より見れば請負人とも見るを得べし。即ち本來は全く雇

主の爲に雇主の計算に由りて其の業務の一半を代辨する有給の雇員なりしが、今や全く其の性質を一變して大に其權限を擴張し買辨が自己の名義にて取引を始むるに至りし結果、其雇主たる外人は取引先の支那商に對して直接の相手方に非ずして凡て雇主の注文否な取引が買辨に對して結はれ、而して買辨は更に其所用の事項を採つて支那商と取引す。故に雇主と買辨買辨と支那商との間に全く二個の別立せる契約關係を成立す。以上は雇主のため、に其注文事項を遂行せしに過ぎざれど業務上の權限は更に自由にして雇主のために業務を執ると同時に、毫も雇主に關係なく自己の計算にて他の營業に従事することを妨げず。其汽船業と銀行業と貿易業と各業務の異なるに由りて、多少買辨の性質に異なる所あるべけれど、要言すれば買辨は外商のために自己の名義を以て取引する有給の請負營業人なりと言ふべき歟。(雇主に對して請負的の取引關係を結ぶが爲に營業上の支出勘定は全く別立し個々の帳場を立つるが故に普通使用人には非ずして寧ろ獨立の商人と言ふべく其の有給なるは請負の性質に反するものなれば漸次廢止して無給と爲らん)

第四項 買辦の利害

前述の如く買辦は一種の被雇人なれど自己の名義を以て營業を爲すが故に取引に要する一切の行爲を自ら爲さざるべからず。故に大なる外國洋行には外人の事務所と供に買辦の帳房ありて常に多數の配下を使役し別廓を爲し其配下の進退及使用法に就き雇主たる外人は全く買辦の自由に一任して一言の可否をも挿まず。支那商との取引は直接買辦に由りて行はるゝが故に支那人の方面より見れば買辦の營業にして外人の營業に非ざるが如し。されど是れ最も必要なる點にして (一)買辦を使用する時は支那人との取引を圓滑にし (二)顧客との關係を密ならしめ (三)取引上の紛議を調停するに便利なるとの利益を見るが爲には斯く餘分の權限を附與するの要あり。外人が常に金錢上多少の利益を犠牲と爲すも尙ほ買辦を要するは全く前述の利益あるに由る。されど強ち是等の利益のためのみには非ずして不通語不熟地の必要上已を得ずして買辦の力に由るもの有りとせば彼等外人は確に非常の不利益を忍べるものなり。其不利益は取も直さず買辦の利益なれば

今左に買辦が業務の上より如何なる收益を獲得するやを述べん。

第五項 給料

買辦が雇主たる外人のために取引の代辦を爲す報酬として給料を享くるは雇傭契約上被雇人に對する當然の給付とす。されど其額非常に僅少にして業務施行上の經費に充つるに足らず買辦が自ら使用する配下の給料のみを算するも買辦自身が享たる給料のみを以て支辨するに足るべくも見えず買辦の使用者は買辦の養ふ所なり。況んや他に取引上種々なる費用を生ずるをや。されば別には是等の經費を償ふに足る程の収入なかるべからず之を「コンミッション」と二種の差金と爲す。

第六項 「コンミッション」

好意を授けたるに對して必ず「コンミッション」を受くることが一般の習慣なるがためか有給の買辦か雇主のために取引を爲すに當つても亦取引高の一分の手數料を得るを以て常例とす。是れ既に雇傭の當時契約の文面中に明約せし所にして雇主の承認せる利益の分配なり。されど買辦が雇主と支

那商との間に介在して取引を爲すに當つては雇主より相當の「コミッション」を得ると同時に他の相手方たる支那商よりも同様なる手数料を得るを常とす。例へば雇主の爲に貨物を購入するに當つて買辨は先づ買手の支那商と買買契約を取結んで手数料を得更に其の貨物を主人に引渡（寧ろ賣り渡すと言ふの適當なるに如かず何となれば買辨と賣手との契約は買辨と主人との契約と全く別個なればなり）して手数料を得るが如し。是れ既に過分の収入なるに好位置に在る買辨は、是等の取引より更に猶ほ一個の収入を生み出さんことを勉む。賣買の差金はなり。

第七項 注文價格と買入價格との差金

前掲貨物購入の例を採りて言はんは大抵の買辨は雇主に對して其注文價格よりも安き貨物を購入し其間の差金を着服するを常とす事情に曉ならざる外人に對して此邊の瞞着は多く有り勝のこととす。更に猶ほ外人の看過し易き一利益の買辨に存するあり。銀平の大小に基く差金はなり。例へば小銀平の百兩を以て購入せし貨物を大銀平百兩と稱して雇主に引渡す時は、百

兩に付て懸かて三四兩の差を生ずるに至る（銀平には大小數種ありて各商皆別々のものを使用す故に同じく百兩と言ふも甲銀平百兩は乙銀平の九十八兩に過ぎざるあり又丙銀平は乙銀平の九十六兩に當るあり其名稱割合等は別に記する所あるべし）。

凡ての買辨は悉く前述の利益を一取引より擧げ得るものと斷すること能はされと銀行の買辨は亦た之に類する特種の利益あり。汽船會社保險會社皆然らざるはなし。況んや買辨にして若し相手方の支那商と結托して雇主を瞞着するの途に出れば買辨の暴利は甚大にして雇主の不利益測るべからざるなり。顧みて買辨を雇ふの利益を想ふも之れがために失ふ不利益を償ふに足らざるを信せしむ。

第八項 結論

本邦人が支那内地に事業を始むるに當つて其の種類の何たるを問はず猶ほ當分は買辨の援助を求むるの要あり。又或る種の是非共其力に憑るべき業務の無きに非されと、多くは買辨に不當の利益を與ふるを甘諾せし上に成り

立ち加之其雇主業務の擴張は即ち買辨利益の増進を意味す。雇主の利益が少にても買辨の盡力に負ふ所ある間は可なれと、一度弊害生して取引上に瞞着を行はんとするに至れば外人の大資本は徒に買辨の私慾を充たすに止まらんのみ。買辨の制度廢止せざるべからず。將來猶ほ買辨を用ひされは支那に事業を始むること能はざるや、猶ほ用ふるの要ありと言ふ間は邦人の未だ事情に通せざると言語に通せざるとを證明するものにして來つて一地に十年二十年の研究を積む曉には銀平度量衡、釐金の徵收法より土貨の買入法、金融機關の狀況各商人の營業狀態等取引に必要な事情に馴るゝと共に土地の商人間に信用と名義を廣めて買辨を使用せざるも、何等の不自由を感ぜざるに至るや必せり。此の時に至つて始めて邦人の企業も續々起るべく貨物の賣込も意の如なるべし。然るに唯恐る邦人の實業に關係あるものにして、會々一地に渡來するも、僅に二三年を経過すれば懸かて轉任歸國して一知半解の智識を齎し去るに過ぎざるを。

將來支那に向つては益々多數の青年實業家を派遣すべし。而も一地に尠く

第七款 棧房(客商合宿所)

も十年の星霜を過すの覺悟を要し、將來支那の買辨に代つて邦人の指導を爲すものを養成する是れ當下の必要事項にあらずや。

棧房とは一の旅館風の建物にて、漢口水市(漢水の繫船所を言ふ)の附近に存在し、各府縣の常泊とも言ふべき躰裁にて、一地方の商人か十人乃至五十人位、共同の出資を爲して適當なる場所に大なる旅館風の建物を作り、一商人をして其管理と賄方を請負はしめ、或は一商人か自ら家を有して、一地方の出張員に限り宿泊其他萬端の便利を與ふることあり。而して此處に止宿する商人は、同縣又は同府の出張員なれど同業者に非ず。或は生漆を賣込まんとし、或は藥材雜穀を商賣するあり。止宿中に自身の帶來せる土産貨物を賣り拂ふて、更に綿糸綿布雜貨類の輸入品を買ひ入れ、歸郷する者なれば止宿中は其棧房の室を以て、是等賣買取引に要する一切の商務を處辨すべき事務室と爲し、爲替の取立振り出等の銀行事務貨物の受渡に關する汽船會社と税關の手續等一切の商行爲を爲すが故に棧房は一個の共同出張店とも言ふべし。されど

彼等出張員は四川、山西、貴州等遠隔地の生産者又は問屋の派出員にて固より地方の事情に通せず甚だしきは地方の言語を解する能はずして自ら前述の商務を執り難き者あり。されはとて繁忙なる事務を一々他人に委託する時は、大なる費用を支拂はさるべからず。於是同宿せる十四五名共同の出資を爲して、一兩人の事務に通曉せる者を雇入れ、汽船税關、銀行等の萬端の商務を代辨せしむ。即ち共同の使用人にて其の分擔せる費用は割合に僅少なり。且つ是等の出張員は重に貨物の受渡取引を爲すが故に多少貨物を手元に置くの要あり。棧房は其必要に應ずる爲め其家屋内に一、二ヶ所の大廣間を備へ手荷物及び商品の保管所と爲す、一種の倉庫にて低率の倉敷料を徴收す。是等の事務上の經費を除き單に一人一ヶ月の棧房[△]宿泊料[△]は僅に三兩内外にて殆ど實費を支拂ふに過ぎず。此廉價なる收入に甘んじて客商の爲に棧房を營むは全く同郷商人の便益を圖るの公共心のみにあらず。是等客商の寄泊は半年一年の久しきに涉りて常に多數の定宿をなすものなれば、定額の收入あるのみならず、倉敷料等の雜收入ありて割合に有利なれば也。此等の出

張商買は大抵該地方の土産貨の賣込人なるが故に、實際は全業者の合宿所となりて、久しく同居する間に、居常往來して日夕相親み、恰も一家族の如く、互に信用して共同に利益を營まんとするの美風あり。

此組織は少許の變更を加へて以て我商人にも適用し得べく、兩三年來、頻りに日本人客商寄宿所設立の議をなすものあれば、早晚事實として發現せんか。

第十章 外國貿易

第一節 一般輸出入貿易

第一款 總說

漢口の貿易額は、最近十年間に於て實に一倍以上の増加をなせり。即ち明治二十九年には總輸出入額六千餘萬兩なりし者の漸次増進して三十三年には農作物の不作其他の事情に困りて一時減少せしと雖も、爾后逐年順當なる發達をなし、三十七年には遂に一億四千餘萬兩の多額に上れり。翌明治三十八

年に至りて、其額少しく減少せしと雖、是れ全く農作物の不出來、爲替相場の変動等一時的現象によるものにして固より大勢を頓挫せしむべくもあらず。要するに漢口附近は大なる農産地なるを以て年の豊凶は直ちに輸出額に影響し延いて間接に農民の購買力にも關係を及ぼし終に輸入の消長をも來すを免れず。左に最近十年間に於ける漢口貿易額を掲ぐ。

過去十年間の貿易額

年 度	總 輸 出 入 額	純 輸 出 入 額
二十九年	六一、五六九、五五三 _附	四四、三〇六、四九三 _附
三十一年	六九、三五七、七九一	四九、七二〇、六三〇
三十一年	七〇、七九二、一二八	五三、七七一、四四五
三十二年	九〇、八七九、〇三二	六七、二〇二、〇六一
三十三年	七八、四九〇、四二二	五七、〇五〇、六三九

最近十年間に於ける漢口貿易額

(海關兩を單位とす)

外國品輸入額

外國品輸入額左の如し。

最近十年間漢口に於ける外國品輸入額表

(備考) 純輸出入額とは、總輸出入額より再輸出入額を減じたるものを云ふ。

年 度	總 輸 入 額	純 輸 入 額	直 輸 入 額
二十九年	二〇、二四二、七三九 _附	一四、一九三、五三七 _附	二〇九、九〇一 _附
三十年	二三、七六八、六二〇	一七、一七二、三五二	一七四、九四一
三十一年	二二、一九一、三二五	一六、〇一九、七二二	六五、八八二

第十章 外國貿易 第一節 一般輸出入貿易

第十章 外國貿易 第一節 一般輸出入貿易

三十二年	二九、七九七、七五七 ^兩	二一、六六六、八二七 ^兩	四四〇、四六一 ^兩
三十三年	二七、二一五、七九四	一九、七四三、三七六	八〇二、一六八
三十四年	三六、〇四五、八六〇	二五、六八五、九五四	二、一四一、四九一
三十五年	三七、七〇〇、六二一	二六、八七一、六〇七	五、〇〇〇、一六〇
三十六年	五五、〇四五、五一五	三六、八二九、四四四	七、七五七、六四七
三十七年	五三、五九一、二〇五	三七、一五〇、三八三	一一、八一五、六九〇
三十八年	五二、一一二、二六〇	四七、五一〇、九一九	二六、四一一、九三四

次に最近三年間に於ける漢口貿易を細別せば左の如し。

漢口に於ける最近三ヶ年間貿易額對比一覽表

貿易種類	三十六年	三十七年	三十八年
外國、香港より輸入	七、七五七、六四七 ^兩	一一、八一五、六九〇 ^兩	二六、四一一、九三四 ^兩
清國諸港より輸入	四七、二八七、八六八	四〇、七七五、五二五	二五、七〇〇、三三六
小計	五五、〇四五、五一五	五三、五九一、二〇五	五二、一一二、二六〇

第十章 外國貿易 第一節 一般輸出入貿易

外國再輸出	一、〇九一	二〇	八、八三三
清國開港場へ輸出	一八、二一四、九八〇	一六、四四〇、八〇二	四、五九二、五〇八
小計	一八、二一六、〇七一	一六、四四一、〇〇二	四、六〇一、三四一
純輸入額	三六、八二九、四四四	三七、一五〇、三八三	四七、五一〇、九一九
内地品			
清國諸港より總輸入	二二、三九七、八二七	三一、二二八、四〇三	一一、七七五、八六三
外國へ輸出	九〇六、九九一	一、六七三、六九〇	二、〇六六、七七六
清國諸港に再輸出	一四、八九七、二六七	二二、三四〇、七七二	四、三八二、三一〇
小計	一五、八〇四、二五八	二四、〇一四、四六二	六、四四九、〇八六
純輸入額	六、五九三、五六九	七、二一三、九四一	六、三二六、七七七
土産品			
外國へ輸出	三、八五二、七八四	五、四七〇、一七九	七、四九三、一三三
清國諸港へ輸出	五一、八五三、七〇三	五七、六一四、八七一	四九、七一二、二一八
小計	五五、七〇六、四八七	六三、〇八一、〇五〇	五七、二〇五、三五〇

漢口は
料輸出港

輸出品
の
数量
及
金額

第十章 外國貿易 第一節 一般輸出入貿易

總貿易額	一三三、一四九、八二九	一四七、九〇四、六五八
純貿易額	九九、一二九、五〇〇	一〇七、四四九、三七四

(註) 内地品と土産品とは同じく清國産なれども、前者は漢口以外の内地品後者は漢口地方の産出なり。

以上の統計に徴すれば貿易中輸出額は比年輸入額よりも大なるを以て、漢口は畢竟原料又は半製品の輸出港を以て目することを得べきか。

第二款 輸出貿易

第一項 概説

最近二年間に於ける重要輸出品の價額及び數量は左表の如し。

外國品	單位	三十七年		三十八年	
		數量	金額	數量	金額
豆	柏			八九、二四〇	九二、八一〇
白	大	二、八五六	七、七二一	六九、九五七	一七二、四九六
獸	骨	七、二八〇	五、〇九六	一四、〇五九	九、五六九

第十章 外國貿易 第一節 一般輸出入貿易

品名	單位	數量	金額	數量	金額
猪毛	同	一五〇	八、〇六八	五〇	四、六五〇
棉花	同	三五、五六二	六四〇、一一六	七九、一〇九	一、三三六、二九〇
石膏	同	五、〇〇〇	二、五〇〇	九、一一二	四、〇〇九
石	同	四二二	四、六四二	一〇、五三〇	一、一七、三〇四
大麻	同			一八	三二八
水牛皮	同				
黃牛皮	同				
洗鐵及鐵鑛	同	二四五	七、三五〇	二一〇、四七〇	六〇五、八五四
藥材	同				六四六
五倍子	同	一六八	三、〇二四	七二六	一三、九六二
豆油	同			一、一六五	八、四九三
桐油	同	五六九	四、五五二	三、四三四	三〇、一五一
大黃麻 (四川)	同			八	一〇六
胡麻	同	六〇〇	二、四〇〇	九、五一七	四〇、〇六六
山羊皮	同	四、六七二	三、一四八		

品名	單位	三十七年	三十八年
象牙	同	二六五〇四六	二六四、七五三
白豆	同	二二七六五〇三	二、四四六、五五四
獸骨	同	四〇、八三一	五三、七六六
猪毛	同	九五六二	九、五九三
土茶	同	二〇、七八九	一六、九〇六
土布	同	九、六六三	一一、九六六
石炭	噸	八三、二二六	七二、四二二
棉花	擔	三六四、一六八	一七二、七九四
染料	同	二六、三〇四	三六、四四〇
鷺毛	斤	一〇	一三
木耳	擔	一四、三〇三	一五、〇三四
石膏	同	二九〇、八九一	二七八、八三八
麻	同	一四九、一六五	一四二、四七五
水牛皮	同	一九一、六九三	一七、六九四

品名	單位	三十七年	三十八年
生漆	擔	二〇〇、一九九	一、三三〇
紅茶	同	六六、七一五	一、五八四
硬茶	同	一一、六〇二	一七五、〇四三
綠茶	同	一一、六〇二	一〇九、七〇八
計	同	五、三六〇、八六八	二七、九九三

清國開港場への輸出單位

品名	單位	三十七年	三十八年
生金巾(漢口)	反(接續)	三七、二九九	六〇、四三五
綿絲	擔	四七、二八三	六〇、九五九
安質母尼	同	一一、八三八	八七四
砒酸	同	七〇三二	六、七〇一
大豆	同	五三三、四九七	七四五、六七二
大豆	同	一〇七、五七八	一〇九、〇六五

第十章 外國貿易 第一節 一般輸出入貿易

三燒酒	蓮子酒	胡椒	白生糸	黃生糸	養繭糸	屑繭糸	屑繭糸	山羊毛	鋼皮	鋼皮	鋼器	樹脂	紅茶
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
二五,九二四	二四,七三五	六一五,五七四	一三二	三,四四三	九六,三三九	九一三	五五,〇二九	二,〇〇六,六一四	一,九五五	一八二,八五〇	一四四,四一一	一八,一八五〇	一四四,四一一
一八六,六五三	二五九,七一八	二,四六二,二九六	四五,八五〇	一,一〇五,二〇三	二六〇,二五三	二五,八八八	一六三,三九三	一,〇九五,一七五	九,八九五	一八,一八五〇〇	二,五〇四,〇八七	一八,一八五〇〇	二,五〇四,〇八七
二二〇,一八	二四六,一一	七四三,九七三	一五九	三,七五一	八,三九〇	一,七〇九	四九,八二二	二,九一九	六八二	一四六,三一四	一一五,三三四	一四六,三一四	一一五,三三四
一三四,〇九五	二三四,〇九八	三,一三二,一二六	五九,七八四	一,三五〇,六二二	二四四,九八八	四二,七四九	一七五,三八四	一八,一一六	三,九九七	一,三八九,九八三	一,八五九,一八四	一,三八九,九八三	一,八五九,一八四

第十章 外國貿易 第一節 一般輸出入貿易

黃牛皮	銑鐵及未製鐵類	鐵器	乾黃花菜	藥材	麝香	五倍子	豆油	胡麻油	茶油	桐油	紙油	大黃麻(四川)	米
同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
一,二三,三八八	六八,一一六	五四,八〇四	一三,九五〇	九四,一三六〇	二,三,五三四	二六,五九三	一,二,二七五	四五,五八六	二〇,二〇四	四四,四三三	四八,四六九	八六五	二,二五〇,一一〇
三,四〇,一六四〇	九三,〇〇二	一八九,七三四	三〇,〇二〇	四七,八六七四	二,三,五三四	四七,八六七四	八二,三〇八	三七,八三六四	一八,一八三六	三,三九四,六九六	三六五,四九一	一一,八五一	五,五九〇,二八六
六五,六四三	三一七,四八三	一,三五七	四,五九二	三〇,〇六八	一,二,一〇二	一,一,一〇二	一,一,一〇二	一,三,七九二	一五,三三四	三七,四,七二二	六九,五二四	三三三	一,一四一,四六一
二,〇三四,九三三	五九,三六九三	五,一八四	三,八七三	五八六,三二六	二五,〇三二	八〇,九三四	一〇〇,八〇二	一一五,七七二	三,二九〇,〇五九	四一五,四一九	四,二九三	四,二九三	二,一三二,七七六